

課題解決先進地へ



UNNAN
Challenge
2015_2024

第2次雲南市総合計画 後期基本計画
第2期雲南市まち・ひと・しごと創生 総合戦略

平成27年度から令和6年度までの10年間のまちづくりの目標と方向性を示す「第2次雲南市総合計画」を策定して以来、基本理念である「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」に向か、「課題解決先進地」をめざし、「人口の社会増」への挑戦を続けているところであります。

雲南市は、ふるさとへの愛情と主体性を育む「子どもチャレンジ」、幸雲南塾などを通じて地域を元

気にするための活動や、社会課題解決をめざす「若者チャレンジ」、地域自主組織が中心となって地域の総力を結集し、地域の課題を自らが解決していく「大人チャレンジ」、令和元年度から新たに始まった市内外の企業と地域が一体となって地域の課題解決に向けた事業開発をすすめる「企業チャレンジ」など、多彩なチャレンジが行われており、そのチャレンジの連鎖によって生み出される取り組みは全国から注目されています。

このたび、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とする後期基本計画及び本計画と一体的位置づけの「第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をまとめました。これまで以上に人口対策に注力し、「定住基盤の整備」と次代を担う「人材の育成・確保」をすすめるとともに、持続可能なまちの実現に向け地域全体で社会課題を解決する「雲南ソーシャルチャレンジバレー」をめざして行く考えです。

中間点を折り返し、これまでの歩みと成果を大切にしながら一歩一歩力強くまちづくりをすすめてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に衷心より感謝申し上げます。



雲南市長

速水 雄一

目次

第1章 序論

1. 計画策定の趣旨	6
(1) 計画の意義	
(2) 計画の構成と期間	
2. 雲南市の地域特性	8
(1) 雲南市の概況	
3. 時代の潮流とまちづくり課題	12
(1) 直面する時代の潮流	
(2) 合併後の主な取り組みと今後のまちづくり課題	

第2章 基本構想

1. 基本理念	22
2. 雲南市のめざす姿	24
(1) 雲南市の挑戦	
(2) 分野ごとの将来像	
(3) 『人口の社会増』への挑戦	
(4) 土地利用ビジョン	

第3章 基本計画・総合戦略

1. 総論	32
2. 人口ビジョン	42
3. 各論	46

「人口の社会増」に向けた重点戦略（①定住基盤の整備・②人材の育成・確保）

政策Ⅰ みんなで築くまち《協働・行政経営》

政策Ⅱ 安全・安心で快適なまち《定住環境》

政策Ⅲ 支えあい健やかに暮らせるまち《保健・医療・福祉》

政策Ⅳ ふるさとを学び育つまち《教育・文化》

政策Ⅴ 挑戦し活力を産みだすまち《産業》

都市宣言

1. 「平和を」の都市宣言	140
2. 雲南市男女共同参画都市宣言	142
3. うんなん健康都市宣言	144

資料編

1. 雲南市チャレンジ推進条例	148
2. 提言書	150
3. 策定経過	152
4. 施策の目標達成のための基本事業・施策会議の構成	153
5. 主要統計	157

第1章

序論

1. 計画策定の趣旨	6
2. 雲南市の地域特性	8
3. 時代の潮流とまちづくり課題	12

※「第1章（序論）」は、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間を計画期間とするため、本計画の策定にあたつては変更いたしません。

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画の意義

平成16年11月1日、大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の6町村が合併し、新たに「雲南市」として誕生しました。

平成19年度からは、新たなまちづくりの中長期的な方向を示す最初の「雲南市総合計画」がスタートし、私たちは「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を基本理念に掲げ、市民と行政の協働によるまちづくりをすすめてきました。

この間、世界的な経済、金融危機の頻発は、私たちの地域にも大きな影響を与え、国内において経済格差の拡大をもたらしています。一方、地球規模で捉えなければならない環境問題や東日本大震災をはじめとした大規模な自然災害への対応など、少子高齢化の進行する中においてまちづくりを左右する新たな課題も生まれています。

これらの変化を受け止め、私たちが合併以来取り組んできたまちづくりを振り返り、市民と行政が新しい時代に向けた目標を共有し、踏み出していくための指針として第2次雲南市総合計画を策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

①計画の構成

雲南市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成します。本書では、「実施計画」を除く計画を明らかにするものです。

②基本構想の概要と期間

■基本構想の概要

基本構想は、雲南市の将来の目標及び目的達成のために必要な施策大綱を示し、まちづくりの基本指針を明らかにするものです。

■基本構想の期間

基本構想の期間は、平成27年（2015）度から令和6（2024）年度までの10年間とします。

③基本計画の概要と期間

■基本計画の概要

基本計画は、基本構想で定めた雲南市の将来像を達成するために必要な施策・事業の基本的な考え方を示すものです。

■基本計画の期間

基本計画は、前期 5 年間(平成27年度～令和元年度)と後期 5 年間 (令和2年度～令和6年度に分け、本書では後期基本計画を掲載します。

④実施計画の概要と期間

■実施計画の概要

実施計画は、基本計画で定めた施策を行財政の状況を踏まえてどのように実施していくかを定める年次計画です。

■実施計画の期間

実施計画の期間は 5 年間とし、毎年度ローリング方式で見直します。

総合計画の構成と期間

基本構想…平成27(2015)年度から10年間

平成27(2015)年度～令和6(2024)年度

基本計画…今回は平成27(2015)年度からの前期5年間分を計画

前期：平成27(2015年度)～令和元(2019)年度

後期：令和2(2020年度)～令和6(2024)年度

実施計画…計画期間は5年間とし、毎年度ローリング形式で見直し

前期：平成27(2015年度)～令和元(2019)年度



毎年度、見直し

※計画期間中に生じる社会経済状況の変化などに応じ、必要な見直しを行う場合もあります。

2. 雲南市の地域特性

(1) 雲南市の概況

①地勢と歴史

■地理・地形

雲南市は、島根県の東部に位置し、南部は広島県に接しています。

市の南部は毛無山（1,062m）を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、標高差が大きくなっています。市内には、斐伊川本流と支流の赤川、三刀屋川、久野川、その支流である阿用川、吉田川などが流れています。

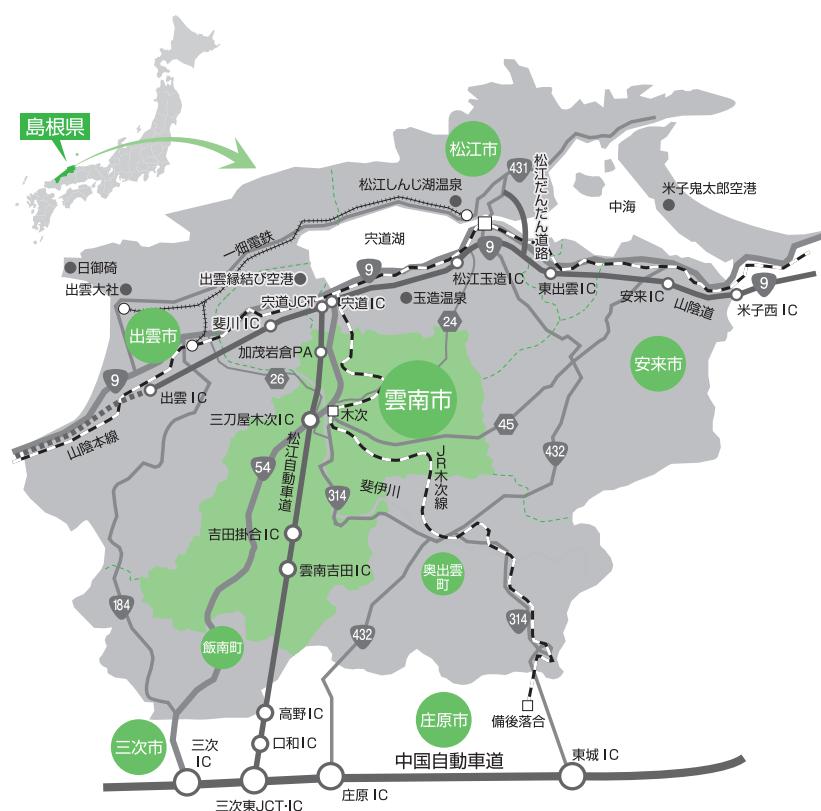
加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平坦部が広がっていますが、吉田町、掛合町では中国山地に至る広範な山間部を形成しています。

総面積は553.4km²で島根県の総面積の8.3%を占め、その大半が林野です。

■社会的条件

雲南市は、県都松江市と出雲市の南に隣接し、通勤や通学、商圈など社会的及び経済的に大きなつながりがあります。

また、平成26年度に中国横断自動車道尾道松江線が全線開通し、新たに山陽、四国方面と高速道路で結ばれ、産業や観光の分野において、さらなる交流の促進が期待されます。



■歴史・文化

雲南市にはヤマタノオロチ伝説で知られる斐伊川が流れ、各地に神話や伝説、神楽などが伝承されており、加茂岩倉遺跡や神原神社古墳をはじめとした多くの遺跡や古墳が発掘されています。

古くから斐伊川の支流周辺の低地では農耕が営まれ、山間地ではたら製鉄や炭焼きが盛んに行われてきました。また、山陰と山陽を結ぶ主要街道上に位置することから、陰陽を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。

■気象

気候的には北部の大東町や加茂町での平均気温は14℃前後であり、南部の吉田町や掛合町では13℃前後となっています。年間降水量は約1,700～2,000mm程度で、冬季には北部の加茂町でも降雪があり、南部の吉田町や掛合町、大東町や木次町の山間部などでは降雪や積雪により農作物や交通などへの影響もあります。



②人口

■総人口

雲南市の総人口は、平成22年国勢調査によると41,917人で、平成17年から平成22年の5年間に2,486人減少しています。

■世帯数

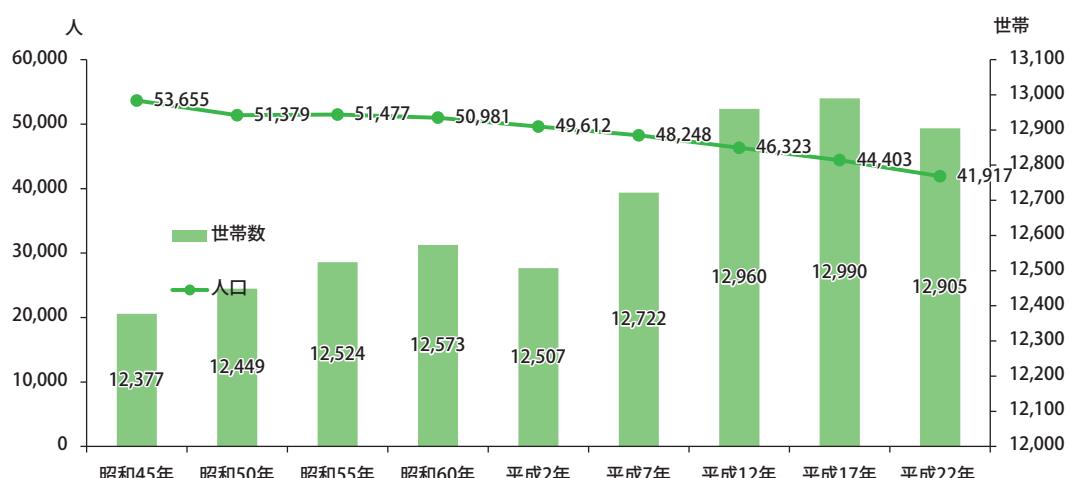
雲南市の世帯数は、平成22年国勢調査によると12,905世帯で、平成17年から平成22年の5年間に85世帯減少しました。また、1世帯当たりの人員は平成17年国勢調査では3.36人でしたが、3.18人となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

■人口構成

国勢調査によれば、年少人口割合の低下と高齢化率の上昇が続き、平成2年調査で、高齢化率が年少人口割合を上回りました。近年、その変化は加速しており、平成22年の年少人口割合は12.2%、高齢化率は32.9%となっています。

■人口動態

島根の人口移動と推計人口によると、自然動態では出生数を死亡数が上回り、社会動態では転入数を転出数が上回り、ともに人口減少の要素となっています。特に、出生者数は年々減少ってきており、平成16年10月から平成17年9月までの1年間は328人でしたが、平成23年10月から平成24年9月の1年間は266人となっています。



資料：国勢調査

③雲南市の特色

■水と緑に囲まれたうるおいのある穏やかなイメージをもつ地域

雲南市は、豊かな森林や河川、滝など、中山間地域ならではの豊かな自然環境に囲まれています。桜や螢が息づく自然と市民の生活が融合したまちづくりや、地域資源を活かした温泉施設、観光施設が整備され、水と緑が醸し出すうるおいのある穏やかな印象をもつた美しい地域です。

■個性あふれる歴史・文化が息づく地域

雲南市は、ヤマタノオロチ退治を中心とした出雲神話の舞台であるとともに、国宝に指定された銅鐸やたたら製鉄など、地域特有の歴史や文化をもつ地域です。また、農村景観や神楽、囃子(はやし)など、暮らしに根ざした農村文化が豊富であり、日本のふるさとの原点ともいいくべき歴史・文化が息づいています。

■新鮮で安全な農産物が生産され県内有数の製造業が集積する地域

雲南市では、有機農業の取り組みが盛んで、新鮮で安全な農産物や食材が豊富に生産されています。また、県内有数の製造業の集積地であり、加えて、商業集積もすすむなど地域の雇用を支えています。

■斐伊川流域を形成する地勢的に一体性のある地域

雲南市には、中国山地を源とする県東部最大の河川である斐伊川が流れ、古くから内陸水運が暮らしや経済を支えていました。斐伊川本流とその支流である三刀屋川や赤川、久野川等の結びつきから、地勢的な連続性があり、水系による一体性のある地域といえます。



3. 時代の潮流とまちづくり課題

(1) 直面する時代の潮流

①グローバル経済の動向

我が国の経済は、平成14年から平成19年にかけて「いざなみ景気」ともいわれる戦後最長とされる緩やかな成長を続けていました。しかし、平成19年末からは景気後退局面に入り、平成20年9月のリーマン・ショック^{※1}と呼ばれる金融危機が引き金となり、世界同時不況に直面しました。近年、経済はもち直しつつありますが、若年層の不安定雇用や経済的格差の拡大などが社会問題になっています。また、経済活動のグローバル化^{※2}がすすむ中、国際間・地域間の競争がより激しさを増しています。

このような中、日本との経済的なつながりが強く、成長を続ける東アジア地域は、ますます重要な位置づけとなります。

②地球環境問題の拡大

経済の発展やエネルギー消費の増加に伴い、地球温暖化や大気汚染など深刻化する地球環境問題は、21世紀における最も重要な課題の一つです。恵み豊かな地球環境を後世に引き継ぎ、人類と地球が未永く共生する社会を築いていくことが求められています。

また、新興国におけるエネルギー需要の拡大を背景に、世界各国で再生可能エネルギー^{※3}の導入拡大に向けた取り組みがすすめられています。我が国においても、福島第一原子力発電所事故の発生を機に、エネルギー政策の転換が強く求められています。

※1 リーマン・ショック…平成20（2008）年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事について、世界的金融危機（世界同時不況）の大きな引き金となったことに照らして呼ぶ表現。

※2 グローバル化…国家、地域などタテ割りの境界を超えて、地球が一つの単位になる変動の流れや過程。

※3 再生可能エネルギー…自然界に存在（バイオ燃料や太陽光など）し、一度使っても、短期間で再生できて枯渇しないエネルギー資源。

③進む人口減少・少子高齢化

我が国の人団は、平成17年に初めて減少に転じて以降、その傾向は拡大しています。今後5年から10年の間に、すべての都道府県で人口減少過程に入ろうとしています。

出生数は、第2次ベビーブーム期（昭和46年～49年）の約200万人をピークに減少し続け、平成24年の出生数は103万3千人余と過去最少となりました。一方、合計特殊出生率^{※4}は、平成24年において前年を0.02ポイント上回る1.41となりました。1.4台への回復は平成8年以来16年ぶりであり、微増傾向は続いているものの、欧米諸国と比較するとなお低い水準にとどまっています。

また、高齢化は世界に前例のない速さですすみ、平成25年で25.1%と世界最高水準の高齢化率となり、これまで経験したことのない超高齢社会を迎えていきます。今後も長期にわたり高齢化が進行し、平成37年には、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約30.3%になることが予測されており、我が国の社会のあり方に様々な影響をもたらすと考えられます。

④安全・安心なまちづくりへの対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、非常時を想定した安全・安心への備えが強く求められるようになりました。特に、原発事故に備えた避難対策や放射線への対応等が求められています。一方、地域防災機能の充実や市民の防災意識の醸成とともに、命の尊さや人ととの絆の大切さが再認識されています。

また、近年では、鳥インフルエンザ等の新興感染症^{※5}の流行や大気汚染による健康被害への対応も重要となっています。さらに、日常生活における子どもや高齢者等に対する多面的な安全対策が求められています。

※4 合計特殊出生率…厚生労働省「人口動態統計」における指標。一人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安。

※5 新興感染症…1970年以降に新しく認識された感染症で、局地的に、或いは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

⑤情報通信技術の革新と高度情報化の進展

近年、ＩＣＴ^{※6}分野の技術進歩は著しく、スマートフォン^{※7}、タブレット端末^{※8}の登場、ソーシャルメディア^{※9}の普及など、全世界が双方向の情報通信ネットワークによって結ばれ、情報が自由に行き交い、あらゆる分野において、容易に情報を収集し、発信することが可能となっています。

今後、情報は社会の発展をリードする重要な要素の一つであり、情報通信技術を有効に活かしていくことが大切となります。併せて、情報セキュリティ対策や個人情報保護対策の徹底など、情報管理への適切な対応もますます重要となります。

- ※6　ＩＣＴ…Information and Communication Technologyの略であり、情報通信技術のこと。
- ※7　スマートフォン…従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、高度な情報処理機能が備わった携帯電話端末。
- ※8　タブレット端末…コンピュータ製品の分類の一つで、ほとんどの操作を液晶画面（タッチパネル）に指を触れて行うタイプの製品。
- ※9　ソーシャルメディア…使用者が情報を発信し、形成していく情報媒体のこと。個人の発信する情報が不特定多数の使用者に対して露出され、閲覧した使用者は返事を返すことができる。

(2) 合併後の主な取り組みと今後のまちづくり課題

① 「協働のまちづくり」の現状と課題

a. 「協働のまちづくり」の主な取り組みと現状

年齢や性別、活動が異なる様々な組織や団体が地縁でつながる地域自主組織は、地域課題を自ら解決し、地域の振興・発展を目的に市内全域に設立されました。そして、NPO法人^{※10}やまちづくり団体、行政が力を合わせ、雲南省まちづくり基本条例を尊重したまちづくりが行われています。また、地域と「直接・横断的に、分野別に」協議を行う「地域円卓会議」が定着し、お互いの課題を共有し、課題解決に向けた取り組みがすすめられています。さらに、女性の社会進出を後押しし、男女が平等に仕事や家庭、地域の活動に参画する社会づくりに向け、「男女共同参画都市宣言」を行いました。

一方、行政においては、田舎暮らしをトータルサポートする専属スタッフ（定住推進員）を配置し、積極的な定住促進を図ってきました。

b. 「協働のまちづくり」の課題

地域自主組織は、日常生活の課題を解決していく上で、大きな可能性を秘めています。今後も様々な分野への挑戦と同時に、持続可能な地域づくりに向けた後継者の育成や全体の活動の底上げが必要です。また、まちづくり団体も私たちの生活の課題解決に大切な役割を果たしています。そこで地域自主組織やまちづくり団体を育成するため、「市民のもつ創造性と行動力」と「行政のもつ組織力と専門性」を効果的にコーディネートを行う、多様なネットワークとスキルを有する中間支援組織の育成・支援が重要となってきます。さらに、「人づくり」については、子どもから大人まで一体的に取り組んでいく必要があります。

※10 NPO法人…Non-Profit Organization(非営利民間組織)の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

② 「定住環境」の現状と課題

a. 「定住環境」の主な取り組みと現状

道路、上下水道をはじめとした社会資本の整備については、市内の整備水準の均衡に努めてきました。また、雲南市土地開発公社や島根県住宅供給公社などとの連携により、宅地開発をすすめました。

一方、バス交通については、高齢化や小中学校の統合を受け、地域の実情に合わせ、デマンド運行^{※11}のだんだんタクシーを取り入れるなど、きめ細やかな運行に移行しつつあります。

b. 「定住環境」の課題

社会資本の整備については、引き続き計画的な整備をすすめていくことが必要であり、今後は、特に維持・修繕を計画的にすすめ、安全・安心を実感できるまちづくりが必要です。

また、定住対策をすすめる上で、住宅施策の一層の推進が求められています。併せて市外へは、本市での暮らしの魅力や定住促進の取り組みの積極的なPRが必要です。

災害の対応については、市と関係機関による体制整備をはじめ、自主防災組織による身近な地域での体制を日頃から整えておく必要があります。

※11 デマンド運行…利用者それぞれの希望時間帯、乗車場所などの要望に応える運行方法。事前に電話で予約し、乗車場所、目的地まで向かう運行方法。

③ 「保健・医療・福祉」の現状と課題

a. 「保健・医療・福祉」の主な取り組みと現状

子育て分野では、保育サービスの充実をはじめ、保育料の軽減や医療費の助成など、保護者の経済的負担の軽減を図ってきました。

高齢者、障がい者福祉分野では、相談支援体制、施設整備の促進によるサービス提供体制の強化とともに、在宅福祉サービスの充実を図り、また、新たな認知症対策の取り組みも行ってきました。

保健、医療の分野では、雲南市立病院の改築に着手したほか、地域運動指導員や食生活改善推進員の育成など、健康づくりや介護予防を推進する体制づくりをすすめました。

こうした中、市民誰もが生涯健康でいきいきと暮らしていくことをめざし、うんなん健康都市宣言を行います。

b. 「保健・医療・福祉」の課題

子どもを安心して産み育てる環境の一層の整備を行うなど、魅力あるまちづくりをすすめ、子育て世代の定住促進を図ることが重要です。

また、誰もが健康で生涯を通して安心して暮らせるよう、地域福祉の取り組みを一層すすめていく必要があります。そのため、健康づくりや疾病予防、治療、リハビリテーションに至る、保健・医療・福祉における包括的な取り組みを、雲南市立病院や関係機関とともに、地域自主組織単位で取り組むなど、地域ぐるみで支えあう仕組みをつくっていく必要があります。

④ 「教育・文化」の現状と課題

a. 「教育・文化」の主な取り組みと現状

全国に先駆け、教育支援コーディネーターや社会教育コーディネーターを配置し、『夢』発見プログラム（キャリア教育※12）を、学校、家庭、地域（企業）、行政が協働ですすめるなど、全国に誇れる特色ある教育施策を展開してきました。また、永井隆博士の世界の恒久平和と如己愛人の精神に基づき、「平和を」の都市宣言を行いました。

一方、園児、児童数の減少から、適正配置に向けた幼稚園、小学校の統廃合をすすめました。学校施設については、全小中学校への太陽光発電システムの設置や耐震化をいち早く完了するなど、教育環境の整備に努めてきました。

b. 「教育・文化」の課題

キャリア教育を核とする『夢』発見プログラムを、学校、家庭、地域（企業）、行政の協働により一層すすめるとともに、「予測困難な社会を生き抜くための力」の育成が求められています。一方で、発達障がい・不登校をはじめ、様々な課題や困難さを抱える子どもに対し、地域や学校、関係機関が連携した早期支援による、社会的な自立に向けた取り組みが必要です。

雲南市が継承してきた歴史・文化資源は、外へ伝え、つなげていくべき貴重な財産でもあります。地域や学校における伝承活動、後継者など人材の育成・支援の環境づくりを一層すすめ、市外への情報発信に努める必要があります。

※12 キャリア教育…一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

⑤ 「産業」の現状と課題

a. 「産業」の主な取り組みと現状

農業分野では、生産基盤の整備・保全に努めるとともに、意欲ある経営体の育成など、関係団体とともに様々な農業振興対策を講じてきました。

商工業分野では、雲南市産業振興センターを設立し、企業誘致や雲南らしさのある新産業の創出のための支援や、雲南市農商工連携協議会による、「スパイスプロジェクト」「スイーツの杜プロジェクト」などの地域資源を活かした取り組みをすすめてきました。また、中国横断自動車道尾道松江線の開通により、道の駅「たたらば壱番地」を重要な情報発信施設として観光客誘致のための各種施策を展開しています。

一方、平成23年には「たたらの里山再生特区」が、地域活性化総合特別区域の一つとして指定され、雲南ブランド化プロジェクトの推進や里山の利活用に戦略的に取り組むこととなりました。現在、木質バイオマスを活用した再生可能エネルギーの利用拡大を図っています。

b. 「産業」の課題

農林業、商工業、観光の振興を図るとともに、農商工連携などによって、これまで以上の産業間のつながりの強化や特產品の開発、6次産業化やブランド化の推進により、活力と賑わいあふれるまちづくりが必要です。また、産業や地域を支える担い手の確保・育成、働く場の確保や起業しやすい条件づくりなどに取り組むことが大切です。

さらに、里山活用による再生可能エネルギーの利用拡大をはじめ、地域資源を活用した循環型社会の実現や地域経済の好循環に取り組む必要があります。

⑥ 「行政経営」の現状と課題

a. 「行政経営」の主な取り組みと現状

合併直後、市の一般会計の収支不足から、平成17年4月に「財政非常事態宣言」を発し、財政の健全化に努めてきました。この間、行財政改革大綱を策定し、普通建設事業費の圧縮や補助金の見直し、職員数や人件費の削減など、あらゆる対策を市民の協力によりすすめた結果、平成24年3月31日をもって「財政非常事態宣言」を解除しました。

一方、こうした中にあっても、各町の総合センター・出張所を維持し、引き続き行政サービスの向上に努めてきました。

また、中山間地域特有の課題解決に向け、同様な自治体と連携し、都市地域と過疎地域が相互に支え合う、新しい「持続可能な共生社会」の形成のため、国に対し様々な制度改革の要望を行い、実現を図ってきました。

b. 「行政経営」の課題

限りある行政資源を有効に活用し、最大の成果を上げるため、総合的な戦略のもと、「選択と集中」に基づいて、経営の視点に立った行財政運営を行う必要があります。

一方、平成27年度からは、合併した市町村に対する交付税の優遇措置の特例が段階的になくなります。このような中、急激な交付税の削減は行政サービスの低下を招きかねないため、課題を共にする全国の自治体と連携し、算定方法の見直しなど、新たな制度等の提案や要求を積極的に行っていく必要があります。

また、中山間地域が果たしている多面的・公益的な機能を都市地域と連携して維持していくとともに、地方から大都市への「人の流れ」を変え、持続可能な地域づくりに向けた取り組みをすすめる必要があります。常に現状に捉われず、挑戦していく行政経営が必要です。

第2章

基本構想

- | | |
|------------------|----|
| 1. 基本理念..... | 22 |
| 2. 雲南市のめざす姿..... | 24 |

※「第2章（基本構想）」は、平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間を計画期間とするため、本計画の策定にあたっては変更いたしません。

1. 基本理念

「生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり」

「課題先進地」から「課題解決先進地」へ

10年前、私たちは、人口減少、少子高齢化、行政課題の多様化、財政の硬直化といった課題に対応するために、自治体合併を選択しました。そして平成16年11月、力を合わせ、これらの課題を乗り越えるための雲南市が誕生しました。私たちは「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」をまちづくりの理念に掲げ、笑顔あふれる地域の絆、世代がふれあう家族の暮らし、美しい農山村の風景、多彩な歴史遺産、新鮮で安全な食と農という私たちのふるさとが継承してきた5つの恵みを、さらに磨き高め、交流を盛んにしていこうとまちづくりに踏み出しました。

そして10年。5つの恵みを活かし、自らの地域は自らの手で良くしていこうと地域自主組織の創意工夫した温かい地域づくりがすすめられています。子どもたちは、多くの市民の協力により、どこにも負けない「キャリア教育」に取り組んでいます。高校生、大学生、若者たちは、自分の夢と社会貢献を実現しようとつながり、さらに志のある若者のネットワークは市外へと大きく広がりつつあります。産業の分野では、業種を超えて事業者同士が手を取り合い、雲南ならではの産業振興への取り組みが始められています。一方、次世代の育成や、私たちの思いをもっと外へ伝えていくということが不十分であるという課題も生まれています。

これからの10年。私たちは、力を合わせて課題を乗り越えるという合併時の決意を忘れず、さらに歩みをすすめます。

グローバル経済が進展する社会において、経済の好循環と地域の自立に向けた挑戦。平和や地球環境、食料、エネルギーなど地球規模の課題に対しての雲南市の責務の遂行。格差や差別のない、安全・安心な暮らしづくり。そして、何よりも持続可能な地域に向け、人口の急激な減少を食い止める挑戦。

私たちは、雲南市が継承してきた恵みを活かし、助け合い、情報を共有し、互いに学び合い、そして、外へ伝え、外とつながっていくことで、これらの課題に立ち向かいいます。

我が国の人口減少、少子高齢化社会における課題は、今後、世界が抱える課題でもあります。「課題先進地」から「課題解決先進地」へ、雲南市がすすめる取り組みは、世界に提案する私たちのまちづくりです。

私たちは、「人と自然と歴史と食の幸」を受け継いできたことに感謝し、大切にしていきます。

私たちは、その幸を活かし、市民力を結集し、課題に立ち向います。

私たちは、挑戦を通じ交流を生み出し、世界につながります。



2. 雲南市のめざす姿

(1) 雲南市の挑戦

基本理念に掲げた挑戦により、「安全・安心」「活力と賑わい」「健康長寿・生涯現役」の実現をめざします。

多彩な地域づくり組織^{※13}や市民と行政の協働により、「課題先進地」から「課題解決先進地」へと失敗を恐れない挑戦を続けます。

(2) 分野ごとの将来像

①みんなで築くまち(協働・行政経営)

私たちは、市民力の結集の場である地域づくり組織に参画し、様々な地域課題の解決に挑戦します。また、交流人口を拡大し、訪れる人が住みたくなる魅力あふれるまちをめざします。

そのため行政は、地域づくり活動や若者のチャレンジを支援する一方、中間支援組織の育成など、時代を先取りする行政経営に挑戦します。

②安全・安心で快適なまち（定住環境）

私たちは、安心して暮らすことのできる地域や美しい農山村の原風景を守る活動、さらに再生可能エネルギーの活用に取り組みます。

行政は、安全・安心な生活を営むための生活基盤の計画的な整備や維持のほか、自然災害や原発事故などに備える体制の整備をすすめる一方、地域自主組織の自主防災・防犯の活動を支援します。また、都市機能の充実や定住のための住宅施策を一層すすめます。

③支えあい健やかに暮らせるまち(保健・医療・福祉)

私たちは、一人ひとりが、健康で生きがいをもち、住み慣れた地域で支えあいの輪を広げ、安心して暮らせるまちをめざします。各機関や地域づくり組織が様々な分野で連携し、地域ぐるみで支え合いや健康づくりをすすめます。

行政は、子どもたちが健やかに育つよう、子育てしやすい環境を一層充実させます。また、医療体制の充実とともに、介護・障がい者福祉サービス基盤の充実を図り、事業者とともにサービス提供に努め、自立に向けた支援をします。

※13 地域づくり組織…地域自主組織や、N P O法人、まちづくり団体などを総称している。

④ふるさとを学び育つまち(教育・文化)

私たちは、人権を尊重し、子どもたちが心豊かで確かな学力と健康な体をもち、社会を生き抜く力を身につけるよう総力をあげて取り組みます。若者たちは、いきいきと未来を語り合い、その個性と能力を発揮し、まちづくりに参画します。

また、芸術・スポーツを振興するとともに、まちの文化を学び、磨き、その価値を多くの人に伝えることで、ふるさとに誇りをもった人を育てます。

行政は、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境の充実を図るとともに、学校・家庭・地域との協働により、子どもから大人まで多様な学びの環境と機会の充実を図ります。

⑤挑戦し活力を産みだすまち(産業)

私たちは、地域資源を大切にし、6次産業化や地場産業の連携、農商工連携の活動を一層強め、地域経済の好循環を生み出す取り組みをすすめます。また、地域資源をさらに磨きあげ、積極的に市外へ伝え、交流を拡大し、産業として育てるよう努めます。

行政は、農林業や観光、中小企業の振興に加え、企業立地のための環境整備を図るとともに、創業者や経営者の活力ある産業振興に向けた挑戦を支援します。



(3) 『人口の社会増』への挑戦

①少子化に伴う人口減少社会への対応

雲南市における急激な人口減少は、自然減※14と社会減※15の2つの要素によります。要因として自然減は全国的な傾向である少子化の結果であり、さらに20歳代から30歳代を中心とする子育て世代の社会減が大きく影響しています。このため、持続可能なまちづくりに向け、若者の人口流出を抑制し、移住・交流人口の増加により、次世代の担い手を確保していく必要があります。

②私たちの挑戦

私たちは、前期基本計画（平成27年度～令和元年度）期間中の早い段階で、社会動態による人口の減少を食い止め、後期基本計画（令和2年度～令和6年度）期間中に増加となるまちに向け、挑戦します。

図1. 社会動態の推移

	実績値							
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
転入人口	1,063	947	955	1,036	951	796	877	911
転出人口	1,321	1,236	1,228	1,156	1,170	1,201	1,087	1,063
社会増減	△258	△289	△273	△120	△219	△405	△210	△152

※各年10月1日を基準とし、直近の国勢調査確定値を基に過去1年間の人口移動を集計したもの。平成18年～25年の実績値は、島根県「人口移動調査年俸」による。

③社会動態の現状

雲南市の総人口は、平成17年国勢調査の44,403人から減少し続けています。全国的に人口減少がすむ傾向が今後も続くと、基本構想の最終年度となる令和6年には、人口は約35,029人となります。

特に、市内に高等教育機関がないことから、18歳から22歳にかけての転出がすすみます。その後のUターンの力も弱く、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の市外流出が大きくなっています。そこで、その世代を対象とする施策を強力にすすめます。

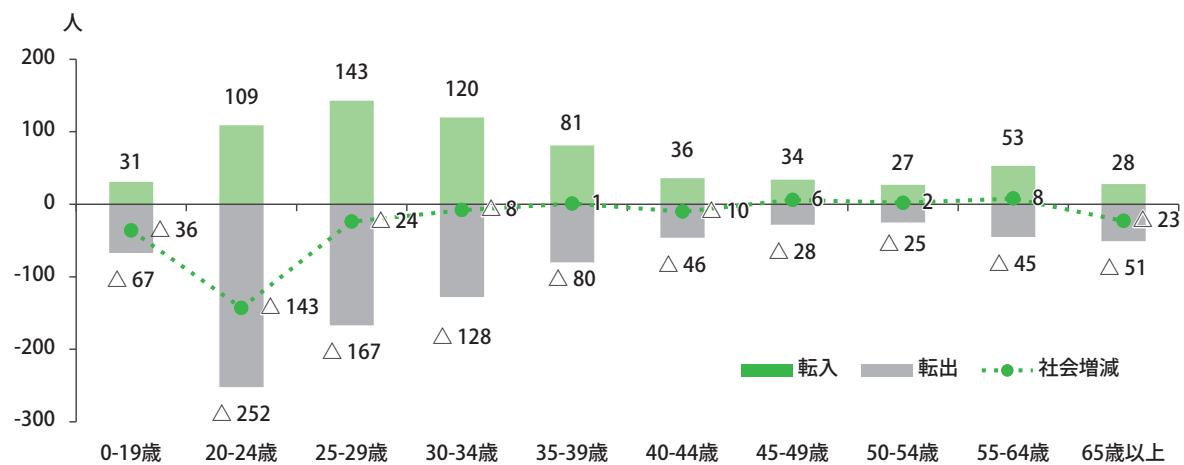
※14 自然減…出生数から死亡数を引いた人口が減少している状態。

※15 社会減…転入数から転出数を引いた人口が減少している状態。

④人口増に向けた取り組み

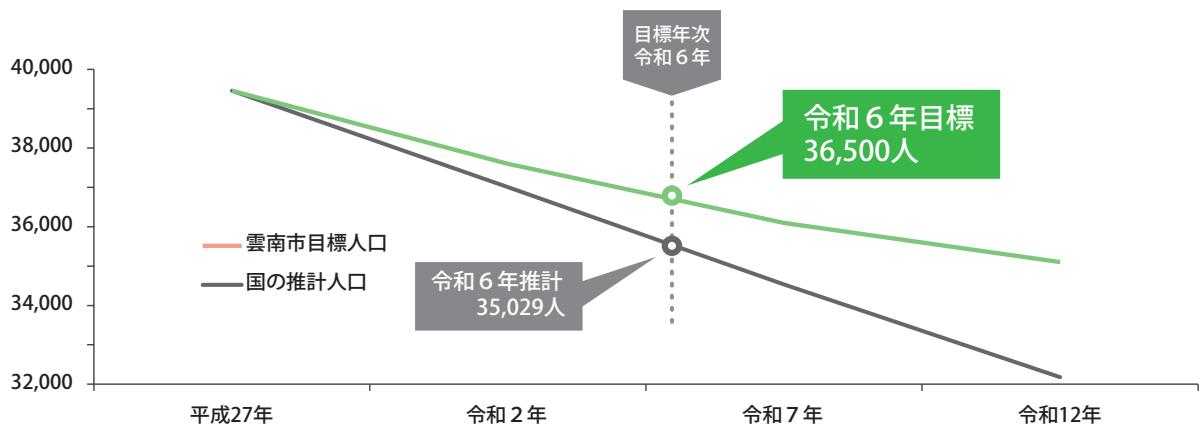
私たちは、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の市外流出の抑制、移住・交流人口の確保に取り組みます。行政は、子育て環境の整備、質の高い教育の提供、雇用や住宅施策など魅力あるまちづくりに対し大胆な施策を展開し、若者の流出を防ぎ、転入人口の増加を誘導することにより、長期的な出生数の向上につなげます。さらに、「人づくり」や「若者誘致」をすすめ、雲南市の若者と全国から集まつた若者がいきいきと課題解決にチャレンジをするまちをめざします。

図2. 年代別原因者社会動態



※転入には、県外から転入した者で市が職権により「記載」した人の数が、転出には、県外へ転出した人で、住民票から「削除」した人の数は含まない。

図3. 雲南市の将来人口設計



※推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計人口 (H25.3 推計)」

(4) 土地利用ビジョン

雲南市のまちづくりにあたっては、均衡ある発展に配慮しつつ、地域の自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案し、市街地整備をすすめる都市機能地域、農地や田園として活用し生産振興を図るとともに、交流活動やU・Iターンを促進する地域、山林や丘陵など環境保全をすすめる地域、宅地開発などをすすめる住環境開発地域を設定し、計画的な土地利用を図ります。

地域特性を活かしたゾーンについては、市全体の視点に立った機能分担や連携を図り、有効かつ効果的な土地利用をすすめます。

■都市機能地域

○中核拠点ゾーン

必要な制度を取り入れ、総合的に行政をはじめ保健・医療・福祉、教育文化などに関わる公共施設や商業賑わいの拠点、産業の集積を図ります。本地域においては、市の中心であり顔となる「中心市街地エリア」、地域医療の中核を担う「医療機能エリア」、良好な住生活環境を有する「定住機能エリア」を適切に配置し、ネットワーク化を図ることによって、利便性の高い都市機能整備と賑わいのあるまちづくりをめざします。

○拠点ゾーン

市南部の諸機能を集積したゾーンとして位置づけます。市南部の生活・防災拠点としての役割を担うとともに、中国横断自動車道尾道松江線開通に伴う山陽側の玄関口として中核拠点ゾーンと連携しながら、既成市街地周辺に機能の集積を図ることによって広域的利便性の高いまちづくりをめざします。また、原子力災害が発生した場合の災害対応拠点を確保します。

■住環境開発地域

○住環境開発ゾーン

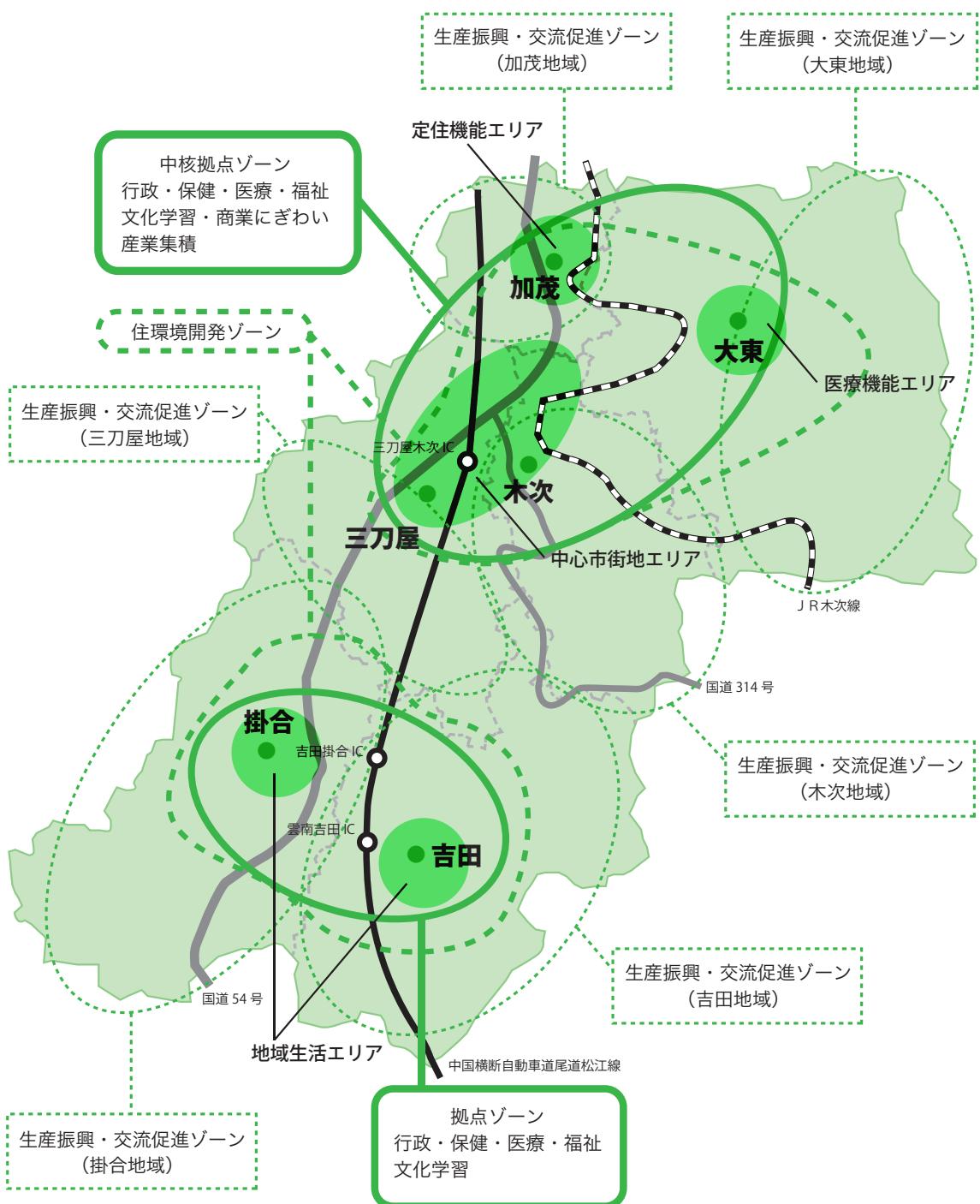
住宅団地の整備や宅地開発を計画的に推進します。

■生産振興・交流促進地域

○生産振興・交流促進ゾーン

農業などの生産振興を図るとともに地域の特性を活かした体験交流やU・Iターンなど交流促進を図るとともに、美しい農山村風景を守ります。

図4. 土地利用のイメージ図



第3章

基本計画・総合戦略

1. 総論.....	32
2. 人口ビジョン.....	42
3. 各論.....	46

1. 総論

(1) 後期基本計画・第2期総合戦略の考え方

雲南市は、平成27（2015）年に策定した前期基本計画及び第1期総合戦略に人口の社会増を目標に掲げて様々な取り組みをすすめてきました。

人口移動について振り返ると、都市圏での活発な雇用活動によって依然として東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）への一極集中が加速傾向にあることは変わりありません。東京圏への転入超過数は、1980年代末から起こった「バブル経済」の崩壊後のピーク時の15万5千人（平成19（2007）年）と同規模の13万6千人（平成30（2018）年）を記録しています（東京圏の人口は3,658万3千人で全人口の約3割）。

雲南市においてはこれに加え、主に「就職・結婚」「住宅」等を理由に松江市、出雲市への転出超過が続いており、平成30（2018）年の状況を見ると、松江市に対して139人の転出超過（雲南市への転入129人に対し、松江市への転出者268人）となっており、出雲市に対しては109人の転出超過（雲南市への転入123人に対し、出雲市への転出者232人）となっています。特に20歳代、30歳代の子育て世代の人口減が多く、目標としていた人口数とは大きくかけ離れています。こうしたことから、令和6（2024）年の36,500人の目標人口の達成は難しくなりましたが、これまで以上に子育て世代の流出防止対策とUターン増に向けた取り組みを強化し、目標に向けた努力を続けます。

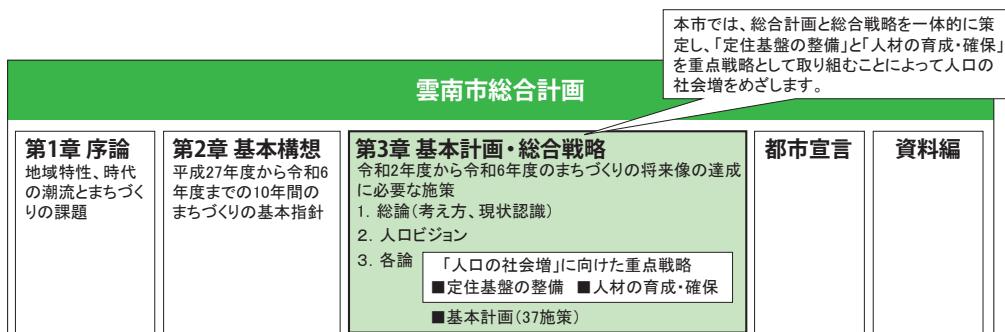
特に、流出減が激しい20歳代、30歳代の若者・子育て世代を重点対象に位置づけ、多様化する保育ニーズに対応し、安心して子どもを産み育てることができる環境をめざしていきます。子育て世代に好まれるような住宅環境の整備、子育てしながら働きやすい環境づくり、人口流出が激しい周辺地域対策をすすめます。

一方、「子ども×若者×大人×企業チャレンジ」の取り組みは、社会課題の解決と市民生活の向上に向けた取り組みとして、全国的に注目されつつあります。

本市のチャレンジの取り組みから、市民の手で市民のチャレンジを後押しして行こうという活動が生まれてきています。さらには、地域自主組織の「円卓会議」から政策が生まれるようになってきました。雲南市にとって大切にしたい取り組みです。

そのほか、人口流出を防止し、弱体化してきている地域を守りぬき、地域で安心して暮らすためには、行政や地域自主組織をはじめとする関係団体、NPOなどの多様な関係者が協働しながら地域全体を支え合う体制をつくっていくことが非常に重要となってきます。

まちづくりの主役は市民です。こうした動きが一層拡大していくよう、力を注ぎます。



(2) 現状認識

① 直面する時代の潮流

基本構想において時代の潮流を述べましたが、この潮流は一層激しくなっていることから、特に考慮すべき事項について近年の動向を記載します。

a. グローバル経済の動向

日本経済を取り巻く国際経済環境は大きな変化の渦中にあり、足元では、中国経済の減速等により、景気回復のペースに鈍化がみられます。

また、新たな技術や知的財産をめぐる国際的な論争や大国間の貿易摩擦が発生しており、世界経済の不安定要因となっています。

グローバル化の進展に対して、保護主義に代表される内向きで自国中心主義的な動きが台頭しており、特にエネルギー等で対外依存度が高い日本は、こうした国際政治動向や経済情勢の不安定化の影響を受けやすい状況にあります。

b. 地球環境問題の拡大

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しています。

これは、人間活動の規模が拡大し、地球の限界を超えようとしているためであると評価している研究もあり、世界全体で気候変動対策をすすめることは喫緊の課題となっています。

再生可能エネルギーのコスト低下によるエネルギー転換、温室効果ガスを排出しないゼロエミッションなど、速やかに脱炭素化に移行していくかが企業の評価・価値を左右する可能性が高まっています。日本においても、再生可能エネルギーへの新規投資額が平成24（2012）年以降大きく増えています。

c. 人口減少と少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成20（2008）年をピークに減少局面に入っています。平成30（2018）年10月1日現在の人口推計によると、日本の総人口は1億2,644万3千人で、前年に比べ26万3千人の減少と、8年連続の減少となっています。

65歳以上の高齢者人口は、3,557万8千人、総人口に占める割合（高齢化率）は28.1%と最高を記録し、日本の高齢化は、世界的に見ても空前の速度と規模で進行しています。

また、合計特殊出生率は平成17（2005）年に最低の1.26を記録した後上昇傾向となり、平成26（2014）年には1.42、平成27（2015）年には1.45まで上昇したものの、平成29（2017）年には1.43となっています。一方、団塊ジュニア世代^{※16}が40代になる中、年間出生数は100万4千人（平成26（2014）年）から92万1千人（平成30（2018）年推計値）となっており、全国的な出生数の減少が続いている。

※16 団塊ジュニア世代…日本国で1971年から1974年までに生まれた世代を指す。1947年から1949年に生まれた「団塊の世代（第1次ベビーブーム）」に次いで人口が多いことから、第2次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

d. 地域経済の現状

近年の地域の経済動向を見ると、完全失業率はすべての都道府県で改善し、有効求人倍率（求職者数に対する求人数の割合）は、史上初めてすべての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金もほぼすべての都道府県で上昇するなど、雇用・所得環境の改善が続いています。

一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、地方によっては経済環境が厳しいところも見られます。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が生じています。

また、今後、高齢化、人口減少がさらに進展することに伴い、労働供給の停滞が地域経済の制約となる可能性があります。地方において大多数を占める中小企業は、大企業と比べて人手不足感が高まっています。雲南市内の事業所数も減少しています。

e. 安全・安心なまちづくりへの対応

平成30（2018）年6月の大坂北部地震、西日本を中心とする大雨による平成30年7月豪雨など、全国各地で地震、豪雨、台風等の被害が連続して発生しています。

記録的な豪雨による崖崩れや浸水被害など、様々な大規模自然災害が多発していることから、自然災害に事前から備え、「自らの命は自らが守る」という防災意識の啓発と、地域と連携した自主防災体制の整備が急務となっています。

f. 情報通信技術の革新と高度情報化の進展

近年、ICT（情報通信技術）はより進化しており、インターネット利用の増大とIoT^{※17}の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータ（ビッグデータ）の生成、収集、蓄積が進みつつあります。

こうした状況を踏まえて、日本のめざすべき未来社会の姿としてSociety 5.0^{※18}が提唱されています。

また、4G（第4世代移動通信システム）の次の移動通信システムとして、5G（第5世代移動通信システム^{※19}）の運用が始まります。

5Gが普及することによって、あらゆる「モノ」がインターネットにつながり制御しあうIoT社会の基盤へ進化し、例えば、ICT教材による教育での活用や、遠隔医療などに用いられるなど、社会全体の利便性の向上に寄与すると期待されています。

g. S D G s の推進

S D G s（持続可能な開発目標^{※20}）は、産業革命以降急激に活発化した人間活動により、経済・社会の基盤である地球の持続可能性が危ぶまれていることに端を発しています。

持続可能な開発というテーマは以前から繰り返し議論され、目標設定されてきたものでしたが、これまでの目標は国やN G Oが主体になるものが多く、一人ひとりが当事者意識を持ちにくいということがありました。平成27（2015）年に国連総会で決議されたS D G sは、国や途上国だけでなく、先進国の課題を網羅し、民間企業による取り組みを含めた点が大きな違いとなっています。

我が国においても、地方創生の中でS D G sを推進するとしており、すべての関係者の役割を重視して、誰一人取り残さない社会の実現をめざすとされており、企業の投資もその方向にすすみつつあります。

※17 IoT(モノのインターネット Internet of Things)…コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※18 Society 5.0…狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を示すもの。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会。

※19 5 G（第5世代移動通信システム）…データ通信が高速化される「超高速」だけでなく、スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器に同時に大量接続できる「多数接続」や、利用者が遅延を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御できる「超低遅延」といった新たな特徴を持つ次世代の移動通信システム。

※20 S D G s（エスディージーズ 持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）…2001年に策定されたミレニアム開発目標（M D G s）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。S D G sは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本国も積極的に取り組んでいる。

② 施策の主な取り組みと状況変化

a. 協働のまちづくり

社会起業や地域貢献を志す若者を対象とした「幸雲南塾（平成30（2018）年までに120人が卒塾）」などを通じて人材の育成確保がすすめられており、平成28（2016）年にはプラチナ構想ネットワーク^{※21}が主催する第4回プラチナ大賞で大賞（総務大臣表彰）を受賞しました。今後も、市民が誇りを持ち、キラキラ輝きながら暮らし、健康長寿・生涯現役を実現できる社会に向けてまちづくりをすすめていく必要があります。

平成31（2019）年3月には、子ども、若者、大人の全世代のチャレンジを支える「雲南市チャレンジ推進条例」が制定されました。地域自主組織をはじめとする様々な活動団体や、社会起業や地域貢献を志す若者が、地域の課題解決に向けた活動に積極的に関わっています。また、それを後押ししようとする市民の自主的な活動が始まりました。地域円卓会議は、地域と行政の協議及び地域間の情報交換と政策立案する場となっており、地域ごとに特徴ある取り組みが展開されています。

また、地域自主組織などの地域運営組織に見合う法人制度の創設を国に要望しており、平成30（2018）年7月に総務省研究会で取りまとめられた「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」では、「地縁組織の法人化等により、組織的基盤を強化する必要がある」とされています。今後も、小規模多機能自治推進ネットワーク会議^{※22}を中心として、地域自主組織が活動しやすい制度の創設に向けて取り組みます。



※21 プラチナ構想ネットワーク…小宮山宏氏（東京大学第28代総長）が会長を務める任意団体。「エコロジカルで、資源やエネルギーの心配が無く、老若男女が参加することができ、心もモノも豊かで、雇用がある」プラチナのように光輝く威厳のある社会づくりをすすめる全国規模の連携組織。

※22 小規模多機能自治推進ネットワーク会議…小規模多機能自治組織を全国に普及推進していくため、雲南市ほか3市の長が発起人となり、平成27年2月に結成した全国規模の連携組織（代表：雲南市長）。令和2年1月末現在の会員数は47都道府県の317会員（うち、自治体260、団体42、個人15）。

b. 定住環境

平成28（2016）年11月に、中心市街地活性化基本計画の認定を受け、購買力流出の抑制、定住人口及び交流人口の増加をめざして中心市街地形成の事業がすすめられています。

また、民間事業者の参入により高速インターネットの普及がすすみつつあり、情報通信環境を活用する人は増加しており、ＩＣＴ関連の事業所の進出も検討されています。

公共交通については、市内全域をカバーするだんだんタクシー・デマンド型乗合バスの導入など、利用者ニーズを踏まえた取り組みがすすんでいます。高齢化に伴って自動車の運転免許の自主返納がすすむことから、公共交通への依存度はより高まる予想されており、身近な地域をカバーできる交通手段など、多様な交通網の整備が望まれており、電動低速車両（スローモビリティ）を活用した実証試験も始まりました。

そのほか、災害の対応については、国では、激甚化・頻発化する近年の豪雨災害や大規模地震等に対し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念としており、地域自主組織の防災円卓会議が始まるなど、住民自らの判断で避難行動をとり、行政がそれを支援する「住民主体の防災」への転換を図る取り組みがすすめられています。



c. 保健・医療・福祉・子育て

平成27（2015）年11月に雲南市立病院の建設工事に着手し、令和元（2019）年10月にグランドオープンしました。雲南市立病院は、平成27（2015）年度から在宅療養後方支援病院となり、平成28（2016）年度に地域ケア科を設置し、開業医と連携して訪問診療を行うなど、在宅医療の取り組みをすすめており、地域包括ケア推進の一助を担っています。

国の示す「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」では、全国の後期高齢者数がピークとなる令和7（2025）年を目指として、要介護状態になっても住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進するよう求められています。

また、国（健康日本21（第2次））は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上について、生涯を通じた健康づくりを重点的にすすめており、健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進していく上で、幅広い関係者が一体となって取り組んでいく必要があります。

一方、子育て環境については、教育・保育の質の向上と子どもの施設への受け入れの確保をめざし、認定こども園化の推進などの施策を積極的に進めてきています。令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化^{※23}が実施されたことにより、幼稚園や幼稚園籍での利用希望から、より利用時間の長い保育所や保育所籍への移行を希望される保護者が増加することが予想されています。また、多様化する保護者の就労形態に応じた延長保育の充実などの保育ニーズへの対応が求められています。



※23 幼児教育・保育の無償化…令和元年10月1日から実施されている消費税率の引き上げに伴う国の政策の一つ。3～5歳のすべての子どもの幼稚園・保育所・認定こども園の保育料、0～2歳の住民税非課税世帯の保育料が対象。

d. 教育・文化

保幼こ小中高の一貫した『夢』発見プログラムにより、就学前からのキャリア教育が行われ、高校魅力化の更なる推進を図るため、平成29（2017）年度から市内高校に教育魅力化コーディネーターを配置しました。

一方、島根県が「県立高校魅力化ビジョン」の中で、令和3年度までに、教職員・生徒・保護者・市町村・小中学校・大学・社会教育機関・地元企業・地域住民・関係団体等の多様な主体が参画し、魅力ある高校づくりに取り組む協働体制（高校魅力化コンソーシアム）の構築をめざしており、地域と高校が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校（地域協働スクール）」の実現に向けた取り組みがすすんでいます。高校魅力化に向け、マイプロジェクト活動の一層の推進や、先端ＩＣＴ技術などの積極的な活用が求められています。



e. 産業

農業分野では、集落営農組織や新規就農者へ支援を行い、平成27（2015）年度以降、新規の農事組合法人が6法人（平成31（2019）年3月末現在 集落営農農業法人24法人）、担い手の広域連携組織が3組織設立され、新規就農者については3名誕生しています。市内産米の評価を高めるため、平成28（2016）年より新たなブランド米「プレミアムつや姫 たたら焰米」の取り組みを開始し、平成30（2018）年には栽培面積を約80haまで拡大を図りました。消費者に安全・安心で美味しい農産物の生産地であることをアピールしながら販路拡大に努めています。

林業分野では、市民参加型収集運搬システムや市内6施設への木質チップボイラーの導入により、森林資源を活用したエネルギーの地域内循環がすすんでいます。

商工業分野では、神原企業団地に約2haの団地を整備し、加茂BSスマートICも整備されることから、市内企業の設備投資や市内への企業立地をすすめる必要があります。また、事業の継続性の観点から事業承継や起業の活動を強めなければなりません。

観光分野では、安来市・雲南市・奥出雲町による「鉄の道文化圏推進協議会」の取り組みにより「出雲の國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」が日本遺産認定（平成28（2016）年4月25日）を受けました。インバウンド観光や観光入込客数の増加に向けた戦略的な取り組みが欠かせません。



f. 行政経営

計画的な普通建設事業費による市債発行額の圧縮や、計画的な繰上償還の実施を行ってきましたが、大規模プロジェクトや各種ソフト事業の充実により、将来的に財政運営に影響を与えることが想定されています。人口減少社会に適応した行財政のスリム化、地方交付税の一本算定による減額の対応などを踏まえた行財政改革が求められています。

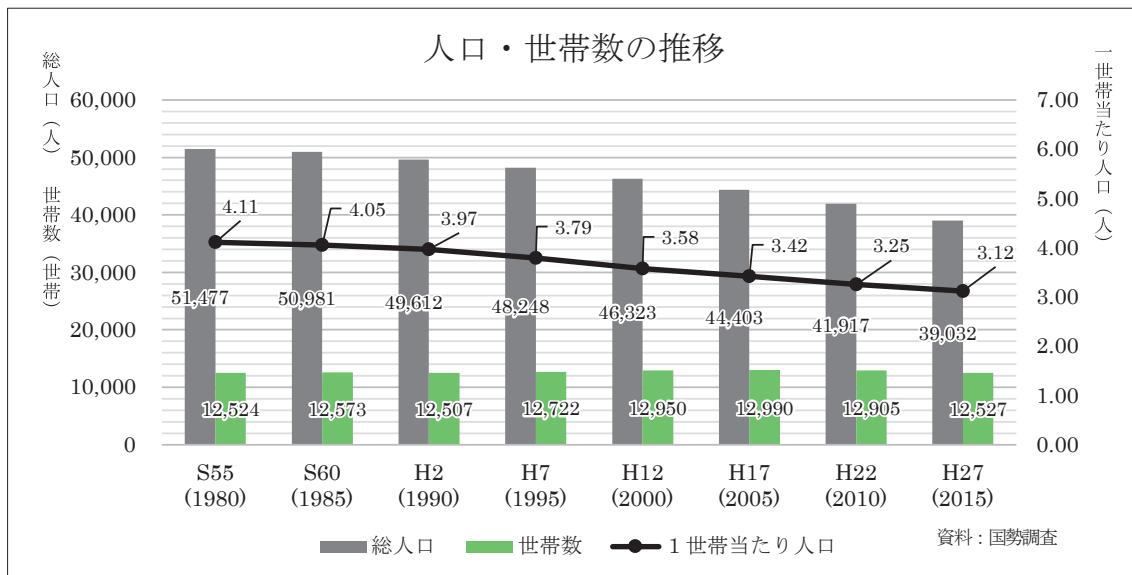
また、国においては、今後、我が国が本格的な人口減少と高齢化を迎える中、高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、今後の自治体行政のあり方を展望し、人口縮減時代に向けた対応策（AI等の導入による事務処理など）の検討をすすめています。そのため、自治体に求められる役割も変化すると予想されており、事務作業はAI等に任せ、職員は地域の関係者を巻き込み、まとめていく役割など、職員でなければできない業務に特化していくことが重要になってきます。市民の自主的な活動が各地域で始まる中、いち早くこうした状況に対応していくため、地域の活動を包括的に支援できる体制の構築に向けた部局連携による検討を早急にすすめていく必要があります。

2. 人口ビジョン

(1) 人口の現状

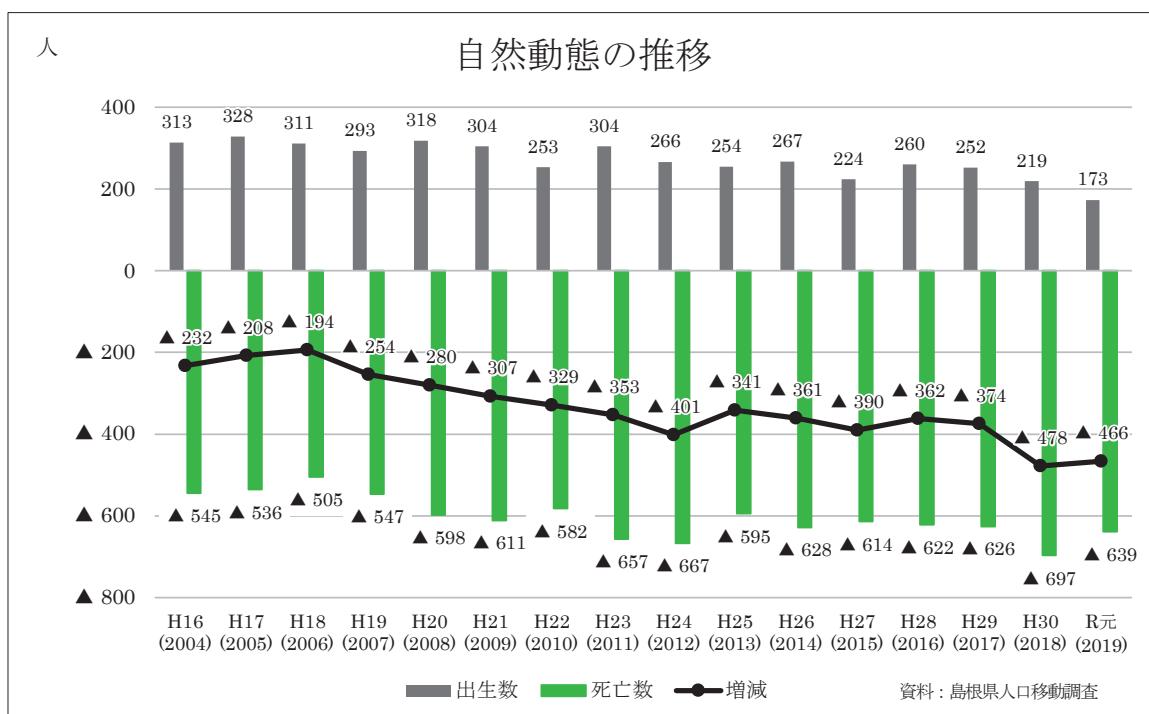
① 雲南市の人口の推移

雲南市の人口は昭和25年の68,931人をピークとして減少傾向となり、令和元年10月の推計人口は36,248人となっています。



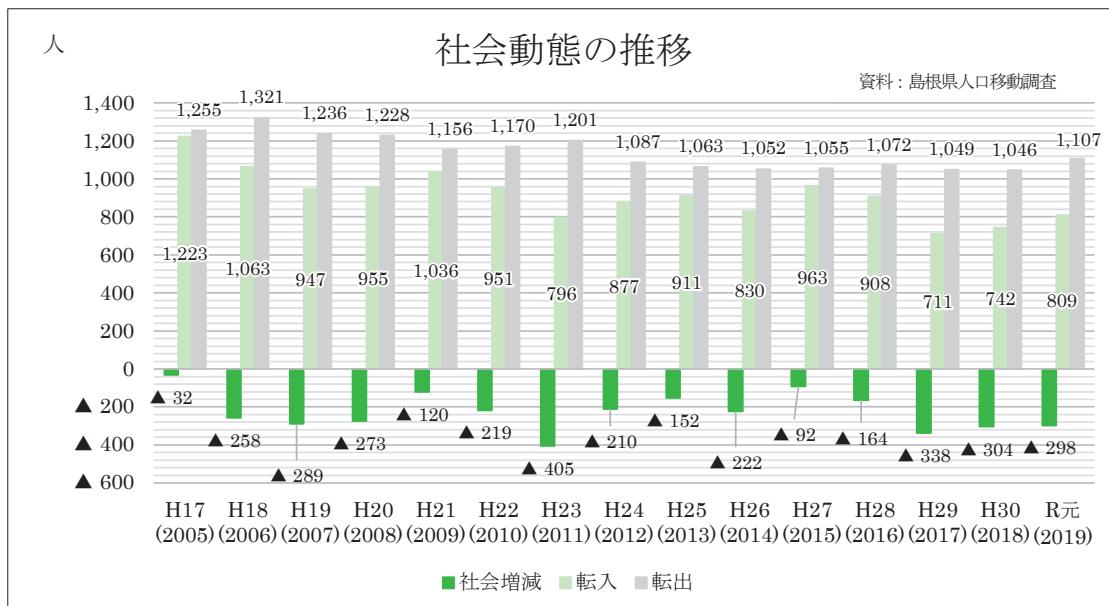
② 自然動態の状況

出生数は平成24年以降、200人台が続いていましたが、令和元年は173人となり、減少傾向が続いています。また、死亡数については高齢化により増加傾向で、6年連続で600人を超えてています。



③社会動態の状況

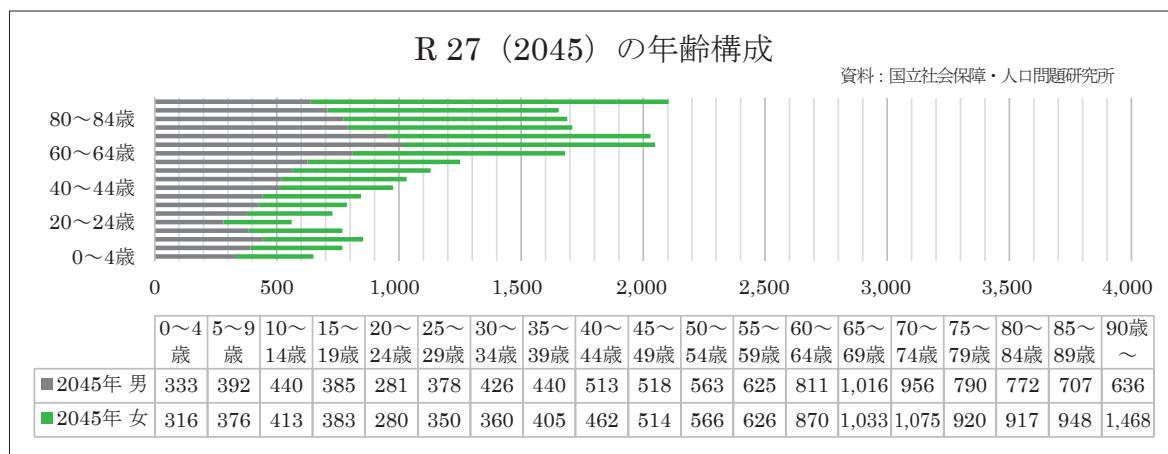
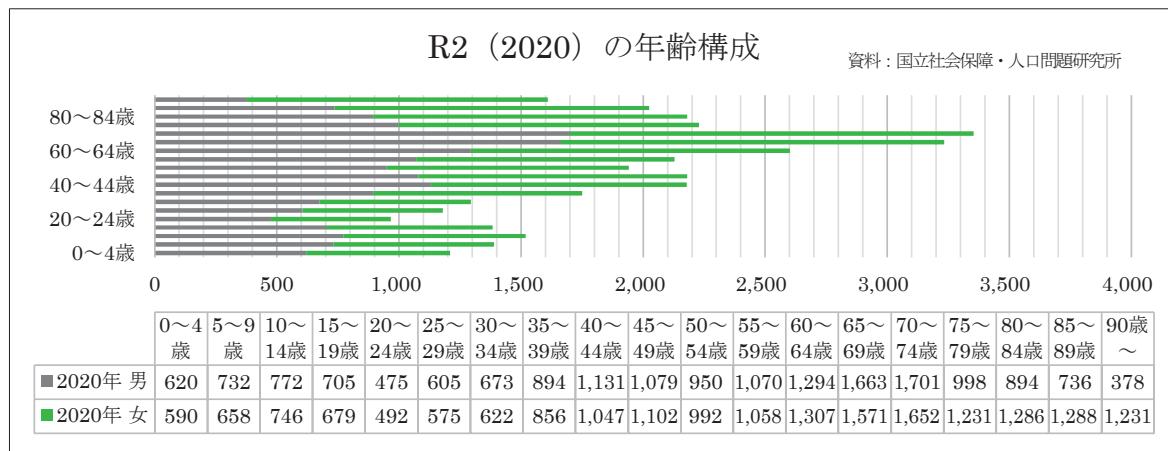
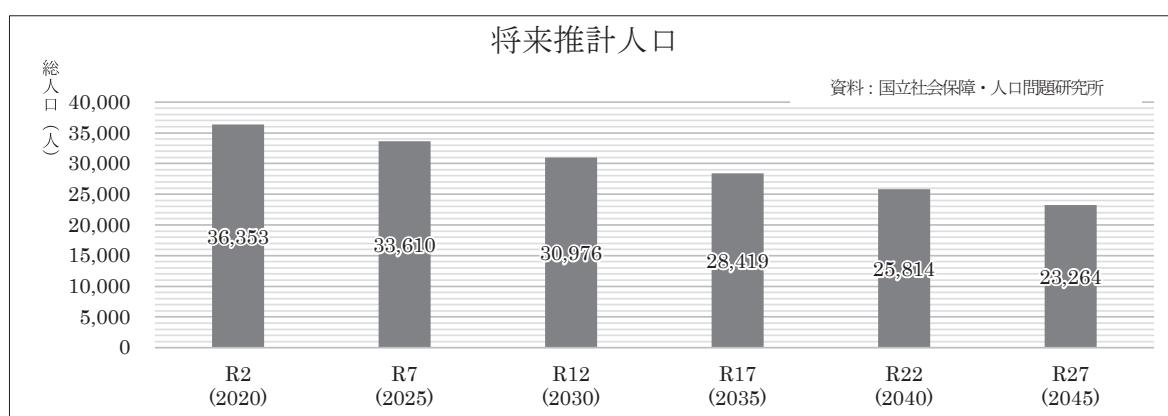
都市圏での活発な雇用活動によって、依然として東京圏への一極集中が続いていることに加え、「就職・結婚」「住宅」等を理由に、松江市、出雲市への転出超過が続いている。特に、20歳代、30歳代の子育て世代の転出が多い状況が続いている。



(2) 将来の人口見通し

全国的に人口減少に突入した中、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると雲南市の令和27年の推計人口は23,264人となっています。

また、生産年齢人口（15～64歳）の人口割合は、令和2年の48.4%が令和27年に41.9%になるのに対し、老人人口（65歳以上）は令和2年の40.2%が令和27年には48.3%になると推測されており、高齢化が急速にすすむと考えられています。



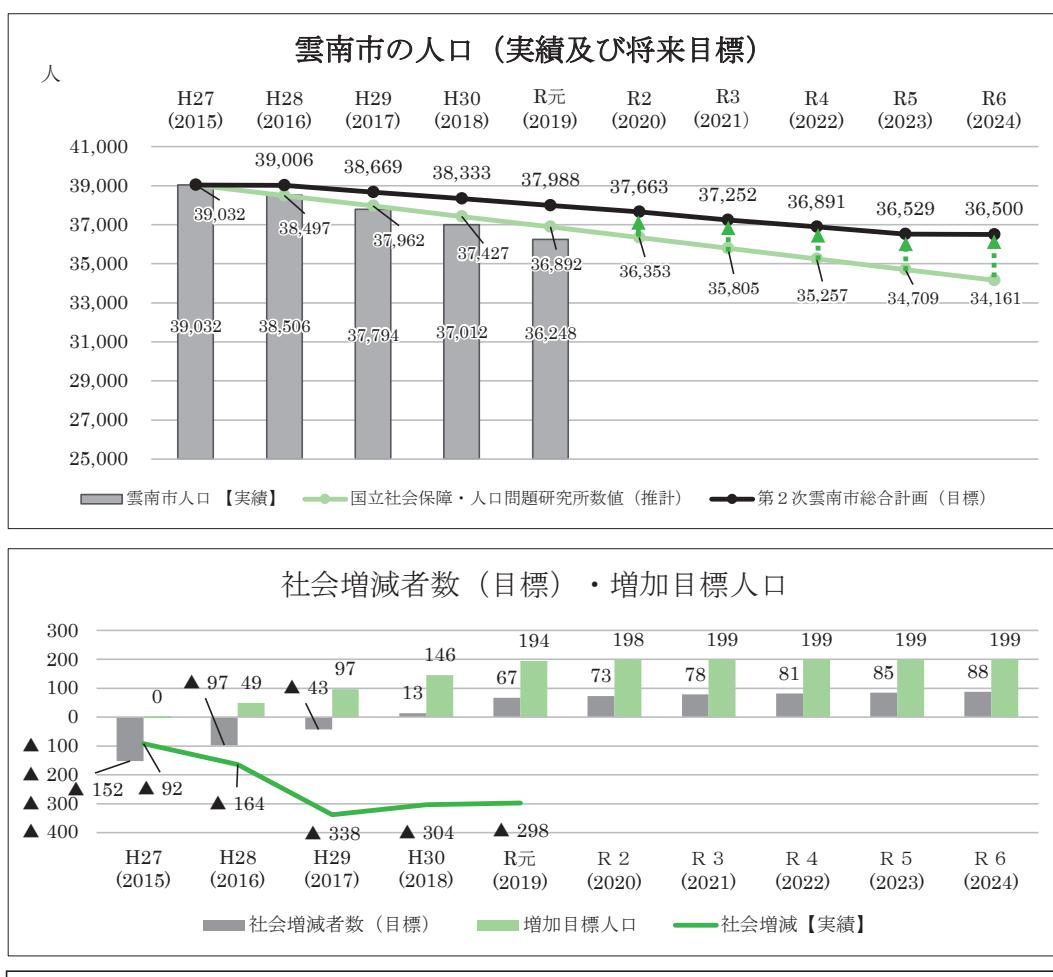
(3) 人口の将来展望

全国的に人口減少社会を迎える中、出生率の低下を始め、子育て世代の市外流出などの要因により、人口減少がすすんでいます。

そのため、「第2次雲南市総合計画後期基本計画」・「第2期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、特に流出が激しい20歳代、30歳代の若者・子育て世代を施策の重点対象とし、子育てしながら働きやすい環境づくり、松江市、出雲市に近い住宅環境の整備、子育てに係るきめ細やかなサービスの提供など、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。

さらに、持続可能なまちの実現に向け、「子ども×若者×大人×企業チャレンジ」による社会課題の解決を一層すすめ、雲南市の若者と全国から集まった若者がいきいきと課題解決にチャレンジするまちをめざします。

のことにより、本計画の目標人口は、第2次雲南市総合計画の基本構想及び第1期雲南市まち・ひと・しごと創生総合戦略で定めたとおり、令和6年において36,500人とし、取り組みを続けます。



《目標人口設定の考え方》

前期計画策定期点において、国が推計した令和6年（2024年）の推計人口35,029人に対し、約1,480人の増をめざすこととしています。

■増加目標人口

【大人】20-24歳 411人 25-29歳 353人 30-34歳 282人 35-39歳 184人 計 1,230人
【子ども】自然増 51人 社会増 199人 計 250人 【大人】1,230人 + 【子ども】250人 = 1,480人

3. 各論

(1) 「人口の社会増」に向けた重点戦略① 「定住基盤の整備」

基本方針・成果指標

- 子育て世代（これから結婚をしようとする若者から、中学生の子どものいる親までの世代）を重点対象に位置づけ、多様化する保育ニーズへの対応を図るために、集中的な取り組みをすすめます。
- 松江市、出雲市に近く、子育て世代に好まれるような住宅環境の整備を図り、子育てしながら働きやすい環境づくりをすすめます。
- 住まい、仕事の情報を一体的に管理する体制の充実を図り、特に人口流出が激しい周辺部への対策をすすめます。

《目標値（KPI）》

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
人口の社会動態（転入から転出を減じた人数）	▲304人	88人
人口動態（自然動態及び社会動態の合計）	▲782人	199人

分野（PJ）の取組方針と基本事業

PJ① 子育て世代を重点対象にした移住・定住対策

- 取組方針 転出者の年代をみると、20歳代・30歳代の流出が多いことから、特に子育て世代に対し、住みたい、住み続けたいと思われる対策を展開します。

《目的（対象と意図）》

対象	意図
子育て世代の保護者・子どもを産み育てたい人	安心して子どもを産み、育てることができる。
子育て世代の住まいを求める人	ニーズに応じた住まいを確保することができる。

《目標値（KPI）》

PJ①の成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合	75.0%	80.0%

●基本事業

① [子育て] 預かりサービスの充実

- ・対象 市内及び市外からの転入を考える子どもの保護者
- ・意図 多様な生活形態のニーズに対応する。
- ・方針 子育てに係る切れ目ないきめ細やかなサービスの提供に努め、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。

② [子育て] 経済的支援の充実

- ・対象 市内及び市外からの転入を考える子どもの保護者
- ・意図 子育てに係る経済的負担を軽減する。
- ・方針 経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境のPRにより移住定住につなげます。

③ [子育て] 子育て相談の充実

- ・対象 市内及び市外からの転入を考える子どもの保護者
- ・意図 子育てに係る悩みが相談できる。
- ・方針 子育てに関する相談体制の充実により子育てしやすい環境をPRし移住定住につなげます。

④ [住まい] 住宅取得支援の充実

- ・対象 市内及び市外からの転入を考える子育て世代
- ・意図 子育て世代が好む住宅環境を整備する。
- ・方針 子育て世代の市内転居による転出抑制と移住希望者の住まいの確保取得に係る支援の充実と良質な住宅地の供給を図り、移住定住につなげます。

⑤ [住まい] 賃貸住宅の確保に関する支援の充実

- ・対象 市内及び市外からの転入を考える子育て世代
- ・意図 賃貸住宅を活用し住まいの確保を支援する。
- ・方針 市営住宅や民間賃貸住宅等、賃貸住宅の確保に関する支援の充実を図り、移住定住につなげます。

⑥ [住まい] 空き家の確保に関する支援の充実

- ・対象 市内及び市外からの転入を考える子育て世代
- ・意図 空き家を活用し住まいの確保を支援する。
- ・方針 空き家の確保に関する支援の充実を図り、移住定住につなげます。

PJ② 子育てしながら働きやすい環境づくり

●取組方針 子育て世代の特に女性の働きやすい職場づくりへ向けて、ライフステージに対応した時間と場所に制約されない求人の充実、就労とのマッチングを推進し、移住・定住につなげます。

《目的（対象と意図）》

対象	意図
市内で就労を希望する子育て世代	市内で働くことができる。

《目標値（KPI）》

PJ②の成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
子育てしながら働きやすいと感じる保護者の割合	—	73.0%

●基本事業

①働く場の確保及び多様な就業への対応

- ・対象 就労を希望する子育て世代
- ・意図 雲南市で働くことができる。
- ・方針 地場企業等の成長促進と企業団地の整備や魅力的な立地環境の提供を通して、事業拠点の新設・増設を推進します。

②就労支援の強化

- ・対象 就労を希望する子育て世代
- ・意図 雲南市で働くことができる。
- ・方針 雇用と定住の支援を一体的に行い、就労マッチングを図ることにより、子育て世代の流出を防止し移住希望者の就業要望に対応します。



P J③ 人口流出が激しい周辺地域への対策

●取組方針 定住施策を推進する一方で、市内中心部への人口集中が懸念されることから、周辺地域の集落機能維持に向けた支援施策を展開します。

《目的（対象と意図）》

対 象	意 図
周辺部に住みたい人	周辺地域への移住・定住を誘導し、集落機能を維持する。

《目標値（KPI）》

P J③の成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
全域が都市計画区域外の地域自主組織の人口の社会動態	▲68人	19人
全域が都市計画区域外の地域自主組織の人口動態	▲161人	43人

●基本事業

①特定地域づくり事業協同組合の設立及び就労支援

- ・対象 就労を希望する子育て世代
- ・意図 「仕事」と「住まい」に関する情報を一体的に管理し、就労希望者の雇用と派遣を行う。
- ・方針 「田舎暮らし」を求めるUターン者、周辺部に住みながら就労を希望する市民を雇用し、周辺地域で必要な人材を派遣します。

②周辺地域への移住・定住の促進

- ・対象 周辺地域で居住したいと思う市内及び市外からの転入を考える子育て世代
- ・意図 周辺地域に定住する。
- ・方針 既存の事業を周辺部に配慮した制度設計に見直し、周辺地域への移住定住を誘導します。



(2) 「人口の社会増」に向けた重点戦略② 「人材の育成・確保」

基本方針・成果指標

- 持続可能なまち（安心して暮らし続けられる地域）の実現に向け、「子ども×若者×大人×企業チャレンジ」により地域全体で社会課題を解決する“雲南ソーシャルチャレンジバレー”※24をめざします。
- 人口減少や技術の進展等の社会変化に対応し、まちの持続可能性を高める人材の育成・確保をすすめます。
- 「技術の進展に応じた教育の革新」、「新時代に対応した高等学校改革」に向けて、オープンイノベーション※25により大胆かつスピード感をもって、未来に役立つ教育環境の創出に取り組みます。
- 民間活力と連携・協働し、「チャレンジを支える資金調達」「まちに必要な人材の獲得」「チャレンジャーがつながる場づくり」「意志ある人材や投資を呼び込むための情報発信」の4つの機能の充実・強化をめざします。
- S D G s の考え方や視点を取り入れ、地域内外の様々な企業、N P O 、個人等との連携・共創を通じて、ソーシャルチャレンジの更なる深化をめざします。

《目標値（K P I）》

成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
安心して暮らし続けられるまちと感じる市民の割合	—	75.0%
チャレンジしやすいまちと感じる市民の割合	—	50.0%
スペシャルチャレンジ制度への申請件数	14件	48件

※24 雲南ソーシャルチャレンジバレー…世界最先端のI T産業集積エリアとして知れ渡るアメリカ合衆国カリフォルニア州北部の“シリコンバレー”的ように、我が国の社会課題を解決する「ソーシャルチャレンジ」のモデルとして、雲南省が最先端の地域であることを標榜するもの（P56・57参照）。

※25 オープンイノベーション…イノベーションとは、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造すること。またオープンイノベーションとは、異業種、異分野が持つアイデアや新技術などを積極的に取り込むこと。

分野（PJ）の取組方針と基本事業

PJ① 未来をつくる意志と力を育む「子どもチャレンジ」

- 取組方針 新しい時代に対応した「公教育モデル」を構築し、“スペシャルチャレンジ”^{※26}を起こす気概のある18歳を育みます。

《目的（対象と意図）》

対象	意図
中学生・高校生	チャレンジを実践する
市内高校	日本ースペシャルチャレンジが生まれる学校となる
教育関係者	自らが変革する気概にあふれチャレンジを実践する（子どもが真に求める教育環境の構築に貢献する）

《目標値（KPI）》

PJ①の成果指標	現状値(H30)	目標値(R6)
チャレンジしやすいまちと感じる高校3年生の割合	—	80.0%
将来も雲南市に貢献したいと思う高校3年生の割合	—	80.0%

●基本事業

①チャレンジを育む教育環境の創出

- ・対象 中学生・高校生、市内高校、教育関係者
- ・意図 チャレンジを実践する。
- ・方針 テクノロジーの活用や地域協働による教育課程内外におけるチャレンジプログラムの確立により、誰もがチャレンジできる教育環境を創出し、まちの持続性を高める人材が育まれる好循環を生み出します。

②スペシャルチャレンジを育む未来の学校の構築

- ・対象 市内高校
- ・意図 新時代に対応する高等学校となる。
- ・方針 雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム^{※27}を核に、個別最適化された学びや自分らしくチャレンジすることのできる教育環境（未来の学校）を構築します。

※26 スペシャルチャレンジ… my（個人の内側からこみ上げてくる）、social（社会性を帯びる）、action（主体的な行動を伴い学び成長する）の観点を有するチャレンジ。

※27 雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム…市内高校と地域で共創する学校教育と社会教育が融合した教育環境を実現するための地域・学校一体型の共同事業体。

PJ② 地域と自分の未来を切り拓く「若者チャレンジ」

- 取組方針 志ある大学生や若者、市内事業者のイノベーションを創発し、地域に必要な新事業（既存事業の革新含む）を創出します。

《目的（対象と意図）》

対象	意図
成長・成果達成意欲のある大学生	学生起業家として市内で実践する市内組織の経営革新や新事業創出に貢献する
市内外の志ある若者市内事業者	地域に必要な新事業を創出する

《目標値（KPI）》

PJ②の成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
UCC参加学生のうち市内で地域課題解決を実践する大学生の割合	20.0%	40.0%
地域（社会）課題解決に資する新事業創出数	3件	5件

●基本事業

①学び合い、育ち合いの促進

- ・対象 意欲ある大学生、若者、市内事業者
- ・意図 つながり学び合う。
- ・方針 多分野、多世代のチャレンジャーがそれぞれの領域を超えてつながり、学び合う場をつくり、まちの持続可能性を高める人材が育ち合う環境を創出します。

②地域に必要な新事業の創出支援

- ・対象 意欲ある大学生、若者、市内事業者
- ・意図 地域に必要な革新的な事業を生み出す。
- ・方針 起業や新事業開発を支える伴走支援体制を構築すると共に、必要な人材や資金調達を支援する仕組みの充実・強化を図り、地域に必要な新事業を創出します。



PJ③ 自分たちが地域を経営する「大人チャレンジ」

●取組方針 地域を担う多様な人材を育成・確保する仕組みを構築するとともに、地域の持続可能性を高める多世代・多分野のソーシャルチャレンジを創出します。

《目的（対象と意図）》

対象	意図
地域自主組織	多様な地域づくりの担い手と連携・協働し、地域の持続可能性を高めるため人材の育成・確保と多分野にわたる課題解決のチャレンジを促進する

《目標値（KPI）》

PJ③の成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
多世代・多分野の連携により実施された地域の課題解決に向けた取組数（新規件数）	3件	3件以上

●本事業

①次の地域の担い手の育成・確保

- ・対象 地域自主組織
- ・意図 地域の担い手を育成・確保する。
- ・方針 地域経営カレッジ^{※28}や各地域独自の取り組みを通じて、次の担い手が地域づくりに関わるきっかけをつくり、地域を担う多様な人材の育成・確保を促進します。



②地域課題を解決する取り組みの促進

- ・対象 地域自主組織、市民活動団体、行政関係者等
- ・意図 多様な関係者と連携・協働し、地域課題の解決に取り組む。
- ・方針 地域円卓会議等を通じて地域課題を共有・議論し、多様な関係者の協働による事業創出や既存事業の見直しを行います。こうした取り組みの実践と振り返りを通じて、地域に必要な政策の立案につなげます。

③多分野横断による包括的な取り組みの推進

- ・対象 地域自主組織、市民活動団体、行政関係者等
- ・意図 多分野横断により地域全体を支え合う体制を構築する。
- ・方針 子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域の実現に向け、地域自主組織をはじめとする多様な関係者が分野を超えて役割を担い合う体制を構築します。加えて、活動拠点として交流センターを計画的に整備すると共に、空き家など地域資源を活用した活動の場づくりを推進します。

※28 地域経営カレッジ…平成30年10月に、地域及び行政から選出された28名で構成される「地域と行政の今後のあり方合同検討プロジェクトチーム」で取りまとめられた報告書で提言のあった約40項目に及ぶ対策の一つ。

PJ④ 地域と共に社会課題に挑む企業チャレンジ

●取組方針 地域と市内外の企業による連携協働をすすめ、社会課題を解決する新事業を創出します。

《目的（対象と意図）》

対象	意図
地域自主組織、市民	企業と連携・協働して地域課題解決に取り組む
市内外の企業	社会課題を解決する新事業を開発する

《目標値（KPI）》

PJ④の成果指標	現状値 (H30)	目標値 (R6)
連携協定を締結した企業数	—	3社
企業と連携・協働した地域自主組織数	—	3地区
社会実装件数（実証事業を経て、新たに地域にサービス提供された事業数）	—	5件

●基本事業

①社会課題を解決する新事業の創出支援

- ・対象 地域自主組織、市内外の企業
- ・意図 社会課題を解決する新事業を創出する。
- ・方針 企業等が市内の地域活動や課題への理解を深める機会の提供や、地域と共に社会課題を解決する新しい技術やサービスの開発に向けた実証事業を支援します。



②持続可能な仕組みづくり

- ・対象 地域自主組織、市内外の企業
- ・意図 チャレンジしやすい環境を整える。
- ・方針 活動拠点や資金調達の支援など企業チャレンジを推進する体制の充実・強化を図ると共に、定期的な振り返り評価により持続可能な仕組みを整えます。加えて、実証事業の取組状況や成果の見える化を図り、地域全体で社会課題解決を推進する体制を構築します。

ソーシャルチャレンジを加速させるための取り組み

a. チャレンジを支える資金調達

- 「スペシャルチャレンジ制度」の拡充により、新事業創出に向けた伴走支援体制（事業モデルの改善、資金調達、人材の支援など）の機能強化を図ります。
- 「うんなん市民財団」（地域の中でお金（寄附）を集め、地域のための活動を応援する市民活動）との連携により、さらなる人材の掘り起こしと実践支援を行います。
- 地域金融機関と連携し、遺贈寄附制度の検討を行います。

b. まちに必要な人材の獲得

- 定住支援と産業支援を一体的にすすめる体制の構築により、人材獲得機能を強化します。
- インターン、プロボノ（自らの専門知識等を活かして社会貢献するボランティア活動）、兼業・副業（複業）など多様なニーズに対応し、市内企業と人材を結びつけるマッチング機能の向上を図ると共に、まち全体で人材還流を促進させる機能（まちの人事部）の充実に向けた検討をすすめます。

c. チャレンジャーがつながる場づくり

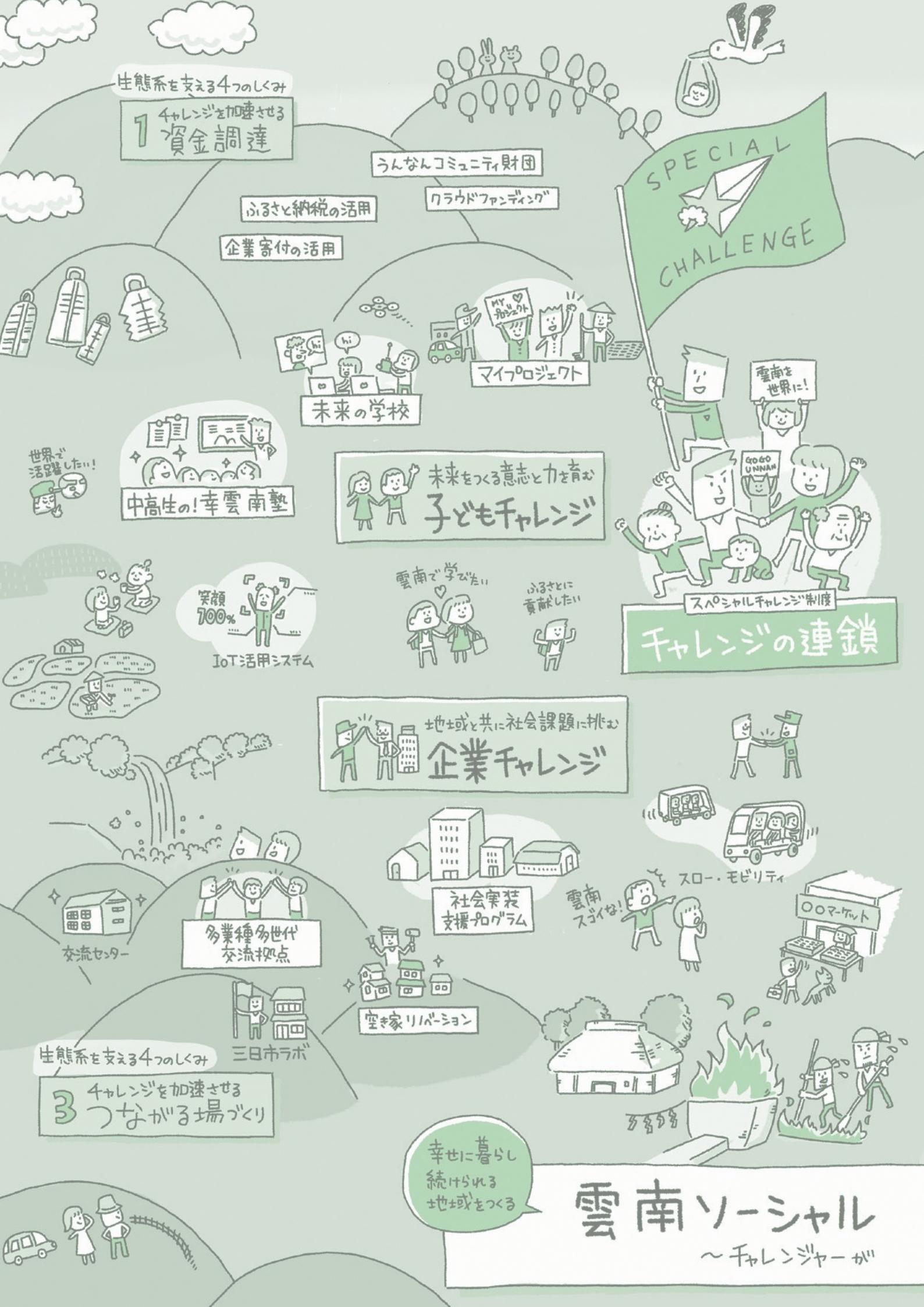
- 地域や社会に必要な新たな価値を創造するチャレンジを可視化できる場を創出し、学生や若者、市内外の企業やNPOが世代やセクターを超えて学び合い、育ち合う「チャレンジの連鎖」を生み出します。
- 企業チャレンジにより、空き家等を活用した拠点づくり（地域と企業との交流やチャレンジャーがつながる場づくり）がすすめられており、こうした民間主導の動きと連携し、多様な場づくりに取り組みます。

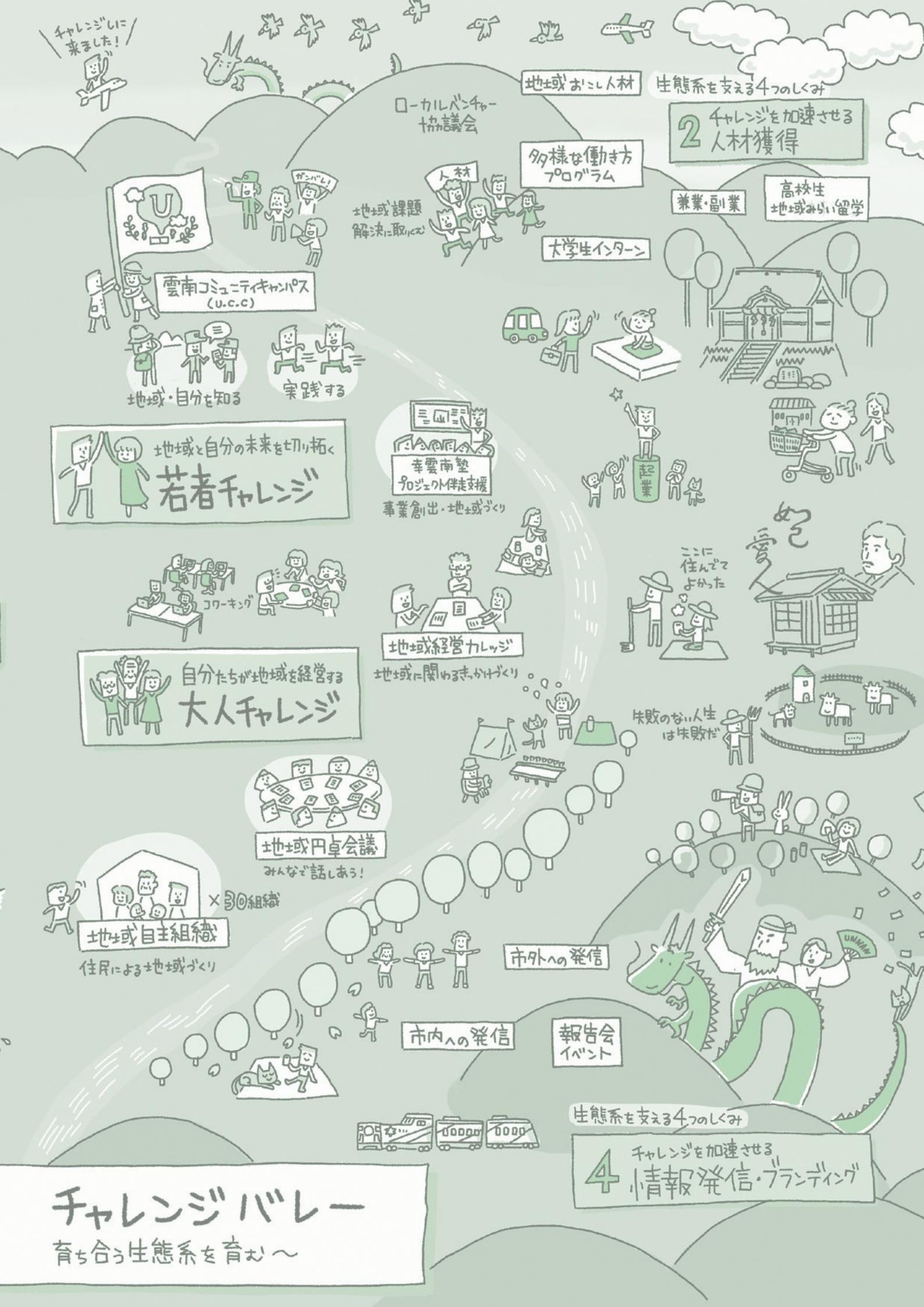
d. 情報発信・ブランディング

- 民間活力との連携により情報発信機能を強化し、意志ある人材や投資を呼び込みます。

e. 行政運営の仕組みの見直し及び市職員の育成

- 今後、自治体職員や地域サービスの担い手が減少する中、多様な実践家がまちづくりの主体者として住民に必要なサービスを担える仕組みを整えます。
- 多様化・複雑化する地域課題に対応するためには、既存の考え方や枠組みにとらわれない発想や事業展開が求められており、職員の人材育成・働き方改革にしっかりと取り組むとともに、企業人材の活用など民間ノウハウの積極的導入を図ります。
- 企業・NPO等のチャレンジによる領域拡大に対応するため、地域づくり、福祉、教育、産業など幅広い分野での総合的な推進体制を構築します。
- 今後の社会環境の変化を見据え、防災対策や地域包括ケアなど地域の実情に合わせた施策展開が必要となることから、地域円卓会議からの政策立案など地域と行政のあり方の再編に向けた検討をすすめます。

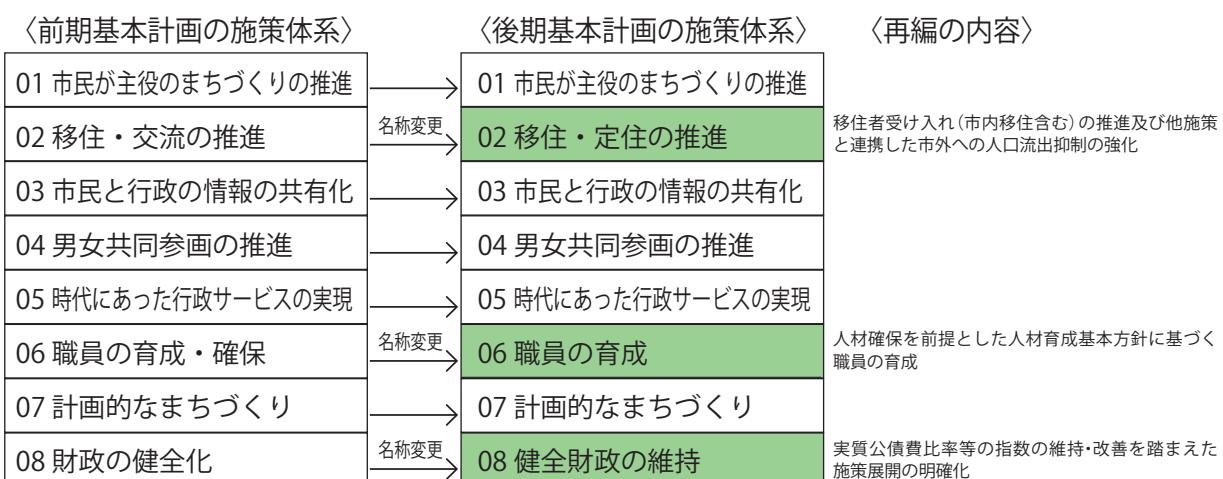




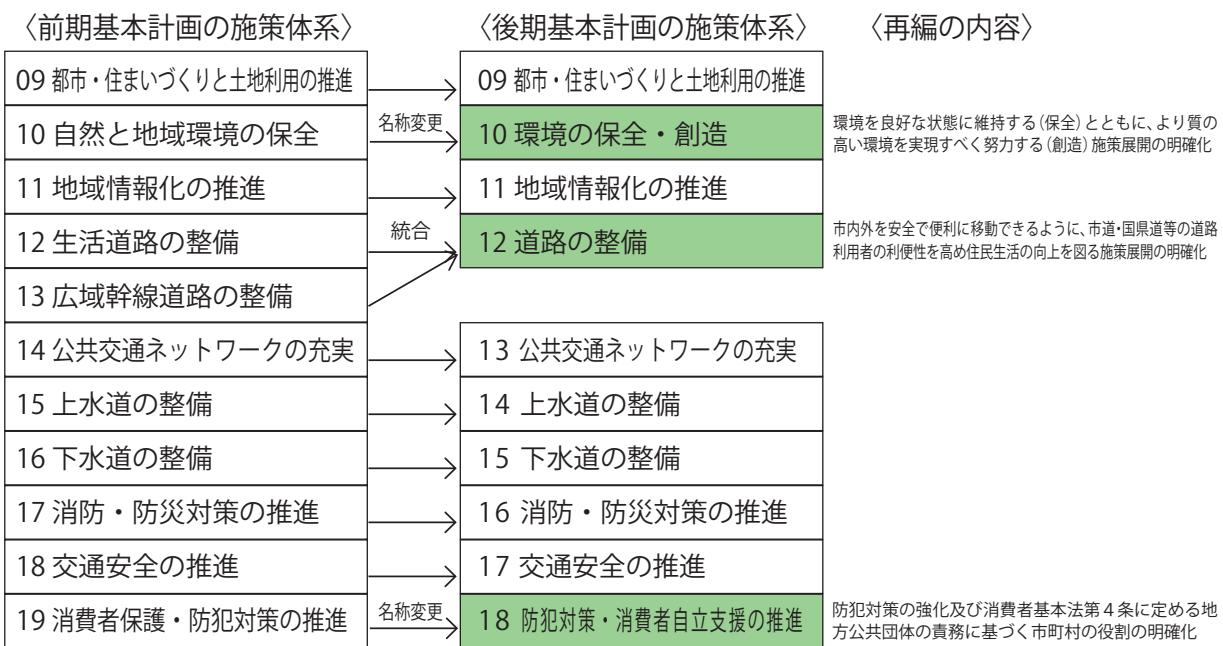
(3) 施策体系の再編

前期基本計画期間中の各施策の振り返り総括と今後の課題を踏まえ、施策体系を見直しました。政策ごとの施策体系の再編内容は、次のとおりです。

政策Ⅰ みんなで築くまち《協働・行政経営》



政策Ⅱ 安全・安心で快適なまち《定住環境》



政策III 支えあい健やかに暮らせるまち《保健・医療・福祉》

〈前期基本計画の施策体系〉	〈後期基本計画の施策体系〉	〈再編の内容〉
20 地域医療の充実	19 地域医療の充実	
21 健康づくりの推進	20 健康づくりの推進	
22 高齢者福祉の充実	21 高齢者福祉の充実	
23 障がい者（児）福祉の充実	22 障がい者（児）福祉の充実	
24 生活困窮者の支援	23 生活困窮者の支援	
25 地域福祉の充実	24 地域福祉の充実	
26 子育て支援の充実	25 子育て支援の充実	

政策IV ふるさとを学び育つまち《教育・文化》

〈前期基本計画の施策体系〉	〈後期基本計画の施策体系〉	〈再編の内容〉
27 学校教育の充実	26 学校教育の充実	
28 生涯学習の推進	27 生涯学習の推進	
29 青少年健全育成の推進	28 青少年健全育成の推進	
30 平和と人権の尊重	29 平和と人権の尊重	
31 生涯スポーツの振興	30 生涯スポーツの振興	
32 地域文化の振興	31 地域文化の振興	

政策V 挑戦し活力を産みだすまち《産業》

〈前期基本計画の施策体系〉	〈後期基本計画の施策体系〉	〈再編の内容〉
33 地域資源を活かした産業の創出	32 起業・就業支援の充実	起業・創業を志す人材の育成・支援、「働き方改革」の推進に向けた取組の促進
34 雇用機会の充実と安定	33 地域資源を活かした産業の創出	
35 工業の振興		
36 農業の振興	34 農業の振興	
37 林業の振興	35 林業の振興	
38 観光の振興	36 観光の振興	
39 商業の振興	37 商工業の振興	商工業事業所（者）を対象とした「工業」の振興及び「商業」の振興の一体的な施策展開の明確化

(4) 施策体系

「課題先進地」から「課題解決先進地」へ
「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」



- 政策Ⅰ みんなで築くまち《協働・行政経営》
- 政策Ⅱ 安全・安心で快適なまち《定住環境》
- 政策Ⅲ 支えあい健やかに暮らせるまち《保健・医療・福祉》
- 政策Ⅳ ふるさとを学び育つまち《教育・文化》
- 政策Ⅴ 挑戦し活力を産みだすまち《産業》

表の見方

施策

01

市民が主役のまちづくり

「施策名」です

番号は施策番号を表し、
施策37までの連番となっています。

施策の目的

対象 市民

意図 まちづくりの課題

「施策の目的」です

「対象」は、誰・何に向けていますか、「意図」は、対象をどのように変えたいか（どのような状態にするのか）を表します。この「対象」と「意図」で、施策の目的を具体的に明らかにしています。

施策の基本方針

- 持続可能な地域づくりに向けて、地域自主組織や活動団体等が行政で行なっています。
- 次世代を担う若者のまちづくりへの参画を促進し、多世代・多様な場づくりを推進します。
- 関係市民を創出・拡大し、地域の課題解決や新たな価値の創造に向けた取組を促進します。

「施策の基本方針」です

計画期間中にこの施策で取り組む基本方針を箇条書きで明らかにしています。

施策の目標

成果指標	現状値	
まちづくりに関心がある市民の割合	74.	
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合	72.9%	75.0%
地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合	42.2%	50.0%
関係市民 ※雲南省のまちづくりや地域づくりに自らの意思で関わっている市外在住者	3,940人	4,500人

「施策の目標」です

上記の「意図」の達成度について、行政だけでなく市民との役割分担により、何をどの程度までめざすかを定量的に表す数値目標です。



基本事業

市民が主役のまちづくりの推進

まちづくり活動への参加推進

対象 市民 **意図** 活動に参加・参画する。

方針

- 地域自主組織及び活動団体等の学び合いや磨き合い等を行うとともに、あらゆる市民・団体等が活動に参加できる環境をつくります。

「基本事業」です

この施策の目標を達成するための主な課題（の柱）です（または、「領域」と言います）。1施策につき2～5の基本事業があります。

まちづくりの人材確保

対象 市民 **意図** 地域社会の担い手になる。

方針

- まちづくりに関する講座や研修会の開催により、まちづくりの担い手を育成するとともに、各地域で主体的に地域の担い手を育成します。
- 社会起業・地域貢献などを志す若者の学び・ネットワークづくりの場を提供し、地域課題解決の実践に取り組むソーシャル・チャレンジャーを輩出します。
- 市民と関係市民の交わる機会を増やすとともに、企業との協働によるビジネスモデルの創出を図ります。

まちづくり活動の拠点整備

対象 市民 **意図** 活動しやすくなる。

方針

- 交流センターを計画的に整備し、活用していきます。
- 空き家等の地域資源を活用した活動の場づくりを推進します。

持続可能性の確保

対象 市民 **意図** 継続的に活動できる。

方針

- 地域自主組織の活動に見合った法人制度の構築に取り組みます。
- 持続可能な地域づくりに向けて、多様な財源を確保していきます。
- 変化の激しい時代へ対応するため、民間企業、大学、中間支援組織^{※29}等の知見・ノウハウを積極的に活用します。
- 市民一人ひとりが職業経験で培ったスキルやノウハウを地域づくりに活かしていきます。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 地域活動に関心をもち、積極的に参加し、協力・連携・交流します。
- 地域課題を地域自主組織や多様なまちづくりの担い手と連携し、解決に向け行動します。
- 地域主体の活動の担い手を育成します。

行政

- 地域関係部署が横断的に連携
- まちづくり活動の担い手を育成
- 地域が主体的な活動に取り組むための活動拠点を整えます。
- まちづくり活動に関する情報を提供します。

「役割分担」です

この施策をすすめる上で、市民（住民、事業所、地域、団体）と行政（市、県、国）の役割を表しています。

これまでの振り返り総括

- 地域自主組織をはじめとする様々な活動団体が、地域の課題解決に向けた活動を行うための支援を行なっています。
- H25年度に本格導入した「地域円卓会議」は、地域と行政の協議及び地域間の情報交換の場となっています。なお3回には、取組のさらなる深化のため、地域円卓会議方式に変更しています。
- 地域自主組織では、組織ごとに特徴ある地区計画が策定されています。
- H30年11月に、地域と行政とともに今後のあり方を考える合同検討プロジェクトチームから、今後の担い手の育成した報告書が提出されました。
- H29年度に自治会運営交付金の交付算定方式の見直しを行い、H30年度から適用しています。
- 社会起業や地域貢献を志す若者を対象とした「幸雲南塾（H30年度まで120人以上が卒塾）」などを通じて、社会起業家としての活動を促進しています。
- また全国の先進自治体や都市圏NPOとの協働によるローカルベンチャー推進協議会等の取組をすすめ、中間支援専門家とのネットワークが拡大しました。
- H31年4月に「雲南ソーシャルチャレンジバレー構想」を掲げ、地域と市内外の企業・NPO等との協働による地域課題解決の取組をすすめています。
- H28年度より、意欲ある大学生に課題解決の現場を学ぶフィールドワーク等のプログラムを提供する「雲南コミュニティキャンパス」に取り組み、市出身の大学生の継続的な関わりが増えたほか、雲南に移住する大学生も始めるなど次世代の育成がすすんでいます。
- 持続可能性を高める人材の育成確保を進めるため、H30年度から、中高生、大学生及び若者の学びや課題解決に資する起業を支援するスペシャルチャレンジ制度の取組をすすめています。
- 子ども、若者、大人の全世代のチャレンジを支える「雲南省チャレンジ推進条例^{※30}（H31年3月）」を制定しました。
- H31年2月に、交流センター施設整備計画を改定し、地域活動の拠点施設の整備を計画的にすすめています。
- H27年2月に、雲南省が中心となって「小規模多機能自治推進ネットワーク会議（H31年3月末時点 301会員（うち、小規模多機能自治を全国的に普及・推進しています。

「これまでの振り返り総括」です

前期基本計画期間（H27（2015）年度～R1（2019）年度）における事務事業（施策・基本事業の意図実現のために、税金と人件費を投入して行う具体的な手段）の実施内容や取組の成果を箇条書きで表しています。

「注釈」です

専門用語など、解説が必要な用語には、脚注をつけています。

※29 中間支援組織…行政と地域の間に立ち、そのパイプ役として中立的な立場で適切な判断力をもつ組織。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用し、主に、支援するとともに、情報の共有、人的ネットワークの形成、人材育成など、協働を推進するコーディネーター

※30 雲南省チャレンジ推進条例…P.148 参照

施策の目的

対象

市民

意図

まちづくりの課題を主体的に解決する。

施策の基本方針

- 持続可能な地域づくりに向けて、地域自主組織や活動団体等が行政とともに主体的に課題解決に取り組んでいきます。
- 次世代を担う若者のまちづくりへの参画を促進し、多世代・多様な主体による地域活動の担い手づくり、場づくりを推進します。
- 関係市民を創出・拡大し、地域の課題解決や新たな価値の創造に向けた取組を促進します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
まちづくりに関心がある市民の割合	74.5%	80.0%
過去1年間に地域活動に参加した市民の割合	72.9%	75.0%
地域課題を地域主体で解決できていると感じる市民の割合	42.2%	50.0%
関係市民 ※雲南市のまちづくりや地域づくりに自らの意思で関わっている市外在住者	3,940人	4,500人



基本事業

市民が主役のまちづくりの推進

まちづくり活動への参加推進

対象	市民	意図	活動に参加・参画する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域自主組織及び活動団体等の学び合いや磨き合い等を行うとともに活動への参画を促進します。 ●あらゆる市民・団体等が活動に参加できる環境をつくります。 		

まちづくりの人材確保

対象	市民	意図	地域社会の担い手になる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりに関する講座や研修会の開催により、まちづくりの担い手を育成するとともに、各地域で主体的に地域の担い手を育成します。 ●社会起業・地域貢献などを志す若者の学び・ネットワークづくりの場を提供し、地域課題解決の実践に取り組むソーシャル・チャレンジャーを輩出します。 ●市民と関係市民の交わる機会を増やすとともに、企業との協働によるビジネスモデルの創出を図ります。 		

まちづくり活動の拠点整備

対象	市民	意図	活動しやすくなる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●交流センターを計画的に整備し、活用していきます。 ●空き家等の地域資源を活用した活動の場づくりを推進します。 		

持続可能性の確保

対象	市民	意図	継続的に活動できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域自主組織の活動に見合った法人制度の構築に取り組みます。 ●持続可能な地域づくりに向けて、多様な財源を確保していきます。 ●変化の激しい時代へ対応するため、民間企業、大学、中間支援組織^{※29}等の知見・ノウハウを積極的に活用します。 ●市民一人ひとりが職業経験で培ったスキルやノウハウを地域づくりに活かしていきます。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動に関心をもち、積極的に参加し、協力・連携・交流します。 ●地域課題を地域自主組織や多様なまちづくりの担い手と連携し、解決に向け行動します。 ●地域主体の活動の担い手を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域関係部署が横断的に連携し、まちづくり活動を支援します。 ●まちづくり活動の担い手を育成します。 ●地域が主体的な活動に取り組むための活動拠点を整えます。 ●まちづくり活動に関する情報を提供します。

これまでの振り返り総括

- 地域自主組織をはじめとする様々な活動団体が、地域の課題解決に向けた活動を行うための支援を行うとともに、訪問による意見交換を行うなど状況の把握に努めています。
- H25年度に本格導入した「地域円卓会議」は、地域と行政の協議及び地域間の情報交換の場となっています。なお、地域自主組織取組発表会（春・秋・冬年3回）は、取組のさらなる深化のため、地域円卓会議方式に変更しています。
- 地域自主組織では、組織ごとに特徴ある地区計画が策定されています。
- H30年11月に、地域と行政とともに今後のあり方を考える合同検討プロジェクトチームから、今後の担い手の育成・確保対策など今後の持続性の確保に向けた報告書が提出されました。
- H29年度に自治会運営交付金の交付算定方式の見直しを行い、H30年度から適用しています。
- 社会起業や地域貢献を志す若者を対象とした「幸雲南塾（H30年度まで120人以上が卒塾）」などを通じて、社会起業や人材の育成確保につながっています。
- また全国の先進自治体や都市圏NPOとの協働によるローカルベンチャー推進協議会等の取組をすすめ、中間支援機能の強化を図ったほか、都市圏起業家や専門家とのネットワークが拡大しました。
- H31年4月に「雲南ソーシャルチャレンジパレード構想」を掲げ、地域と市内外の企業・NPO等との協働による地域課題解決の取組をすすめています。
- H28年度より、意欲ある大学生に課題解決の現場を学ぶフィールドワーク等のプログラムを提供する「雲南コミュニティキャンパス」に取り組み、市出身の大学生の継続的な関わりが増えたほか、雲南に移住する大学生も始めるなど次世代の育成がすすんでいます。
- 持続可能性を高める人材の育成確保を進めることで、H30年度から、中高生、大学生及び若者の学びや課題解決に資する起業を支援するスペシャルチャレンジ制度の取組をすすめています。
- 子ども、若者、大人の全世代のチャレンジを支える「雲南省チャレンジ推進条例^{※30}（H31年3月）」を制定しました。
- H31年2月に、交流センター施設整備計画を改定し、地域活動の拠点施設の整備を計画的にすすめています。
- H27年2月に、「小規模多機能自治推進ネットワーク会議（H31年3月末時点 301会員（うち、自治体251、団体35、個人15））」を設立し、小規模多機能自治を全国的に普及・推進しています。

※29 中間支援組織…行政と地域の間に立ち、そのパイプ役として中立的な立場で適切な判断と指導力を持ってNPO 法人やまちづくり団体による様々な活動を支援する組織の総称。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用し、主に市民のまちづくりに対する取り組みを育成・支援するとともに、情報の共有、人的ネットワークの形成、人材育成など、協働を推進するコーディネート役としての機能と役割を果たすもの。

※30 雲南省チャレンジ推進条例…P.148 参照

施策の目的

対象

市外の人・市民

意図

雲南市に移住・定住してもらう。

施策の基本方針

- 魅力ある住環境の情報発信を強化し、子育て世代・若者等の移住・定住の促進を図ります。
- 「仕事」と「住まい」を一体的に支援する体制の充実を図り、UIターン者への的確な情報提供に努めます。
- 地域とともに住みやすい環境づくりに努めるとともに、定住につなげる結婚対策に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
転入者人口	742人	1,074人
転出者人口	1,046人	986人
人口の社会動態（転入から転出を減じた人数）	▲304人	88人
市外から移住した世帯数・人数（定住支援スタッフがワンストップ窓口として関わるもの）	36世帯・75人	50世帯・122人



都市部での定住PRイベント（移住相談）



地域の活性化を目的とした「30歳の成人式」

基本事業

移住・定住の推進

移住・定住に向けた魅力の発信

対象 市外の人・市民

意図 雲南市に魅力を感じる。

方針

- 移住を考える方が興味を持ち、欲しい情報が入手できる移住サイト、SNS^{※31}、専門雑誌などのメディアの活用や、雲南市ふるさと会など縁のある方を通じた情報発信に努め、移住・定住を促進します。
- 都市部での定住PRイベントを開催し、都会から田舎暮らしを希望する人に雲南市の魅力を発信します。
- 市内をはじめとする婚活中の独身男女に、雲南市の魅力に気づいてもらい、定住に向けた出会いの場づくりを支援します。

移住・定住のための相談・支援体制の充実

対象 市外の人・市民

意図 安心して移住・定住できる。

方針

- 移住・定住のワンストップ窓口として、定住支援スタッフによる定住に関する様々な情報提供に努めるなど、相談体制の充実を図ります。
- 子育て世代や地域貢献活動等を志す移住者などの多様なニーズに対応するための体制の強化を図ります。

移住・定住に関する環境整備

対象 市外の人・市民

意図 良好的な環境で暮らす。

方針

- 空き家バンク制度を継続し、提供物件の安定的な確保に努めます。
- 空き家改修に関する助成制度の充実を図ります。
- 地域自主組織との連携により、移住者が安心して暮らせる受け入れ体制を整えます。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 移住してきた人への地域情報の提供などに努め、移住者が地域にとけ込みやすい環境をつくります。
- 移住してきた人は、自治会への加入、地域活動への参加などに努め、近隣住民との良好な関係をつくります。
- 市外に住む地元出身者との関わりをもち、Uターンの促進に努めます。

行政（市、県、国）

- 地域と連携し、移住し定住されている方からの意見聴取などを行い、移住者が定住していくために支援するとともに、これから移住してくる人にも住みやすい環境を整えます。
- 移住希望者が定住するために子育て、仕事、住まい（空き家・公営住宅）などの必要な情報を提供します。
- 地域や企業等の魅力の情報発信に努め、子育て世代の定住促進やUターンの促進を図ります。

これまでの振り返り総括

- H27年度に「うんなん暮らし推進課」を設置し、定住支援スタッフの体制強化を図り、きめ細やかな移住・定住相談や移住に向けた情報発信等を行っています。
- 雲南市への移住を考える子育て世代に向け、子育てポータルサイト「ゆっくり、子育て。雲南市」、雲南暮らしを楽しむサイト「これから。Unnan」を活用した情報発信に努めています。
- 子育て世帯向けに拡充した新築住宅取得に関わる固定資産税の課税免除制度に取り組みました。また、定住推進住宅新築助成事業並びに定住推進住宅改修助成事業などにも取り組みました。
- 交流事業として、移住体験プログラムの実施や移住定住や地域の活性化を目的に「30歳の成人式」を開催しています。
- 結婚対策事業として、婚活支援団体へ無料結婚相談や婚活イベントの事業委託を行うとともに、地域などで実施される婚活交流イベントに事業助成を行っています。
- 空き家バンク制度による物件情報の提供や空き家片付け補助金、空き家改修補助金などの空き家活用支援を継続しています。
- 農地付空き家制度（H24年度～H30年度の登録件数：27件）、新規就農支援事業（H24年度～H30年度の支援件数：29件）などに継続的に取り組み、移住定住促進を図っています。
- 都市の仕事を地方でも出来る場や若者チャレンジの場として、空き家を活用したシェアオフィス（H27年5月開設）を運営しています。
- 雲南市ふるさと会事業を通じた縁のある皆様により、本市のPRやふるさと納税などにご協力をいただいている。

※31 SNS…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」。登録された利用者同士が交流できるWebサイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービス。主な機能としては、自分のプロフィールや写真を公開する機能、公開範囲を設定できる日記機能、共通のテーマで意見交換や情報交換を行うコミュニティ機能、会員同士のメッセージ機能、訪問履歴を残す機能、カレンダー機能などがある。

施策の目的

対象 市民

意図 市政に関する多くの情報を得る。

施策の基本方針

- 市民にとって分かりやすく、得やすくかつ迅速な情報提供を行います。
- 市政懇談会、まちづくり懇談会などの広聴機会の充実に努め、市民の意見や要望を市政運営に反映します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
市政に関する情報が分かりやすく提供されていると感じる市民の割合	58.7%	67.0%
市政に関する情報が得やすいと感じる市民の割合	54.4%	65.0%



基本事業

市民と行政の情報の共有化

広聴機会の充実

対象 市民

意図 行政に対し意見・要望する。

方針

- 市政懇談会、まちづくり懇談会などの内容の工夫と参加しやすい環境づくりに努め、広聴機会の充実を図ります。

広報媒体による情報提供の充実

対象 市民

意図 広報媒体により情報を得る。

方針

- ホームページ、市報、CATV、音声告知放送、SNS等（facebook、YouTube、アプリ）の広報媒体を活用し、市民にとって分かりやすく、得やすい情報の提供を行います。
- 高齢者、障がい者、外国人等に配慮した提供方法の充実を図ります。
- 行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上を図るため、公共データをオープンデータとして積極的に公開し、利活用の促進を図ります。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 行政情報の収集に努め、活用します。
- 広聴の機会に積極的に参加します。
- 行政サービスに対する意見・提言をします。

行政（市、県、国）

- 市民に対し迅速・正確で分かりやすく利用しやすい情報を提供します。
- 市民が広聴の機会に参画しやすく、意見・提言をしやすい環境を整えます。

これまでの振り返り総括

- 市政懇談会を、H27年度から市内各町1会場（計6会場）で、主に市政に対する広聴の場として開催しています（H27年度：449人、H28年度：461人、H29年度：484人、H30年度：437人）。会場への託児所設置（H25年度～）、手話通訳設置（H26年度～）など、子育て世代や聴覚障がい者にも参加しやすい環境づくりも行っています。
- まちづくり懇談会をH17年度から制度導入し、地域自主組織や自治会などの単位で市長と直接対話できる場として開催しています（H27年度：0団体0人、H28年度：1団体34人、H29年度：1団体32人、H30年度：1団体27人）。
- 市長の定例記者会見、出前講座（H27年度：284回/8,054人、H28年度：284回/6,986人、H29年度：269回/7,887人、H30年度：224回/6,669人）などを活用し、分かりやすい情報の提供と共有に努めています。
- 雲南市ホームページの随時更新や公式facebook（フェイスブック）の積極的な投稿に努めています。さらに、H27年度に子育てポータルサイトや「雲南アプリ」を開設するなど、子育て世代向けの情報発信を強化しました。また、動画共有サービス（YouTube）チャンネルを活用した情報提供も行っています。
- R1年度から公共データのオープンデータ化を開始しています。



施策の目的

対象

市民

意図

誰もがお互いの個性と能力を認め合い、支えあう家庭・学校・地域・職場をつくる。

施策の基本方針

- 性別に関係なく、すべての人の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に誰もが参画できるまちづくりに取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
性別に関係なく誰もが平等に扱われていると感じる市民の割合（全体）	71.1%	74.0%
性別に関係なく誰もが平等に扱われていると感じる市民の割合（男性）	71.6%	74.0%
性別に関係なく誰もが平等に扱われていると感じる市民の割合（女性）	71.4%	74.0%
市の関係する審議会などの女性委員の割合	23.0%	40.0%



男女共同参画について学ぶ機会の提供



啓発チラシ街頭配布の取組

基本事業

男女共同参画の推進

啓発の推進

対象 市民

意図 お互いを認め合い、支えあう意識が高まる。

方針

- 家庭と仕事などの両立支援に向けた学習機会を提供します。
- 地域や家庭などにおける固定的役割分担意識が解消されるよう研修を行います。
- 職場や各種団体における女性の活躍促進に向けた啓発を行い、女性の役職への登用や地域活動への参画を推進します。

相談・支援体制の充実

対象 市民

意図 悩みが相談できる。

方針

- 地域自主組織、関係機関、事業所、学校等と連携し、ハラスメントやDV^{※32}等に関する相談窓口や支援体制の充実を図ります。
- DV等の被害者支援、暴力の根絶及び予防啓発に努め、女性の人権を守ります。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 性別による固定的役割分担意識や慣習、しきたりにとらわれず、家庭・学校・地域・職場で誰もが互いに認め合う意識をもちます。
- 地域団体の役員等への女性の参画を積極的にすすめるとともに、女性が主体的に活躍できる環境づくりに努めます。
- 事業所では、仕事と家庭の両立を支援するとともに、職場での女性の活躍機会を確保・充実します。

行政（市、県、国）

- 「雲南市男女共同参画都市宣言^{※33}」及び「第2次雲南市男女共同参画計画（雲南市DV対策基本計画含む）」に基づきまちづくりを推進します。
- 意識啓発を図るため、研修等の機会を提供します。
- 関係する審議会委員等への女性の参画を積極的に進めるとともに、地域で主体的に活動していくリーダー育成を支援します。
- 家庭・学校・地域・職場での不安や悩みに関する相談窓口や支援体制の充実を図ります。

これまでの振り返り総括

- 男女共同参画意識啓発運営事業では、地域自主組織・交流センター職員対象研修、男女共同参画推進リーダー研修、事業所研修、子育て世代対象の研修など、講演会やワークショップを中心開催し、性別による固定的役割分担意識や慣習、しきたりにとらわれず、家庭・学校・地域・職場で男女が互いに認め合う意識を醸成していくための取組を実施しています。
- 労働（職場）環境改善に係る取組の一環として、H23年度から市役所においてハラスメント研修及びアンケート調査を毎年実施しています。
- 女性相談運営事業では、面接や電話による女性相談（H27年度：延べ173人、H28年度：延べ211人、H29年度：延べ244人、H30年度：延べ163人）をはじめ、女性弁護士相談、DVセミナー、デートDV講座等を実施し、様々な悩みをもつ女性への助言や情報提供、DVに対する正しい認識を促しています。

※32 DV…「ドメスティック・バイオレンス」。親しい男女の間でふるわれる暴力のことを言う。「なぐる」「ける」といったような身体的暴力だけではなく、「外出をさせない」「無視する」「暴言をばく」「望まない性行為を強要する」なども含まれる。

※33 雲南市男女共同参画都市宣言…P.142・143参照

施策の目的

対象

- A) 市民
- B) 行政機能

意図

公平で効率的なサービスを受ける
(提供する)。

施策の基本方針

- 市民に親しまれる市役所づくりと市民目線に立った行政サービスの提供に取り組みます。
- 民間活力・ＩＣＴの活用、広域連携の推進によるサービス向上を図ります。
- 行政サービスの効率化を進め、コストの縮減を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
市の行政サービスに納得している市民の割合	70.1%	75.0%
行財政改革実施計画（R2～R6）の実施率	79.6%	100.0%



基本事業

時代にあつた行政サービスの実現

業務と組織機構の効率化

対象	行政機能	意図	効率的な組織機構で効果的な行政サービスを提供する。
方針	●効果的な行政サービスを提供するため、定員管理計画による効率的な組織機構を構築します。 ●行政評価システムを活用し、事務事業の企画や改革・改善につなげます。		

ICT活用の推進

対象	市民	意図	利便性が向上する。
方針	●ICTを活用し、市民の利便性の向上及び行政業務の効率化を図ります。		

民間活力の導入と広域行政の推進

対象	行政機能	意図	効果的な行政サービスを提供する。
方針	●市民との協働を推進するとともに、民間の専門的な知識・ノウハウを活用し、サービス向上につなげます。 ●近隣自治体や共通課題を持つ自治体等と連携し、効果的な行政サービスの提供に取り組みます。		

市民に親しまれる行政サービスの提供

対象	市民	意図	行政サービスに満足する。
方針	●親しまれる窓口づくりと迅速・正確・親切・丁寧な窓口対応に努めます。 ●市民が利用しやすい行政サービスの充実を図り、窓口のワンストップ化の取組を推進します。 ●行政サービスの拠点である庁舎施設の計画的な整備を図るとともに、適正な維持管理に努めます。		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 市が提供するサービスを評価します。

行政（市、県、国）

- 利便性の高い行政サービスを提供します。
- 効率・効果的な組織づくりを行います。

これまでの振り返り総括

- H27年10月から、市役所本庁舎を新庁舎に移し業務を行っています。また、掛合総合センターについてはH30年4月から新庁舎で、大東総合センターについてはR1年5月に移転し業務を行っています。
- 公共施設等総合管理計画（H28年3月）に基づき公共施設等の適正な配置・維持管理の実現のため、具体的な取組を示す実施方針を策定（H30年3月）しました。
- 個人番号制度の周知を行い、併せて、住民票等の写し等各種証明書のコンビニ交付に向けた検討をすすめ、サービスを開始（R1年11月～）しました。
- 地方分権改革推進計画及び第4次から第9次一括法に基づく権限移譲の対応、行財政改革実施計画の推進、行政評価制度による事務事業や補助金の見直しなどを行いました。
- 社会状況の変化や市民ニーズに即応する効率的な業務執行を図るため、「子ども政策局」の設置（H27年4月～）、「農林振興部」と「産業観光部」の設置（H29年4月～）、「防災部」の設置（H31年4月～）など、組織機構の見直しに努めました。
- 民間活力を活かしたサービス向上をめざし、保育所業務等の民間委託を推進しました。

施策の目的

対象 市の職員

意図 資質を高め、職務に活かす。

施策の基本方針

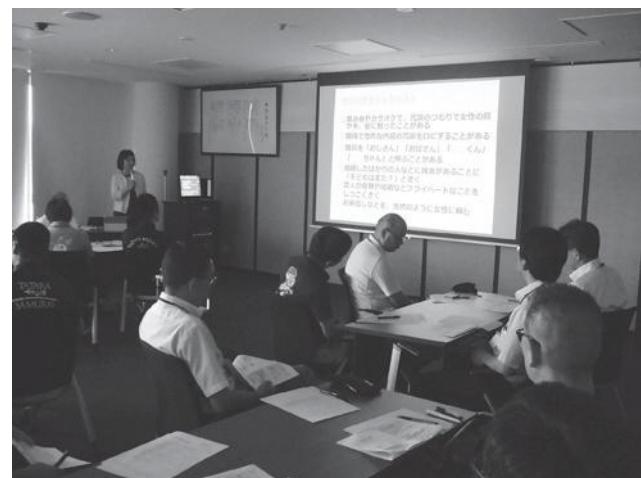
- 人材育成基本方針に基づき、職員の確保と能力開発を行い、組織の目標達成に向けて取り組みます。
- 適切に人事評価を行い、人事管理に活用します。
- 職員の健康管理と働きやすい職場づくりに努めます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
市職員の接遇に満足している市民の割合	69.7%	70.0%
市職員として求められる能力を発揮している職員の割合	85.4%	86.0%
やりがいを感じて仕事をしている市職員の割合	79.1%	82.0%



管理職を対象とした研修会



ハラスメント防止に向けた研修会

基本事業

職員の育成

計画的な定員管理

対象	職員数	意図	適正な定員にする。
方針	●行政需要の変化等に対応した効率的で質の高い行政サービスの実現に向け、新たな定員管理計画を策定し、適正な職員数管理を行います。		

職員の能力開発

対象	一般職	意図	資質と能力を高め、発揮する。
方針	●組織の目標達成と職員の能力開発を目的とする人事評価を行います。 ●専門知識の習得や接遇向上のための職員研修を実施します。 ●女性職員の活躍の推進に向け、管理的立場で働く意欲のある女性職員の積極的な登用を行います。		

適切な職員配置

対象	一般職、派遣・駐在職員	意図	やりがいを持って仕事ができる。
方針	●自己申告書や人事評価制度の活用により、適材適所、適切な職員配置に努めます。		

働きやすい職場づくり

対象	職員	意図	働きやすい環境で仕事ができる。
方針	●時間外勤務の縮減、健康診断等により、職員の健康管理に努めます。 ●メンタルヘルス対策、ハラスメント防止に努め、風通しの良い職場づくりを行います。 ●休暇を取得しやすい環境づくりをすすめます。		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 行政に透明性や公平性、効率性を求める。

行政（市、県、国）

- 人材育成基本方針に基づき、職員を育成するとともに、人材を確保していきます。

これまでの振り返り総括

- 定員管理計画に基づいた職員数管理に努めています（H31年4月：469名）。
- H26年度から人事評価制度を本格導入し、職員の目標達成と能力開発に活かしています。
- 自己申告書制度の活用や部局による部局内異動を可能とするなど、適切な職員配置に努めています。
- 接遇、人権及び職員が希望する研修等を年間を通じて実施し、職員の能力向上を図っています。新規採用職員は、H22年度より、コミュニケーション能力向上等を目的として、実際に地域に出かける「聞き書き文集」を作成しています。
- 職員の健康管理のほか、ハラスメント防止に向けた研修等により働きやすい職場づくりに努めています。
- 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（H28年4月策定）に掲げる目標達成に向け、職員研修を実施しています。

施策の目的

対象 市の施策

意図 計画的かつ効果的に進め、目標を達成する。

施策の基本方針

- 市民・地域づくり組織等との協働により、行政評価や財政計画に基づき計画的、効果的及び効率的にまちづくりを推進し、雲南市総合計画の目標の実現をめざします。
- 人口減少社会における持続可能なまちづくりに向けて、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の増加と社会起業や地域貢献活動等にチャレンジする若者の育成・確保を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
各施策の成果指標達成率（目標を達成した成果指標数／成果指標総数）	46.9%	100.0%



雲南市総合計画推進委員会における意見交換

基本事業

計画的なまちづくり

総合計画・総合戦略の進行管理

対象	施策	意図	計画的に施策展開する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり課題の解決に向け、施策評価を行い、各施策に掲げる目的・目標達成のための基本事業や具体的な手段として講じる事務事業の有効性や効率性などを適正に評価し、改革・改善を図ります。 ●総合計画・総合戦略の着実な推進に向け、有識者による調査、検証等を踏まえ、質の高いまちづくりにつなげます。 ●市民ニーズ等の把握に努め、財政計画との整合を図りつつ、計画的に事務事業を実施するための実施計画を策定します。 		

施策横断的な取組の推進

対象	施策	意図	効果的に施策展開する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●人口減少社会における持続可能なまちづくりを実現するため、20歳代・30歳代を中心とした子育て世代の増加や地域課題の解決に向けチャレンジする若者の育成・確保につながる取組を施策連携により率先して進めます。 ●特定地域（過疎、辺地、振興山村等）の振興に関する計画の策定に努めるとともに、各種計画との連動性を高め、地域課題の解決に向けた取組を促進します。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの方向や施策への理解を深めます。
- 自助、共助、公助を考え、まちづくりに参画します。
- 地域自主組織、自治会、NPO等あらゆる団体が、その特性を活かし、まちづくりに参画します。

行政（市、県、国）

- まちづくりのビジョンを示し、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりに努めます。
- 市民との協働による課題解決に向け、施策の企画立案・実行に努めます。
- 行政評価による地域経営の視点に立った計画的な行政運営を図ります。

これまでの振り返り総括

- H27年3月に、「まち・ひと・しごと創生 雲南省総合戦略」を策定（全国で3番目）し、20～30歳代の子育て世代や若者の市外への流出抑制とUターン増に向けた「定住基盤の整備」と、まちづくりの担い手となる「人材の育成・確保」の2つのプロジェクトを中軸に据え、事業の推進を図りました。
- 議会による施策評価や決算監査、雲南省総合計画推進委員会^{※34}において施策の基本事業や事務事業等に関する意見を頂き、基本計画の進行管理を図りました。
- 基本計画の進行管理に関して、施策評価を行うとともに、市役所各部局において組織目標を設定し、各課の目標を明確化することに加え、人事評価での個人目標につなげる取組の推進を図りました。
- まちづくりの指針となる総合計画の基本構想や基本計画の方針に基づき、5年間の事業計画を示す実施計画を策定しました。
- 実施計画の進行管理に関して、市役所内で各種府議を開催し、政策決定の推進を図りました。

※34 雲南省総合計画推進委員会…第2次雲南省総合計画の策定において、平成26年8月6日付けの答申書（策定委員会 加藤一郎委員長）で、総合計画の実効性を高めるため市民参加による進行管理及び評価についての提言を踏まえ、条例化によりH27年6月に設置。総合計画の進行管理に関することはもとより「人口の社会増」に向けた取組などの調査、検証及び提言を行うことを所掌事務とし、市民及び各種団体の代表者等で構成される。

施策の目的

対象 市の財政

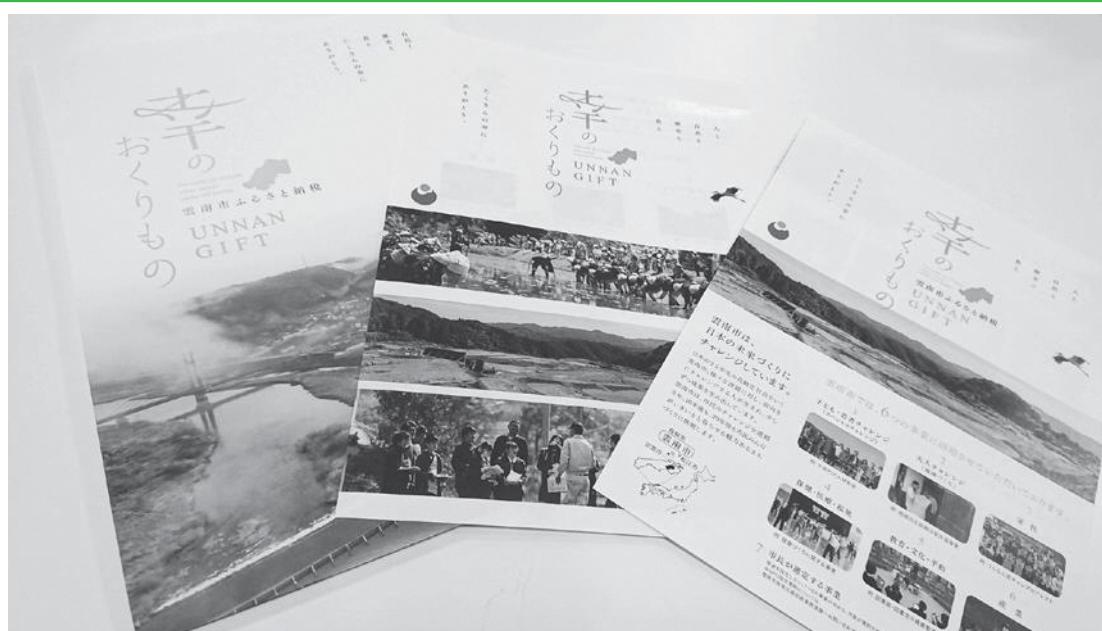
意図 健全に運営する。

施策の基本方針

- 積極的に財源の確保を行い、健全財政の維持を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
収支不足額（基金繰入額）	0 百万円	400 百万円
実質公債費比率（3 年平均）	10.8%	14.1%
地方債残高（普通会計）	34,345 百万円	32,137 百万円
基金残高	11,076 百万円	6,648 百万円
市税徴収率	99.2%	99.0%



ふるさと納税PRパンフレット

基本事業

健全財政の維持

持続可能な財政運営

対象	市の財政	意図	適切な将来予想のもとに財政計画を立てる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●行政評価システムと連携するとともに、実施計画の適切な見直しや国が策定する「地方財政計画」「地方交付税の制度改正」を適切に反映させた財政計画を策定します。 ●地方交付税の制度改正について国への要望を行い、一般財源総額の確保に努めます。 		

積極的な財源確保

対象	予算	意図	財源を確保する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市税の公平な徴収による高い徴収率の確保、受益者負担の適正化、過疎債・合併特例債の有効活用、市有遊休施設の売却、ふるさと納税（政策選択基金）の推進等により、財源の確保に努めます。 		

効果的な予算執行

対象	予算	意図	効果的に予算執行する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●行政評価システムを活用した予算配分を行い、補助金・負担金の適正化、特別会計・企業会計への適切な繰出し、人件費の管理等に努めます。 		

効率・効果的な財産の管理運用

対象	基金・財産	意図	効率・効果的に財産を管理運用する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●基金を安全かつ効率的に運用します。 ●公共施設等総合管理計画を推進し、長期的な視点から、施設等の最適な配置、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、市有遊休施設の売却や貸付を行います。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 市の財政運営に関心を持ち、財政状況を理解します。
- 地域やコミュニティでの共助や市民自ら自助による取り組みをすすめます。
- 納税の義務を果たします。

行政（市、県、国）

- 中期財政計画に沿って財政運営を行います。
- 国に対し、地方の実情を踏まえ、地方交付税をはじめとする財政措置に十分な配慮を求めていきます。
- 市民の理解を得ながら市有施設の見直しを図ります。

これまでの振り返り総括

- 定員管理計画に基づく職員の削減（H26年4月：516名→H31年4月：469名）や給与カットによる人件費削減に努めました。
- 計画的な普通建設事業費による市債発行額の圧縮や計画的な繰上償還を実施しました（H26～H30年度 繰上償還額 2,522百万円）。
- 合併特例債、過疎債の延長に伴い、有効に活用しました（合併特例債：R6年度、過疎債：R2年度）。
- 過疎債（ソフト分）の新規拡充に伴い、有効に活用しました（H30年度発行枠：456百万円）。
- 地方交付税制度の研究会を立ち上げ、H24年9月に「交付税制度研究会報告書」を総務省へ提出しました（H26年1月に、市町村の姿の変化に対応した交付税算定について方向性が示されました。H30年度普通交付税復元額：1,775百万円）。
- 債権管理に関する府内体制の充実を図り、生活困窮者の自立を支援しながらも市税の高い徴収率を確保しました（山陰両県12市中1位）。
- ふるさと納税制度の充実により、財源確保に努めました（H30年度：100百万円）。

施策の目的

対象 市内全域

意図 有効的かつ効果的に利用・整備する。

施策の基本方針

- 中核拠点ゾーンを中心に地域特性を活かし、雲南らしさを保ちつつ都市機能の充実と効果的な土地利用を促進します。
- 人口の社会増をめざし、特に若者、子育て世代、U・Iターン者のための良質かつ取得しやすい住宅地の供給に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
中核拠点ゾーンが便利で賑わいがあると感じる市民の割合	63.7%	65.0%
住んでいる地域が便利で住みよいと感じる市民の割合	64.5%	70.0%
新設住宅建設戸数（持家・賃家・分譲） （※全市域対象）	66戸・21戸・0戸	60戸・5戸・5戸
都市計画区域内の建築確認申請件数（住居の新築）	47件	45件



基本事業

都市・住まいづくりと土地利用の推進

中核拠点ゾーンの整備促進

対象	中核拠点ゾーン	意図	都市機能が高まる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画マスターplanの推進を図るとともに、立地適正化計画の策定により、都市機能の充実と暮らしやすさの向上を図ります。 ●中心市街地活性化基本計画の推進により、中心市街地の賑わいの創出を図ります。 ●(都)新庄飯田線街路整備事業及び国道54号三刀屋拡幅事業の着実な推進を図ります。 		

居住環境の整備促進

対象	市内全域	意図	居住環境が向上する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●安価で利便性が高い住宅地の整備・供給や民間活力による多様な住宅の供給誘導を図ります。 ●市営住宅の計画的な整備を進めるとともに公営住宅等の長寿命化に資する予防保全的な管理に努めます。 ●都市公園、農村公園等を計画的に整備し、適正に管理します。 		

計画的な土地利用の推進

対象	市内全域	意図	土地が有効に活用される。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な景観形成を図り、秩序ある土地利用と開発を促進します。 ●地籍調査事業の早期完了に向けた取組をすすめます。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 法令等を遵守し景観に配慮した秩序ある開発と土地の有効利用に努めます。
- 環境にやさしい住宅等の建設と良好な周辺環境の保全に努めます。
- 住宅等を適切に維持管理します。
- 地籍調査の推進に協力します。

行政（市、県、国）

- 都市計画マスターplanや中心市街地活性化基本計画に基づいた中心市街地形成に取り組みます。
- 定住化に向けた住まいづくりを促進します。
- 市営住宅、公園を管理し、計画的な維持修繕・改築に努めます。
- 秩序ある開発のための指導、調整を行い、有効かつ効果的な土地利用を図ります。
- 地籍調査を計画的に実施します。

これまでの振り返り総括

- H28年11月に、中心市街地活性化基本計画（計画期間：H28年12月～R4年3月）の認定を受け、購買力流出の抑制、定住人口及び交流人口の増加をめざし事業を推進しています。
- 国道54号三刀屋拡幅事業（4.1km区間）は、中心市街地の幹線道路として、1～3期（県道三刀屋木次インター線交差点～里方交差点/1.7km）の整備がH27年度に完了し、現在、4期（県道穂原木次線交差点～県道三刀屋木次インター線交差点/0.5km）の整備に取り組んでいます（H30年度末時点の整備率は41.5%）。
- (都)新庄飯田線整備事業は、H30年11月にバイパス区間（2.0km）が供用開始し、現在4工区（275m）の事業に取り組んでいます。
- 丸子山周辺の区画整理などにより、街路及びその周辺整備をすすめています。また、加茂中央公園など都市公園の長寿命化を図っています。
- 雲南省土地開発公社（H27年度：立石住宅用地、金丸住宅団地、下阿用住宅団地、H28年度：上給下住宅団地、H29年度：そら山住宅用地（第3期）、加茂中住宅団地、H30年度：桜並木住宅用地）による分譲が行われています（H27年度～H30年度末までの分譲開始区画数は75区画）。
- H28～H37（R7）年度までを計画期間とする住宅マスターplanをH28年4月に策定しました。
- 子育て世帯定住宅地購入支援事業、定住推進住宅新築助成事業並びに定住推進住宅改修助成事業などに取り組み、子育て世帯などの移住・定住支援を図りました。
- 雲南省公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建設（三日市団地、基町団地）及びストック改善（大多和団地、宇治団地ほか）に取り組みました。併せて、H31年度からの10年計画の改定を行いました。
- 雲南省地籍調査実施計画に基づき、大東町（小河内、南村、塩田、篠淵）及び三刀屋町（根波別所、里坊、乙加宮、坂本）での現地調査をすすめ、進捗率は93.11%（H31年3月末時点）となっています。

施策の目的

対象

市民

意図

地域環境を守り、地球環境に配慮した生活を
おくる。

施策の基本方針

- 市民・事業者・行政の協働により、環境の保全・創造に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの利活用や廃棄物の抑制等を通じて、温室効果ガスの削減に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
自然環境が守られていると感じる市民の割合	74.5%	75.0%
環境美化等の環境の保全・創造に向け何らかの取組をしている市民の割合	70.1%	75.0%
市民1人1日あたりのごみ排出量 （RDF方式 ^{※35} による固形燃料分を含む）	704g/人・日 △現状値（H 29）	700g/人・日
ごみの資源化率 （RDF方式 ^{※35} による固形燃料分を含む）	51.4% △現状値（H 29）	56.0%



基本事業

環境の保全・創造

廃棄物（ごみ）の減量と適正処理の推進

対象	市民	意図	ごみを減量するとともに適正に処理する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 3R（リデュース・リユース・リサイクル）※36の推進をはじめ、家庭や事業所のごみ減量化、食品ロス（食料廃棄物）の削減、ごみ分別の徹底及びマイバッグ運動の促進などに取り組みます。 ● ごみ処理施設を維持・確保し、ごみの受入れ環境を整えます。 		

生活環境の保全

対象	市民	意図	生活環境を保全する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境会議や環境学習などに取り組み、市民への意識啓発活動を通じ、地域・事業所・学校・活動団体による生活環境の保全・創造に向けた活動を促進します。 ● 市民活動やパトロールにより不法投棄の防止対策をすすめます。 ● 市民の生活環境の安全・安心のため空家等対策を推進します。 		

温室効果ガス削減の推進

対象	市民	意図	温室効果ガスの排出量を削減する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの活用を図った太陽光発電機器、木質チップボイラー等の導入を促進します。 ● クールビズ・エコ通勤の実施や各種省エネ機器の導入などの推奨により、省エネルギー化に向けた活動を推進します。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 自然環境保全の意識を高め、関心を持ちます。
- 環境美化活動や緑化活動などに取り組みます。
- 省エネルギー（節電やエコドライブ、省エネ製品の購入など）を心がけるとともに、実践します。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進やマイバッグ運動等により、ごみ排出量の縮減に努めます。

行政（市、県、国）

- 市民、事業者への意識啓発を行うとともに、環境保全に関する活動団体の取り組みを支援します。
- 再生可能エネルギーの利活用を促進します。
- 3Rを啓発・推進し、廃棄物の再資源化及び縮減を促進します。

これまでの振り返り総括

- H30年度に雲南省環境基本条例を制定し、本市の環境保全と創造に向け、積極的な施策の推進を図っています。
- 雲南省・飯南町事務組合により、ごみの分別方法啓発の取組を積極的に行ってています。
- ごみ処理施設の老朽対策に取り組んでいます。
- 古紙・古着回収の充実、可燃ごみ分別等の積極的な啓発及びRDF方式によるごみの固形燃料化の推進などに取り組んでいます。
- レジ袋有料化により、買い物時のマイバッグの持参が定着しつつあります。
- ごみ集積施設整備費に係る補助金制度を活用し、補助金交付を行っています。
- 太陽光発電機器導入の際の補助制度を継続実施し、補助金交付を行っています。
- 地域活性化をめざす民間組織「里山照らし隊」が、関係機関と連携して研究開発された「炭蓄電器」を各総合センター及び市中央学校給食センターに導入しました。
- 計画的に木質チップボイラーの導入を進めるなど、森林バイオマスエネルギー事業に取り組んでいます。
- 下水道整備、多面的機能支払交付金制度及び森林保全活動の推進などにより、環境の保全・創造を図っています。
- 尾原ダム周辺において、桜の植樹や景観作物の栽培などの自然景観保全活動のほか、企業CSR活動による環境美化活動に取り組みました。
- 環境美化活動重点期間（6月）を中心に、市内各地で清掃活動や環境美化活動の推進が図られています。

※35 RDF方式…refuse-derived fuelの略語で、可燃ごみを利用した固形燃料のこと。ごみを粉碎し、腐敗防止のために石灰などを混ぜて圧縮加工したもの。

※36 3R…Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったものです。まずは消費を減らす（Reduce）ことから始め、次に、使えるものは繰り返し使い（Reuse）、そして使えなくなったら原材料として再利用（Recycle）しようとするもの。

施策の目的

対象

市民

意図

高度情報通信環境を利活用する。

施策の基本方針

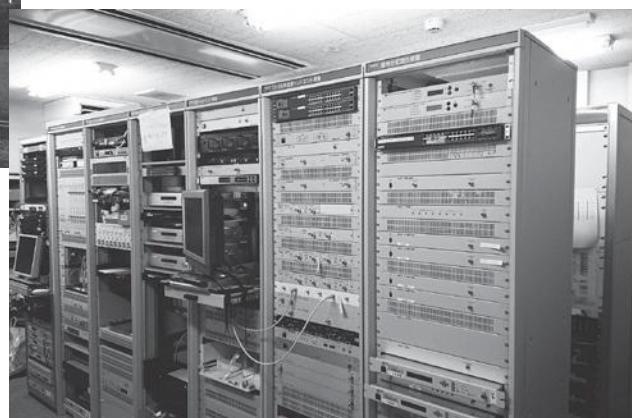
- 施設の計画的な更新に併せ、インターネットの高速化など施設の利活用を推進するとともに情報通信環境の向上を図ります。
- 市民が情報通信機器を利用するノウハウ習得・能力向上を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
日頃インターネットを利用している市民の割合	48.2%	54.0%



雲南夢ネット（雲南市・飯南町をエリアとするケーブルテレビ局）



CATV設備

基本事業

地域情報化の推進

情報通信環境の整備促進

対象 市民

意図 情報通信環境を確保する。

方針

- CATV伝送路の老朽化への対応に合わせたインターネットの高速化やWi-Fi環境の整備に向けた取組を推進します。

- 携帯電話不感地解消に向け、官民連携による取組を推進します。

情報通信技術の向上

対象 高度情報通信技術を持たない市民

意図 情報通信技術を習得する。

方針

- ICT講習会等により、市民の情報通信機器の利活用能力の向上を図ります。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●ICTリテラシー（情報活用能力）の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報通信環境（CATV及びインターネット環境）を整備します。 ●市民のICTリテラシー（情報活用能力）が向上するよう支援します。 ●民間事業者に対し、市内への情報通信事業の参入を働きかけます。

これまでの振り返り総括

- 市の情報化の方向性を明確に示した雲南市情報化計画（H28年度～R1年度）を策定しました。
- ケーブルテレビ機能（施設・設備）の維持管理を行っています。
- CATV自主放送チャンネル（11ch）のデータ放送を活用し、気象情報の入手、ラジオ放送が聴取できるなどの整備を行いました。
- 民間事業者が木次、三刀屋、大東、加茂町の一部地域に参入し、インターネットの高速化が進み、若者をはじめとする移住者の情報通信環境基盤が整備されつつあります。
- IT講習会を実施し、市民の情報活用能力の向上を図っています。
- 携帯電話利用者に支障のないよう移動通信用鉄塔施設及び光ケーブル施設の維持管理を行っています。



ケーブルテレビ伝送路設備の修繕作業

施策の目的

対象 市民

意図

市内及び市外へ安全で便利に移動できる。

施策の基本方針

- 市道の計画的な道路網の整備を推進します。
- 市の道路施設の本格的な維持更新時代に対応する適切な維持・修繕及び長寿命化に取り組みます。
- 市道の除雪体制の確保に努め、冬期における通行の安全性の向上を図ります。
- 国道・県道及び高速道路の整備・維持管理による利便性、安全性に優れた小さな拠点を結ぶ道路網の構築に向け事業推進を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
市道改良率（1車線改良を含む）	61.6%	61.9%
主要地方道改良率	85.0%	86.5%
一般県道改良率	63.7%	67.3%
生活道路で危ない場所があると感じている市民の割合	64.6%	60.0%
生活道路が安全で便利だと感じている市民の割合	68.5%	72.0%



基本事業

道路の整備

道路の新設・改良

対象	道路利用者	意図	安全で便利に移動できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地元要望を把握しながら、雲南市道路整備計画による計画的な新設・改良整備を行います。 ●神原企業団地整備に併せ、団地へのアクセス向上による地域の活性化をめざし、スマートIC^{※37}の整備に取り組みます。 ●期成同盟会による積極的な整備促進活動を行い、事業を推進します。 		

道路の維持管理

対象	道路利用者	意図	安全に移動できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●雲南市道路維持管理計画等による計画的かつ適切な維持・修繕及び長寿命化に取り組みます。 ●地域住民の協力を得ながら道路愛護活動を行います。 ●市ホームページ、CATV文字放送、インターネットなどを活用した道路情報の発信を行います。 ●オペレーターの確保に努め、ボランティアの協力を得ながら、市道の除雪を行います。 ●道路施設を適正に維持管理するよう国県と連携していきます。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 道路の危険箇所を発見した場合は、市に情報提供を行います。
- 整備事業が円滑に推進するように協力体制を整えます。
- 道路愛護活動への参加など、地域での積極的な維持管理に努めます。

行政（市、県、国）

- 雲南市道路整備計画による計画的な整備を行います。
- 道路整備にあたっては、住民理解を得ながら実施します。
- 雲南市道路維持管理計画等による適切な維持管理を行います。
- 市は、国・県及び地域との連絡・調整を図り、事業促進に努めます。

これまでの振り返り総括

- 市道整備については、雲南市道路整備計画に基づき、計画的に整備をすすめています。H30年4月現在の市道整備率は、61.6%に向上し、県平均を6.4%上回っています。
- 雲南市道路維持管理計画に基づき、計画的に修繕をすすめています。また、除草・簡易修繕作業については、外部委託により効率的で細やかな維持管理に努めています。
- 道路構造物について、市が管理する橋梁約1,000橋及びトンネル2か所の1巡回の点検を終え、2巡回の点検をすすめています。
- 除雪機械の民間所有台数の減少に伴い、合併以降市所有機械を増台して57台（車道用37台・小型除雪機20台）で冬期間の通行安全性と利便性向上を図っています。また、除雪ボランティア制度をH29年12月に開始しています（H31年3月末時点で21団体87名登録）。
- 高速道路の整備に伴い、一般道の観光誘導サインの設置やサイクリングロードの整備を行いました。また、加茂岩倉パーキングエリアのハイウェイオアシス化を図りました。
- 松江自動車道加茂バストップスマートICの新規設置について、設計や関係機関協議に取り組み、H29年に事業決定され、R4年7月の供用開始に向け、整備に取り組んでいます。
- 国・県道については、地元と協力して取り組み、着実な整備促進が図られています。
- （主）出雲三刀屋線伊萱工区道路改良事業は、R2年度の完了に向け、整備がすすんでいます。

※37 スマートIC（インターチェンジ）…高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）をETC（電子料金収受システム）搭載車両に限定しているIC（インターチェンジ）。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

施策の目的

対象

公共交通機関利用者

意図

市内及び市外に向けて安全・便利に移動できる。

施策の基本方針

- まちづくりと連携した持続可能な公共交通体系を構築し、公共交通機関の利用促進を図ります。
- 既存の交通網の整備を図るとともに、多様な交通手段の提供により、利用者の利便性を確保します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
市内の公共交通サービス機関（バス・JR・だんだんタクシー・デマンド型乗合バス※38）に満足している市民の割合）	55.1%	60.0%



基本事業

公共交通ネットワークの充実

公共交通体系の確保

対象	公共交通機関利用者	意図	公共交通機関を利用できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者数の減少や利用者ニーズの変化に応じた持続可能なサービスの提供とバス車両の更新・確保を図ります。 ●他自治体と連携した民間事業者によるバス運行の相互乗り入れに取り組むとともに、バス・タクシー事業者の支援に努めます。 ●JR木次線の利用促進に向けた啓発や利便性の向上に取り組みます。 		

多様な交通サービスの提供

対象	公共交通機関利用者	意図	多様な交通サービスを利用できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉有償運送や地域自主組織によるボランティア運送などを支援し、利用者の利便性を高めます。 ●電動低速車両（スローモビリティ）の実用化に向けた取組をすすめます。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 公共交通機関を積極的に利用します。
- 駅舎及びバス停の美化に努めます。
- 事業者は、利用者の安全・安心を第一に、高齢者や障がい者にも配慮した運行を行います。

行政（市、県、国）

- 高齢者、障がい者、児童・生徒等の交通手段を確保します。
- 関係事業者や団体と連携し、利用者の利便性の向上を図ります。
- 運行形態の見直しなどにより、効果的な運行を図ります。
- ノーマイカーデーの推進などを通じ、公共交通機関の利用促進を図ります。

これまでの振り返り総括

- 市民バス再編計画に基づき、デマンド型乗合タクシー（だんだんタクシー）を、H26年度から大東町海潮線と三刀屋町鍋山線、H27年度から大東町春殖・幡屋線、佐世線、阿用久野線、三刀屋町飯石中野線、高窪伊萱線、H28年度から大東町塩田線、H29年度から木次町日登線、西日登線、H30年度から加茂町加茂線として本格運行を開始しています。
- 広域路線バス吉田大東線のダイヤ改正により、市内高校の通学環境の充実に努めています。
- 市民バスとしては、大型車両6台、中型車両14台、小型車両7台を保有、運行しています（H31年4月時点）。運行開始以降購入したバス車両の老朽化がすすみ、H23年度から計画的な車両更新を行っています。
- 多様な利用者ニーズを踏まえ、だんだんタクシー・デマンド型乗合バス運行、NPO法人（ほっと大東・未来の華）などによる福祉有償運送を行っています。また、高齢者及び障がい者の優待乗車券制度や免許返納者の乗車券無料交付制度について、H29年度に制度拡充しました。
- 一部地域では、スクールバスと市民バスを効率的に一体運行する混乗利用型運行も実施してきました。
- 吉田地域については、利用者意見等を踏まえ、H29年度に交通空白地有償運送の廃止に合わせ、デマンドバス運行の再編を図りました。
- 松江自動車道の開通に伴う高速バスと市民バスのアクセス向上や高速道路内のバス停整備を行ったほか、JRや民間バス事業者とは連携してダイヤ改正や競合回避など地域の公共交通ネットワークの維持・向上に努めています。
- H30年度に、沿線市町により「木次線利活用推進協議会」を設立し、JR木次線の利用促進に向けた地域の活性化に取り組んでいます。
- 「木次線強化促進協議会」を中心に、トロッコ列車の更新や観光列車「天地（あめつち）」の活用など、関係機関との協議及び要望活動を行っています。

※38 だんだんタクシー・デマンド型乗合バス…利用者が電話などで予約し、自宅から目的地（商業施設、医療機関、公共施設等）の間を運行する交通機関。10人乗り以下の車両を「だんだんタクシー」、11人乗り以上の車両を「デマンド型乗合バス」と言う。

施策の目的

対象 市民

意図

安全・安心で安定した水道の供給を受ける。

施策の基本方針

- 水道未普及地域の早期解消に努めます。
- 安全・安心で安定した水道の供給と経営に努めます。
- 計画的な施設及び管路の更新と統合による経費のスリム化を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
水道普及率※39	95.3%	96.0%
有収率※40	88.9%	90.3%



基本事業

上水道の整備

水道施設の整備

対象	給水区域外の市民	意図	水道が供給できるように整備する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地元の協力を得ながら、第2次雲南市水道事業総合整備計画により、水道未普及地域の解消に取り組みます。 ●水道未接続世帯の加入促進を図ります。 		

水道施設の維持管理

対象	給水区域内の市民	意図	安全・安心で安定した水道が供給できるように維持管理する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●恒常的な点検や漏水調査、計画的な老朽管等の更新により、水道施設を適正に維持管理していきます。 ●耐用年数の経過した管路から、耐震適合管に更新します。 		

水道経営の安定化

対象	給水区域内の市民	意図	健全な水道事業経営により、安定した水道供給を行う。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な料金水準を設定するとともに、水道料金の未納対策を行い、利用者の公平性の確保に努めます。 ●水道施設の統廃合などにより、効率的に施設を運用し、経常費用の削減に努めます。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●上水道整備地域（全戸）において、加入・接続します。 ●給水装置の適正な維持管理及び適正な利用に努めます。 ●水道料金を期限内に納入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●経営の効率化と経費縮減に取り組み、適正な料金を設定します。 ●雲南市水道事業総合整備計画に基づき、未普及地区の解消、老朽管の更新や耐震化を計画的に実施します。 ●有収率の向上と未納対策に努めます。 ●水道週間等を活用し、水道の仕組み経営について市民への啓発活動を行います。

これまでの振り返り総括

[未普及地域の解消]

- 海潮地区簡易水道整備事業により、水道未普及地域の解消を行いました（送水管L=6,028m、配水管L=19,077m、連絡管L=4,153mボンプ所5か所、配水池1池、給水92か所）。
- 上久野地区水道整備事業により、水道未普及地域の解消を行っています。（導水管L=379m、送水管L=3,486m、配水管L=15,225m、浄水場1か所、配水池2か所、ポンプ所2か所、給水104戸）。

[施設の統廃合]

- 海潮地区簡易水道整備事業により、施設統合を目的とした連絡管の整備を行い、森木浄水場を廃止しました（連絡管L=4,153m）。
- 八重滝地区水道施設整備事業により、施設統合を目的とした連絡管の整備を行い、八重滝浄水場を廃止しました（連絡管L=1,258m）。

[老朽管路の更新]

- 掛合簡易水道整備事業により、老朽管の更新工事を行いました（配水管更新 L=8,296m）。
- 深野簡易水道整備事業により、老朽管の更新工事を行いました（配水管更新 L=5,107m）。
- H30年度から、生活基盤施設耐震化等交付金事業を実施しています。
- 他事業に関連する支障移転工事においても、老朽管の更新が図られました。

[施設管理]

- H30年度から、水道施設台帳の整備を行っています。
- 漏水調査を実施し、漏水箇所の計画的な改善に向け取り組んでいます。

[経営の効率化]

- H28年3月に第2次雲南市水道事業総合整備計画を策定し、H28年6月に雲南市新水道ビジョンを公表しました。
- H28年6月に、水道事業に関する審議会から料金改定について答申を受け、H29年4月から口径13mm使用量20m³で7.8%引き上げました。
- H29年度に上水道と簡易水道の経営統合を図りました。
- 接続率の向上と料金未納対策の強化などにより安定した経営に努めています。

※39 水道普及率…上水道、簡易水道及び専用水道から給水を受けている人口の割合。総給水人口（水道人口+簡易水道人口+専用水道人口）/総人口

※40 有収率…給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。年間総有収水量/年間総配水量

施策の目的

対象 市民

意図 衛生的な生活環境の中で暮らす。

施策の基本方針

- 施設の計画的かつ効率的な改築・更新・統廃合及び予防保全型維持管理を実施します。
- 施設統合による経常費用の削減や啓発活動による接続率向上及び適正な下水道使用料の設定に努め、下水道事業の健全運営に取り組みます。
- 農業集落排水事業等の地方公営企業法適用を踏まえ、経営強化に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
下水道接続率	81.6%	82.0%
下水道整備率	89.8%	90.4%



基本事業

下水道の整備

下水道施設の整備

対象	下水道未整備区域の市民	意図	下水道に排水できるように整備する。
方針	●集合処理区域外の浄化槽の整備促進を図ります。		

下水道接続の促進

対象	下水道の未接続者	意図	下水道に接続する。
方針	●広報・啓発活動を行い、接続を呼び掛けます。		

下水道施設の維持管理

対象	下水道接続済の市民	意図	下水道に排水できるように維持管理する。
方針	●予防保全型維持管理を実施するとともに、定期的な点検と緊急時の体制確保に努めます。 ●広報・啓発活動を行い、利用者の適正な使用を呼び掛けます。		

下水道経営の安定化

対象	下水道接続済の市民	意図	健全な下水道事業経営により、安心して排水する。
方針	●適正な使用料水準を設定するとともに、使用料の未納対策を行い、利用者の公平性の確保に努めます。 ●下水道施設の統廃合などにより、効率的に施設を運用し、経常費用の削減に努めます。		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●下水道へ加入・接続します。 ●排水設備の適正な利用及び適正な管理に努めます。 ●使用料を期限内に納入します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●下水道施設の統廃合や長寿命化を図り、計画的な改築・更新を行います。 ●経営の効率化と経費縮減に取り組み、適正な使用料を設定します。 ●住民・地域への接続促進や適正利用に関する啓発活動を行います。 ●使用料の収納率向上に努めます。

これまでの振り返り総括

[施設の統廃合]

- H30年6月に、雲南市汚水処理整備構想を策定しました。
- 雲南クリーンセンターからの脱離液処理のため、木次・三刀屋浄化センター（4池目機械・電気設備）増設工事がH28年度に完成しました。

[整備率の向上]

- 集合処理区域外では、浄化槽設置事業により、H27年以降175基の浄化槽を整備しました。
- 下水道整備率は、H30年度には89.8%となり、H27年度から1.1%向上しています。

[経営の効率化]

- 下水道施設の機能診断、最適整備構想や長寿命化計画の策定などにより、計画的かつ効率的な維持、改築・更新をすすめきました。
- 接続率の向上と使用料未納対策の強化、経営事務の効率化などにより安定した経営に努めています。
- 地方公営企業法適用に向け、移行事務を実施しています。
- 受益者負担金・分担金の統一を図りました。

施策の目的

対象 市民

意図

生命・財産を火災・災害から守る。

施策の基本方針

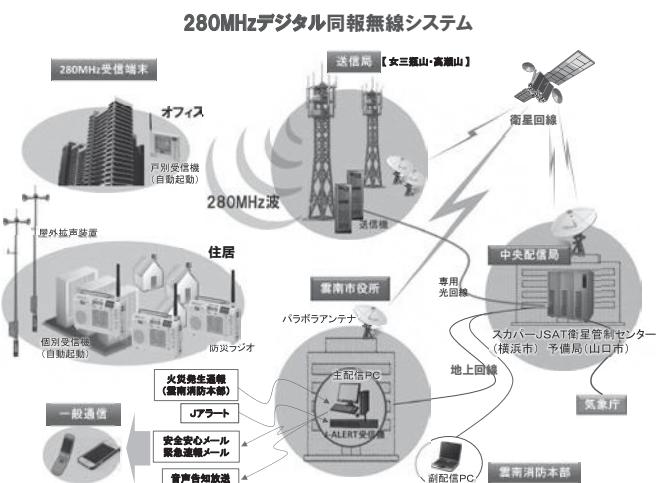
- 住民主体による避難対策の取り組みを推進し、防災・減災を図ります。
- 地区防災計画に基づく自主防災組織の運営や活動の充実に向けて取り組みます。
- 防災情報の伝達手段の多様化をすすめるとともに、情報発信の迅速化を図ります。
- 常備消防との連携強化とともに、消防団の効率的な活動と環境整備をすすめます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
火災発生件数（暦年）	17件	10件未満
災害に対する家庭内での備えをしている市民の割合	30.1%	40.0%
自主防災組織（30 地域自主組織）の地区防災計画の策定率	23.3%	100.0%



斐伊川水防演習



基本事業

消防・防災対策の推進

防災意識の向上と実践

対象 市民

意図 防災意識を高め、対策を施し、非常時に避難行動がとれる。

方針

- 出前講座、研修会などの啓発活動、防災訓練等の実施により、市民の防災・減災意識の高揚を図ります。
- 災害時の自主防災組織との連携を図り、情報提供・情報共有を行い、住民主体による早めの避難行動につなげます。
- 自主防災組織との連携により要配慮者対策の推進を図ります。
- 避難所運営マニュアルの策定支援に努めるとともに、新たな指定避難所の確保及び避難所の非常備蓄品等の備蓄機能を高めます。
- 原子力災害に関わる住民避難訓練を実施するとともに、広域避難計画の実効性の向上を図ります。
- 業務継続計画（BCP）に沿った職員の研修・訓練を図り、大規模災害発生時に備えます。

防災施設の整備

対象 市民

意図 被害にあわない、被害が拡大しない。

方針

- 危険箇所の点検等により、国・県と連携し防災施設を整備するとともに、河川等の適切な維持管理に努めます。
- 280MHzデジタル同報無線システムの整備による多様な情報伝達手段を確保し、防災情報を迅速・確実に伝えます。

防火施設と消防体制の充実

対象 市民

意図 火災による被害にあわない。

方針

- 常備消防との連携強化とともに、消防団の組織再編による効率的な活動体制の充実を図ります。
- 計画的な防火施設（防火水槽等）の整備を行います。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 平時から防災・減災の意識を高め、危険な場所の確認や防災用品・食料等の備蓄、住宅の地震対策などを図り、「自分の命は自分で守る」ことに努めます。
- 行政並びに自主防災組織等が行う防災関連事業への参加・協力に努めます。
- 事業所においては、地域防災の取組に協力・連携するとともに、自主的な防災活動にも努めます。また、要配慮者施設管理者は、避難確保計画の策定ならびに避難訓練等を実施し、平時から防災活動の取組を図ります。

行政（市、県、国）

- 雲南省地域防災計画に基づく災害情報の発信や、判断・伝達マニュアルに沿った避難勧告等の発令・伝達を的確に実行します。
- 災害時の初動対応・業務継続等の体制整備や職員研修等による防災知識の向上を図ります。
- 市内の防火施設等の充実、消防団員の確保及び組織再編により、消防力の維持を図ります。

これまでの振り返り総括

- 自主防災組織が地域自主組織単位での組織化がすすみ、出前講座や円卓会議等において、行政と地域間の連携や情報共有の方法について改善を図っています。
- 雲南省避難行動要支援者避難支援名簿作成事業により、地域ぐるみでの避難訓練や学習会などを行っています。
- 災害時における情報伝達手段の多様化に向け、280MHzデジタル同報無線システムの整備をすすめています。
- H27～30年度にかけて、島根県が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の調査結果説明会を市内全域27会場において開催しました。また、R1年度にレッドゾーンの指定に向けた説明会を行っています。
- 地元要望などにより土砂災害の恐れのある危険箇所を把握し、対策事業の実施や国・県に事業化を求めています。
- 県及び市の排水ポンプ車を活用し、内水氾濫の被害防止を図っています。
- 地域防災計画（原子力災害対策編、R1年5月改定）及び広域避難計画（H25年2月改定）等に基づき、島根県原子力防災訓練を実施しています。
- 消防施設設備品整備補助事業や上水道消火栓等整備事業、防火水槽整備事業などにより、消防防災施設や備品を整備しています。
- H28年度から消防団の組織再編（体制、定数）に向けた検討を行っており、R3年4月の新組織体制への移行をめざし、H31年4月から体制の見直しをすすめています。
- 木造住宅耐震化等促進事業をH23年度から行っています（H30年度末時点の耐震診断累計：40件）。

施策の目的

対象 市民

意図

交通事故に遭わない、起こさない。

施策の基本方針

- 交通安全に対する意識啓発を促進し、市民自らの交通安全の意識を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- 交通事故防止に向け、交通安全施設の充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
交通事故発生件数（暦年 / 高速道路を除く）	968 件	800 件未満
交通事故死傷者（死者・負傷者）数（暦年 / 高速道路を除く）	2 人 44 人	0 人 40 人未満
運転したり、歩いたりしていて危ない（ヒヤッ）と感じた市民の割合	71.1%	65.0%



基本事業

交通安全の推進

交通安全意識の高揚

対象 市民

意図 交通安全意識が高まる。

方針

- 警察等との連携により、学習会や街頭指導、広報活動、交通指導員による啓発を行っていくとともに、交通安全団体の活動を支援し、交通安全意識の高揚を図ります。
- 高齢者の関わる交通事故の比率が高まっていることから、関係機関と連携し対策の強化を図ります。

交通安全施設の整備

対象 市民

意図 道路を安全に通行する。

方針

- 市民要望、道路パトロール、雲南市通学路交通安全プログラムなどにより危険箇所を把握し、必要な交通安全施設の整備を推進します。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 交通安全講習等に積極的に参加します。
- 交通安全意識を高めます。
- 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めます。

行政（市、県、国）

- 交通事故防止に向けた講習や啓発活動を行います。
- 地域、関係機関等と連携し、交通安全施設を整備します。

これまでの振り返り総括

- 雲南市交通安全対策協議会が中心となり、警察、学校及び地域住民による交通安全活動を推進しています。
- 雲南市交通指導員設置事業や交通指導員警察連絡協議会運営事業により、継続的に街頭指導など、交通安全意識向上への取組を実施していますが、依然年間1,000件程度の交通事故が発生しています（合併以降、交通事故死者数ゼロを達成したのはH19、H22及びH29年度のみで、今後も啓発活動の徹底が必要です）。
- 交通安全施設整備事業により、毎年、カーブミラーやガードレール、区画線などを整備しています。
- 地域からの要望、道路パトロールや雲南市通学路交通安全プログラムにおける危険箇所等の点検、抽出において状況把握を行い、必要な交通安全施設の整備をすすめています。

施策の目的

対象 市民

意図 犯罪、消費者被害にあわない。

施策の基本方針

- 犯罪にあわないための意識の啓発活動を推進するとともに、犯罪被害や消費者被害が発生しにくい環境づくりに努めます。
- 犯罪や消費生活についての知識を市民自ら身に付け、被害の未然防止に努めます。
- 犯罪被害や消費者被害の相談に対して、関係機関と連携し迅速な対応に努めます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
刑法犯認知件数（暦年）	84 件	120 件
身近で犯罪にあう不安を感じている市民の割合	34.7%	30.0%
消費生活センターの認知度	31.3%	40.0%



車両用マグネットステッカーを活用した防犯活動
(市内高校の美術部員によるデザインの考案)



雲南省消費生活センターによる出前講座

基本事業

防犯対策・消費者自立支援の推進

地域防犯体制の充実

対象 市民

意図 犯罪に巻き込まれない。

方針

- 防犯ボランティア団体等による子どもの見守り活動の充実を図ります。
- 各種媒体による啓発活動、学校や地域での防犯教育・研修等により、防犯学習を推進します。
- 地域や警察など関係団体との連携により防犯意識の高揚及び活動の充実を図ります。

防犯施設・設備の整備

対象 市民

意図 犯罪被害にあわない。

方針

- 危険箇所へのLED防犯灯の整備や防犯カメラの設置に努め、犯罪抑止を図ります。

消費者自立支援の推進

対象 市民

意図 消費者被害にあわない。

方針

- 架空請求などの特殊詐欺に対し、市報や出前講座などにより注意喚起と啓発活動に努めます。
- 消費者被害を防止するため関係機関との連携を図り、消費者の自立支援に向けた対策を推進します。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●安全で安心な地域コミュニティの形成に努めます。 ●自ら進んで消費生活に必要な知識の習得に努めるとともに、防犯意識を高め自主的な対策に努めます。 ●防犯や消費者被害に関する研修会等に積極的に参加します。 ●地域や事業所（金融機関等）での防犯に対する組織的な活動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●警察や地域安全推進員など防犯活動団体と連携し、活動支援及び啓発活動等を行います。 ●防犯施設の整備支援等を行い、犯罪及び犯罪被害の抑止に取り組みます。 ●消費生活センターを中心に、消費者被害に関する相談、知識の普及啓発、情報提供、消費者団体の活動支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を開催し、地域での活動やPRに努めています。
- 雲南地域防犯連合会に参画し、防犯広報・啓発活動を積極的に取り組んでいます。
- LED防犯灯設置事業で各自治会から要望のあった防犯灯整備に対する助成を行っています（H31年3月末時点で、合計設置数872か所）。
- 市内に35基（H31年3月末時点）の防犯カメラ（寄贈）を設置し、犯罪抑止に努めています。
- 雲南市消費生活センター（H22年4月開設）において、消費者相談や広報を通じた様々な消費者被害防止の情報提供を行っています。年間約90件の相談や問い合わせがあります。主に、ハガキによる架空請求や訴訟通知等の相談が多くなっており、雲南管内でも特殊詐欺被害等が発生しています。

施策の目的

対象 市民

意図

安心して必要な医療サービスを受ける。

施策の基本方針

- 地域・専門機関・行政が一体となり、在宅療養支援体制の構築に努め、地域包括ケアの充実を図ります。
- 雲南省立病院を中心に関係機関相互の連携を深め、地域医療のさらなる充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
安心して医療機関を利用できると感じる市民の割合	83.4%	80.0%
雲南圏域（2次医療圏）医師数（人口10万対）	148人	145人
健康について相談できる相手がいる市民の割合	94.2%	95.0%



基本事業

地域医療の充実

かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進

対象	市民	意図	かかりつけ医を持つ。自宅での治療を受けることができる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療の現状や課題について、市民への適切な情報提供と啓発に努めます。 ● 地域医療を守る団体、患者団体等の活動を支援します。 ● 医師会と連携し、身近な1次医療機関の維持確保に努めます。 ● 在宅療養後方支援病院（市立病院）、1次医療※41機関、訪問看護等との多職種連携強化により、在宅医療を支援します。 ● 圏域内外の病診連携を図りながら、安心して在宅療養できる体制の充実に努めます。 	意図	かかりつけ医を持つ。自宅での治療を受けることができる。

2次医療※42機関の充実

対象	市民	意図	2次医療を受けることができる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に親しまれ、信頼され、愛される市立病院をめざし、健全経営に努めるとともに、地域医療のさらなる充実を図ります。 ● 地域枠推薦入学制度の運用や地域医療人育成センター（市立病院）が行う研修機会の提供などにより、医師・看護師等の医療従事者の確保・育成に努めます。 ● 市内で安心して子どもを産み育てることができる医療機能の確保に努めます。 ● 市内の病院の医療職人材等の状況を把握するとともに、広域連携による地域医療体制の確保に努めます。 	意図	2次医療を受けることができる。

救急体制の確保

対象	市民	意図	救急医療を受けることができる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 雲南圏域救急医療連絡会（保健所、消防署及び市内外の救急医療機関）において、救急搬送の検証ならびに協議を行い、運用の改善を図ります。 ● 医師会・病院との連携により、休日・夜間の救急医療体制を確保します。 ● 2次医療機関及び3次医療機関の連携のもと、ドクターヘリの活用による重篤患者等の適切な搬送を行い、救命率の向上を図ります。 ● 雲南地域災害医療対策会議を中心に、災害時の医療が迅速・適切に機能するよう、関係機関・団体の連携のもと取組をすすめます。 	意図	救急医療を受けることができる。

医療行為を受ける機会の保障

対象	市民	意図	医療行為を受けることができる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険や後期高齢者医療制度などの適正な運用を図ります。 	意図	医療行為を受けることができる。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 安心して医療を受けるため、地域医療に対する関心を持ちます。
- 調べたり相談したりしながら、疾病に関する正しい情報を得ます。
- 身近なかかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちます。
- 適正に医療サービスを利用します。

行政（市、県、国）

- 医師・看護師等の確保を図ります。
- 住民に地域医療の適正な利用を啓発します。
- 適正な在宅医療の提供体制の構築を図ります。
- 市内外の医療機関との連携を図ります。

これまでの振り返り総括

- H27年11月に市立病院建設工事に着手し、H30年3月に新本館棟が開院し、R1年10月にグランドオープンしました。
- 市立病院の経営は、病院建設に伴い減価償却費の大幅な増により、経常収支の黒字化は厳しくなりましたが、蓄積した内部留保資金の維持に努め、経営の安定化が図られています。
- 市立病院の地域医療人育成センター事業の取組と地域枠推薦による医師の着任により、少しづつ若手医師の確保が出来るようになり、診療体制の充実が図られています。
- 医療職人材確保事業に引き続き取り組み、地域枠推薦制度を活用し島根大学医学部に9名、石見高等看護学院に7名が在籍し、医師15名、看護師10名が従事しています（H31年4月現在）。
- 市立病院は、H27年度から在宅療養後方支援病院となり、H28年度に地域ケア科を設置し、開業医と連携し訪問診療を行うなど、在宅医療の取組をすすめ、地域包括ケア推進の一助を担っています。
- H29年1月から、市立病院内で医師会による休日診療を実施しています。
- 救急医療については、可能な限り市立病院で受け入れを実施しているほか、ドクターヘリの運行、救急医療病院運営補助事業（平成記念病院）により、休日、時間外を含めた救急患者の受け入れを確保しています。
- 市立病院を支援する市民団体の活動により、地域医療を支援する活動が定着し、その活動が市民にも認知されるようになりました。
- 市立病院と掛合診療所の経営統合により、H31年4月に市立病院附属掛合診療所を開院しました。
- 保健所・医療機関・福祉施設等と連携し、入退院連携マニュアルや在宅医療・緩和ケア情報ファイルの作成などを通じ、医療・介護の連携の推進を図っています。
- 地域包括ケアシステム推進会議（H28年10月設置）により、サービスが切れ目なく受けられる地域包括ケアの推進を図っています。

※41 1次医療…軽度の症状の患者に対応する医療を指す（かかりつけ医や診療所など）。

※42 2次医療…診療所などでは扱えないような病気、入院、手術が必要な患者に対応する医療を指す（地域の中核的病院など）。また、2次医療機関では対応できない脳卒中、心筋梗塞など、重篤な患者に対応する医療を3次医療（大学病院など高度医療や先端医療を提供する病院）と言う。

施策の目的

対象 市民

意図 心身ともに健康で暮らす。

施策の基本方針

- うんなん健康都市宣言^{※43}により、健康長寿・生涯現役をめざし、健康意識を高め、地域ぐるみでこころと身体の健康づくりや介護予防に取り組むことで、地域包括ケアに寄与します。
- 疾病の早期発見、早期治療を推進するとともに、望ましい食生活、身体活動・運動及び休養を通じて生活習慣病の予防・重症化予防に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	63.7%	65.0%
特定健診の実施率	39.3%	60.0%
特定保健指導の実施率	64.8%	45.0%
40歳～64歳全がん男女別年齢調整死亡率 ^{※44} (人口10万対) (5年間の平均) (ベイズ補正 ^{※45})	男138.8／女67.0	男117.5／女63.0
自殺死亡率(人口10万対)(5年間の平均)	29.85	23.88以下



基本事業

健康づくりの推進

地域ぐるみで取り組む健康づくり

対象	市民	意図	心身の健康に向けた取組ができる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●雲南省健康づくり推進協議会が中心となり、地域自主組織、住民団体及び関係機関等との推進体制の充実を図ります。 ●地域等との協働により、健康づくりのきっかけをつくり、機運を高めます。 ●地域運動指導員、食生活改善推進員等の確保・育成に取り組みます。 ●保健師など専門職による健康相談や健康教室の実施、個人に合った運動習慣の確立により健康づくり活動の推進を図ります。 ●自死防止総合対策検討委員会を中心に、地域の中で自死防止対策に取り組みます。 		

病気の早期発見と重症化予防・感染症の予防

対象	市民	意図	病気を早期に発見し、重症化を予防する。感染症を予防する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関、地域自主組織及び健康づくり活動団体等と連携して、がん検診、特定健診、各種健診の受診率の向上を図ります。 ●地域の医療機関と連携し、疾病の重症化予防及び感染症の予防に取り組みます。 ●身体教育医学研究所うんなんや島根大学等との連携により、医療・保健・介護データを活用した課題分析を行い、科学的根拠に基づいた情報提供や保健指導を行います。 		

食育の推進

対象	市民	意図	望ましい食習慣を習得し、実践できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●雲南省食育推進計画により、安全・安心で正しい食の普及・啓発を推進します。 ●食育ネット会議等を通じ関係機関と連携を図りながら、食生活改善推進員、保健師、管理栄養士などの活動を進め、望ましい食生活の実践を促進します。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 生涯にわたり自ら健康管理を行い、積極的な健診受診、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療に努めます。
- 個人や家庭、グループで日常的に健康づくりを実践し、併せて地域、学校、職場などでは健康づくりのための環境整備に取り組みます。
- 「うんなん健康都市宣言」に基づき「まめなかね」を宣言葉に、自治会・地域自主組織等で主体的に健康づくりに取り組みます。

行政（市、県、国）

- 「うんなん健康都市宣言」に基づき、健康なまちづくりを推進します。
- 心身の健康に関する情報を整理し、課題を明らかにして、関係機関との連携により地域ぐるみの健康づくりを支援します。
- 地域における健康づくりの核となる人材の育成に努めます。
- 特定健診・がん検診・保健指導等により、疾病の早期発見・重症化の予防を図ります。

これまでの振り返り総括

- 市民をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道標として策定した「うんなん健康都市宣言（H26年11月1日）」の普及啓発を行っています。
- 第3次雲南省健康増進実施計画に基づき、市健康づくり推進協議会を中心に、市民の健康増進を図る取組を推進しました。
- 地域運動指導員や食生活改善推進員の養成を行うとともに、地域自主組織やがん検診すめ隊などと連携し、食生活や運動をはじめとする健康づくりに関する取組を推進しました。
- 自死防止対策として、ゲートキーパー^{※46}研修やリーフレットの活用による心の健康づくりに関する啓発を行っています。また、H31年3月に、「雲南省自死対策総合計画」を策定しました。
- 島根大学医学部との連携による健康調査等をもとに、地域ぐるみでの健康づくりや介護予防の普及啓発を行いました。
- 身体教育医学研究所うんなんの開所10周年を機にまとめた研究成果を踏まえた健康づくりの取組の普及啓発を行いました。
- 健康づくり拠点施設整備基本計画に示した運動プログラムの策定に取り組みました。
- 健康・医療情報を活用した効率的かつ効果的な国保保健事業の実施を図ることを目的としたデータヘルス計画を策定しました。
- 保健師等により、出前健康教育や健康相談、個別保健指導を実施し、生活習慣病の予防・重症化予防に取り組みました。
- 雲南省立病院の医療出前講座の内容を充実することで利用される回数も増加しました（H26年度：57回、H27年度：60回、H28年度：81回、H29年度：80回、H30年度：100回）。
- 第2次食育推進計画に基づき、関係機関との連携による望ましい食生活の普及・実践を推進しています。
- H30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に国保運営を行ふこととなりました。

※43 うんなん健康都市宣言…P.144・145 参照

※44 年齢調整死亡率…年齢構成の異なる集団間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整し、そろえた死亡率。年齢構成に差がある集団間で死亡率を比較すると、高齢者の多い集団では高くなり若年者の多い集団では低くなる傾向があることから、年齢調整死亡率を用いることにより正確に地域比較や年次比較をすることができます。

※45 ベイズ補正…18世紀のイギリスの數学者であるトマス・ベイズが考案した「ベイズの定理」をもとに、統計学を応用した分析手法（ベイズ分析）により、集めたデータに物事が起こる確率など追加データを用いて、高度な計算で導き出されたもの。

※46 ゲートキーパー…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人を指す。

施策の目的

対象

65歳以上の市民

意図

生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らす。

施策の基本方針

- 保健・医療・福祉分野が連携し、地域との協働により高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる環境づくりを進めることにより、地域包括ケアの推進を図ります。
- 健康長寿・生涯現役のまちづくりに向け、健康づくり・介護予防を一体的に推進し、重症化防止や認知症対策に努めます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
生きがいを感じている高齢者の割合	76.1%	75.0%
要介護認定率（認定者数／1号被保険者数）	18.7%	19.3%
日常的に健康づくりに取り組んでいる高齢者の割合	75.9%	80.0%
65歳平均自立期間（男性／女性）	男 18.65年／女 21.35年 △現状値（H 29）	男 18.69年／女 21.39年



転倒を予防し骨折や寝たきりを防ぐ「うんなん幸雲体操」

基本事業

高齢者福祉の充実

地域ケア体制の充実

対象 65歳以上の市民

意図 住み慣れた地域で安心して暮らす。

方針

- 地域包括支援センターを中心に総合相談窓口の充実とともに、地域や保健・医療・福祉の関係機関が連携した活動の強化を図ります。
- 移動支援、買い物支援、見守りなどの生活支援や、住まいの確保などにより、高齢者が安心して暮らすことができる基盤整備を図ります。

介護予防の推進と介護サービスの充実

対象 65歳以上の市民

意図 介護予防をする。介護サービスを受ける。

方針

- 生活習慣病や運動器疾患、フレイル^{※47}を原因とする介護予防に努めます。
- 認知症の早期発見、初期支援により、認知症対策を推進します。
- 高齢者が安心して暮らすことができるよう必要に応じた介護サービスの確保・充実に努めます。

社会参加活動の推進

対象 65歳以上の市民

意図 地域とのつながりを持つ。

方針

- 高齢者の経験、技能及び資格を活かせる機会や環境をつくります。
- 地域での健康づくり活動、ボランティア活動、交流活動などへの参加を促進します。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 高齢者自ら健康管理や介護予防に努め、地域活動等に積極的に参加するとともに、趣味や就労への意欲を持続けます。
- 適正に介護サービスを受けます。
- 地域内の声掛け、見守り、助け合いなど地域での相互扶助を行います。
- 高齢者が地域での交流活動に参加しやすい環境をつくります。

行政（市、県、国）

- 地域での相互扶助のネットワークづくりや交流活動を支援します。
- 高齢者が安心して暮らすことができる環境整備をすすめます。
- 高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援します。
- 高齢者の経験や技能、資格を活かした活動を支援します。

これまでの振り返り総括

- 地域包括ケアシステム推進会議（H28年10月設置）を中心にシステム構築に向けた取組をすすめています。
- 地域ケア会議により、多機関、多職種で地域課題の共有を図り、課題解決に向けた取組を推進しています。
- 地域包括支援センターを中心に総合相談窓口を置き、適切な支援につなぐとともに、持続可能な運営体制を確保するため、H31年4月から市社会福祉協議会への業務委託を行っています。
- 雲南地域介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の介護基盤整備を進めたことにより、新たに2事業所が整備され、28事業所となりました。
- 国の新オレンジプランに基づき、認知症地域支援推進協議会をはじめとした関係機関との連携により、認知症対策の推進を図っています。
- H29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、生活支援コーディネーターの配置や「うんなん幸雲体操」など地域における生活支援や介護予防の充実を図っています。
- 外出支援・見守り支援において、バス・タクシー利用助成制度の見直しや配食サービスの対象者の拡大など、地域の実情に即した取組を行っています。
- 高齢者の社会参加と生きがいづくりに向け、シルバー人材センター、老人クラブの運営を支援しています。

※47 フレイル…健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。適切な治療や予防により要介護状態に進まずにすむ可能性がある。

施策の目的

対象

障がいのある人

意図

地域で、いきいきと安心して暮らす。

施策の基本方針

- 保健・医療・福祉・教育などあらゆる機関が連携し、障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしができる環境づくりを進めることにより、地域包括ケアの充実を図ります。
- 障がいへの理解を深めるとともに、障がい者の社会参加による自立を促進します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
障がい者が地域で安心して暮らしていると感じる市民の割合	61.1%	65.0%
障がい者雇用率 (常用労働者数 45.5 人以上規模の民間企業)	2.26%	2.30%

基本事業

障がい者（児）
福祉の充実

自立と社会参加の促進

対象	障がいのある人	意図	社会参加しやすくなり、自立する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいへの理解を深めるための啓発活動の推進を図ります。 ●就職及び継続的な就労に向けた支援や地域活動などに参加しやすい環境づくりを推進します。 ●障がいのある人が安心して暮らすことができるよう福祉環境整備や災害時の避難支援体制整備をすすめます。 		

障がいに関する相談体制の強化

対象	障がいのある人	意図	障がいに関して相談できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業所と福祉サービス事業所間の連携を強化し、身近な相談窓口の充実を図るとともに、権利擁護や差別防止等に関する相談機能の充実を図ります。 ●発達障がいについて、状況に応じた切れ目のない相談・支援機能の充実を図ります。 		

福祉サービスの充実

対象	障がいのある人	意図	サービスを受ける。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●外出支援をはじめ在宅生活を支える必要な支援の充実を図ります。 ●福祉サービス事業所と連携し、「共生型サービス」の普及・拡大を図ります。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの理解を深め、障がいのある人の見守りや声掛けを行います。 ●障がいのある人も自ら積極的な社会参加に努めます。 ●事業所では、障がいのある人の積極的な雇用と賃金向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス・相談支援の充実により、地域生活への移行を支援します。 ●障がいのある人への理解について啓発を行います。 ●関係機関等と連携し、障がいのある人の就学・就労・自立に向けて支援します。

これまでの振り返り総括

- H30年3月に、第3期雲南市障がい者計画及び第5期雲南市障がい福祉計画の改定、第1期雲南市障がい児福祉計画を策定しました。
- 市内相談支援事業所の連絡会を毎月開催し、事業所間の連携や相談員の資質の向上が図られています。
- 障がい者虐待防止センターで障がい者虐待の相談を受理し対応に努めています。
- すべての利用者のサービス利用計画を作成することにより、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用につなげています。
- 放課後児童デイサービス事業所の開設（H28年4月：ひなたぼっこ）や生活介護事業所の開設（H29年4月：にじいろ）に係る支援を行い、福祉サービスの充実に努めました。
- 市外特別支援学校への通学支援として、保護者及び事業所へ助成を行うこととしました。
- 障がい者の就労の場の確保及び社会参加の促進を図るため、優先調達方針による業務委託を行うほか、事業所等と連携し、市立病院内カフェの開設などに取り組んでいます。
- スペシャルオリンピックスに参加することにより、障がい児（者）の社会参加が促進されています。

施策の目的

対象

生活困窮者

意図

自立した生活をおくる。

施策の基本方針

- 早期からの相談支援、就労支援の充実を図るとともに、専門機関と連携して生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を強化することにより、地域包括ケアの充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
生活保護から自立した世帯数（死亡・転出は含めない）	17 世帯	14 世帯
生活困窮者自立支援の新規相談件数のうち、自立生活のためのプラン作成件数の割合	33.6%	40.0%

基本事業

生活困窮者の支援

生活困窮者に対する相談体制の充実

対象	生活困窮者	意図	相談しやすくなる。
方針	●社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ、多分野・多機関と連携し、生活困窮に対する早い段階での課題の把握に努め、相談・支援につながる環境を構築します。		

自立に向けた指導支援の充実

対象	生活困窮者	意図	生活を立て直し、自立する。
方針	●自立に向けた支援計画を策定し、関係機関の連携による情報共有のもと、住まいの確保や生活の立て直しに向けた指導・支援を行います。 ●貧困が世代を超えて連鎖しないよう、子ども・若者の自立心を育むための支援を行います。 ●生活保護受給者に対し、定期的な訪問による状況把握や医療・介護関係者と連携した健康管理を行い、必要な指導・支援を実施します。		

社会参加の促進・就労支援

対象	生活困窮者	意図	社会参加する。就労する。
方針	●関係機関と連携し、社会的に孤立した人の自立に向けた支援に努め、社会復帰を促します。 ●生活困窮者の就労に向け、ハローワークなど関係機関と連携し、就労支援を行います。		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員等は、早期に生活困窮者の相談に応じ、行政等へつなぎます。 ●生活困窮の状態から早期に脱却できるよう努力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適正な運用を図ります。 ●生活困窮者世帯の自立に向け、関係機関と連携して支援します。 ●生活困窮者世帯の必要に応じた相談対応や支援を行います。

これまでの振り返り総括

- 生活保護法に基づき適正に保護の要否を決定し、被保護世帯には定期的な訪問や就労活動など、自立支援を積極的に実施しています。
- 自立支援プログラム策定実施推進事業により策定したプログラムに基づき、就労支援員による就労支援、医療社会指導員による健康管理指導（医療機関への受診勧奨）等在宅生活の継続支援など、自立に向けた指導を行っています。
- 生活支援・相談センターで、生活困窮に関する相談業務（社会福祉協議会へ委託）を行っています。
- 生活困窮者支援調整会議を毎月定期的に開催し、ケースに応じた個別プランの作成や同行相談を行っています。
- 関係機関（医療・福祉・労働等）と生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催し、課題解決に向けた意見交換を行っています。
- ひきこもり対策ネットワークなど関係機関と連携し、相談窓口の周知に取り組むほか、若者の就労支援を目的とした居場所をH30年度に開設しました。
- H26年4月の消費税率の引き上げにより、H26年度～H29年度にかけて、非課税世帯を対象とした臨時福祉給付金を給付しました。

施策の目的

対象 市民

意図

地域で支え合い、安心して暮らす。

施策の基本方針

- 地域、行政及び関係機関が連携し、誰もが地域でその人らしく安心した生活ができる地域づくりを推進することにより、地域包括ケアの充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
福祉ボランティア活動をした市民の割合	36.4%	36.8%
助け合える地域であると感じる市民の割合	72.0%	75.0%



基本事業

地域福祉の充実

地域福祉課題の解決に向けた取組の支援

対象 市民

意図 課題解決に向け取り組む。

方針 ●地域課題を把握し、課題解決に向け、住民主体の活動が行われるよう社会福祉協議会と連携し、支援します。

地域福祉の推進体制の充実

対象 市民

意図 地域でつながりを持ち、支え合う。

方針 ●住民同士のつながりを大切に、地域での声掛けや要支援者の把握などを行い、支え合う意識を高め、地域ぐるみで取り組む環境をつくります。
●地域自主組織が中心となり、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会福祉委員、地域福祉推進員、生活支援コーディネーター及び様々な団体と連携して、地域の課題解決に向けた推進体制の充実を図ります。
●地域福祉活動を支える人材の育成・確保に努めます。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 地域課題を明確にし、課題解決に向け取り組みます。
- 地域内での声掛け・見守り等、地域相互扶助の意識を高めます。
- 地域の福祉活動に積極的に参加します。
- 地域自主組織や社会福祉協議会は、地域福祉活動を担う人材を育成します。

行政（市、県、国）

- 地域での相互扶助のネットワークづくりや助け合い活動を支援します。
- 地域自主組織、社会福祉協議会等関係機関との連携を図ります。
- 地域福祉活動を担う人材育成を支援します。

これまでの振り返り総括

- 民生委員・児童委員、自治会福祉委員及び地域自主組織における地域福祉推進員の連携により、地域活動の充実が図られてきているほか、社会福祉法人、市民、民間団体、行政が連携した活動がすすみつつあります。
- H30年度から生活支援コーディネーターを配置し、社会福祉協議会との連携により地域自主組織（福祉部）の活動支援を行っています。また、円卓会議で地域課題等を共有し、解決に向けた意見交換や検討等を実施しています。
- H29年3月に雲南省社会福祉法人連絡会（14法人）が設立され、R1年7月から法人の連携による相談窓口ネットワーク事業が開始されています。
- 避難行動要支援者の名簿作成を契機として、平時の見守り活動が災害時での避難行動支援につながることが再認識されています（H29年度末で30の地域自主組織すべての組織で作成済）。
- 地域自主組織において、福祉課題の把握にも努めながら地区計画が策定されています（H30年度末で30の地域自主組織のうち28組織で策定済）。

施策の目的

対象

- A) 子どもの保護者と産み育てたい夫婦
B) 乳幼児・児童・生徒（0～18歳）

意図

- A) 安心して子育てができる。
B) 心身ともに健やかに育つ。

施策の基本方針

- 「子育てするなら雲南市」をめざし、多様化する保育ニーズに対応するためのサービス及び施設の充実に加え、他機関連携による切れ目ない支援により、子どもたちの健やかな成長を促します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
子育て支援に関する行政サービスが整っていると感じる保護者の割合	75.0%	80.0%
地域の子育てに対する理解や関心が高いと感じる保護者の割合	71.3%	75.0%
子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合	83.8%	88.0%
合計特殊出生率	1.54	1.86



基本事業

子育て支援の充実

子どもの心と体の健やかな発達支援

対象	子ども・保護者等	意図	子どもが健やかに育つ。安心して出産し、子育てができる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康包括支援センターを窓口として、妊婦や全ての子育て家庭に対し、関係機関と連携を強化した体制のもと、きめ細かな相談支援や情報提供など、成長に合わせた子育て支援に取り組みます。 ●日々の生活や成長に合わせた切れ目ない相談・支援や健診の充実を図ります。 ●発達に心配のある子どもについて、早期発見及び支援等を関係機関と連携して取り組みます。 ●保護者の意識を高め、子どもの基本的な生活習慣づくりや発達段階に応じた運動遊びを支援するとともに、子どもが安心して活動できる環境づくりに努めます。 		

子育てと仕事の両立支援

対象	保護者	意図	子育てと仕事を両立できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労環境の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実や教育・保育施設の整備に取り組みます。 ●子育てと仕事の両立に向けた啓発活動を行います。 		

経済的支援の充実

対象	保護者等	意図	子育てに係る経済的負担が軽減される。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料減免、子ども医療費助成、不妊治療費の費用助成などの制度により、保護者や子どもを産み育てたい夫婦の経済的な負担軽減を図ります。 		

子育て相談の充実

対象	保護者	意図	子育ての悩みが相談できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども家庭支援センターを子育ての総合相談窓口として関係機関との協働・連携を促進し、早期からの切れ目ない支援の充実を図ります。 ●子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みます。 		

地域における子育て支援の充実

対象	子ども・保護者	意図	地域において子育て支援を受けることができる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での子どもの見守りや多世代交流、相談の場づくりとともに、放課後における子どもの活動の場や親子同士の交流の場を提供します。 ●保護者ニーズを踏まえ、地域において子育てを支える施設や放課後等の子どもの活動拠点の整備・充実を図ります。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任をもち、心身の調和のとれた発達を図るよう努めます。
- 親子の愛着を育み、子どもに健康的な生活習慣を身につけさせ、良好な家庭環境をつくります。
- あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、地域ぐるみで子育てを支えます。

行政（市、県、国）

- 子どもが家庭・地域で健やかに育つために必要な経済支援、環境整備、情報発信を行い、子育て世代の定住促進を図ります。
- 子どもを地域全体で育むための人材育成、ネットワークの構築などを支援します。
- 妊娠期からの切れ目ない支援により、子育ての不安や悩みに対して、関係機関と連携し、相談できる体制の充実を図ります。

これまでの振り返り総括

- 社会福祉法人による保育園（あおぞら保育園乳児分園H28年4月開園、みなみかも保育園H30年4月開園）の建設整備を支援するなど、待機児童の解消に向けた取組をすすめています。
- 新たな放課後児童クラブ施設整備（西児童クラブH31年4月開所）や移送サービス、みとや病後児保育室（H28年4月開所）及びだいとう病児・病後児保育室（H30年4月移転改築）の整備をすすめるなど、保護者の子育てと仕事の両立支援を図っています。
- H27年度から子育ての総合相談窓口として、雲南省子ども家庭支援センター『すワン』を設置し、教育、保健、福祉、医療の関係機関との連携により、子どもや家庭に関する様々な相談に対応しています。
- 親への声掛けや母子保健事業の支援などを行う母子保健推進員の養成を行い、合併以来6名体制から27名体制に拡充し、H29年度からの「産前産後サポート事業」に向けて取り組んでいます。
- 多機関が連携した支援体制の中で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう母子保健コーディネーター（2名）を配置し、すべての妊産婦の状況の継続的な把握に努め、支援を取り組みました。また、H30年4月に雲南省母子健康包括支援センター「だっこ♪」を設置しました。
- 保育所保育料は、国基準の6割とする軽減制度を設け、保育料の土曜減免（保育料の2割軽減）、18歳未満の児童が3人以上いる世帯で第3子以降の児童であれば教育・保育施設の保育料を無料とする「第3子以降保育料の無料化」を実施しているほか、子ども医療費助成制度により中学生まで（H27年度～）医療費を無料としています。また、結婚歴のないひとり親家庭に対し、寡婦（夫）控除のみなし適用を、H29年4月から実施しています。
- 発達段階に応じた運動遊びを体系的にまとめた「雲南省幼児期運動プログラム〈実践編〉」の策定（H28年3月）を踏まえ、教育・保育施設での活用をはじめ、「親子で一緒にふれあい遊び」のリーフレットや「うんなんわくわくあそびMAP」の配布などによる普及啓発に取り組んでいます。

施策の目的

対象

児童・生徒

意図

基礎基本（知・徳・体）の発達を促し、生き抜く力を身につける。

施策の基本方針

- 学校、家庭、地域、行政等の連携・協働により、特色ある学校づくりの推進を図ります。
- 教育の魅力化に向け、『夢』発見プログラムによる保幼こ小中高の一貫したキャリア教育の推進を図ります。
- 困難さを抱える児童生徒への支援の充実を図ります。
- 快適な学習環境の確保に向け、計画的な学校施設等の整備を図ります。
- 第4次教育基本計画の着実な推進を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
全国学力調査結果（全国比較；小学6年国語・中学3年国語）	▲3ポイント・ 2ポイント	2ポイント・ 2ポイント
全国学力調査結果（全国比較；小学6年算数・中学3年数学）	▲4ポイント・ ▲1ポイント	1ポイント・ 1ポイント
スポーツテスト結果（県比較（男女平均）；小学5年・中学2年）	2.02ポイント・ 2.71ポイント	2.0ポイント・ 3.0ポイント
自分にはよいところがあると思う生徒の割合（中学3年生）	73.2%	80.0%
地域課題に対し、解決策を考え、実践したことがある生徒の割合（高校3年生）	64.6%	75.0%



基本事業

学校教育の充実

すべての子どもにわかりやすい授業づくりの推進

対象 児童・生徒 **意図** 学習意欲が高まる。

- 方針**
- 授業づくり研修や指導主事による学校訪問を行い、教職員の資質向上を図ります。
 - 多様な外部人材の活用・連携を図ります。
 - 『夢』発見プログラムを中心としたキャリア教育を推進します。

地域力を活かした教育の充実

対象 児童・生徒 **意図** 地域の力を活かして学ぶ。

- 方針**
- 地域のひと・もの・ことを活かしたふるさと教育を推進し、教育の質の向上を図ります。
 - 中学校区で設置しているコミュニティ・スクールにより、保護者・地域住民との情報や課題を共有し、地域と一緒に学校づくりを推進します。
 - 高校版コミュニティ・スクールとも言える「雲南コミュニティハイスクールコンソーシアム」を設置し、地域課題解決学習に取り組むなど魅力ある高校教育を推進します。

困難さを抱える児童生徒への支援の充実

対象 児童・生徒 **意図** 個に応じた教育・支援を受ける。

- 方針**
- 困難さを抱える児童生徒への早期からの支援に保幼小中連携で取り組むとともに、関係機関との連携をすすめます。
 - 経済的な理由により就学に支障のある児童生徒に対して支援を行います。
 - 教育相談・支援センターやスクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。
 - 不登校を出さない学校づくりをすすめるとともに、不登校児童生徒の学校への復帰を支援します。

学校の施設・設備の充実

対象 児童・生徒 **意図** 学習しやすい環境で学ぶ。

- 方針**
- 教育教材や備品の充実を図るなど学習しやすい環境づくりに努めます。
 - 校舎内外の環境の維持管理に努めます。
 - 老朽校舎等の計画的な改修をすすめます。
 - スクールバスの年次的な更新をすすめます。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 家庭では、子どもの心身の健康を育み、生活体験を通じて生活習慣や善悪の判断等規範意識の基盤をつくります。
- 地域では、子どもたちが安心して活動できる安全な環境をつくり、子どもたちに多様な体験の場を提供します。
- 学校現場への地域の積極的な関わりをつくります。

行政（市、県、国）

- 支援が必要な児童生徒への支援体制を整えます。
- 確かな学力の定着と、社会生活における生き抜く力を育みます。
- 児童生徒が安心して学習できる環境をつくります。
- 教員の指導力及び資質の向上を図ります。
- 学校間、校種間の連携・協働の推進を図ります。

これまでの振り返り総括

- 保幼小中高の一貫した『夢』発見プログラムにより、就学前からのキャリア教育を推進しています。
- 高校魅力化のさらなる推進を図るため、H29年度から市内高校に教育魅力化コーディネーターを配置しています。
- コミュニティスクール（学校運営協議会制度）をすべての中学校区に設置しました。
- H26年度からH29年度にかけて、国の委託事業「外国語教育強化地域拠点事業」の研究指定を受け、吉田及び田井小学校、吉田中学校そして県立三刀屋高等学校の4校で、小規模校・複式学級における外国語活動や外国語科の教育課程、指導方法等の研究などに取り組みました。
- 不登校対応プログラムの実施、H30年度に不登校対策ガイドラインの策定に取り組みました。
- スクールソーシャルワーカー（2名）、スクールカウンセラー（H30年度より全校配置）、学校支援員・介助員の配置などにより児童・生徒の個に応じた支援を行っています。
- おんせんキャンパスは、不登校傾向の見られる児童生徒等に対する支援を行っています。
- H27年度から5歳児を対象とした発達に関するアンケート（すくすくアンケート）を悉皆で実施し、早期から支援を行うための足がかりとしています。
- H29年度に雲南市子ども家庭支援センター学習塾『まなびい』を開設し、読み書きなどに困難を抱える児童生徒に指導を行っています。
- 小中学校へのエアコン設置を行うなど、学習環境の向上を図っています。
- 木次・三刀屋・吉田・掛合の給食センターの老朽化に伴い、4施設を統合する「雲南市中央学校給食センター」の整備を行いました。

施策の目的

対象 市民

意図

生涯を通じて自ら学び、人生を豊かにする。

施策の基本方針

- 社会教育を通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進します。
- 交流センターや図書館など、学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
日頃から学習活動を行っている市民の割合	29.4%	33.0%



基本事業

生涯学習の推進

学習機会の充実

対象 市民

意図 学習の機会を確保する。

方針

- 人づくり・つながりづくり・地域づくりに向け、市民の主体的な参加のためのきっかけづくりや地域の学びと活動を活性化する取組を推進します。
- 地域自主組織や活動団体との協働により、生涯学習機会の充実を図ります。
- 地域課題の解決に向け、地域ぐるみで学習する機会の提供に努めます。
- ホームページ、市報、CATV、音声告知放送及びSNS等の広報媒体を活用し、学習情報の提供に努めます。

学習環境の充実

対象 市民

意図 充実した施設・設備を利用する。

方針

- 交流センター施設整備計画を指針として、交流センターの整備・改修を行います。
- 老朽化した社会教育施設の更新と施設の適正な管理運営により、有効に活用できる環境を確保していきます。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 自ら進んで教養を高めるため学習活動に取り組みます。
- 地域ぐるみで学習する機会や環境づくりに努めます。

行政（市、県、国）

- 市民の自発的な学習を支援するための機会や環境の充実に努めます。
- 社会教育として必要な研修や学習活動を推進します。

これまでの振り返り総括

- 地域自主組織で行われる生涯学習活動に対し、地域づくり担当職員（6人）による支援、交付金の交付などの支援を行っています。
- 雲南省国際文化交流協会による事業（小中学生を対象とした英語スピーチコンテストや早稲田大学留学生の受け入れなど）の実施により、国際的視野をもった人材育成に資する学習機会の提供を図っています。
- 大東図書館の現地での増改築整備や掛合図書センターの整備など、学習環境の充実を図りました。
- 図書館業務の民間委託（株）キラキラ雲南）や、かも福祉会・NPO法人ふれんどによる図書の返却等のサービス提供に努めています。

施策の目的

対象

青少年
(就学後～30歳未満の市民)

意図

社会でたくましく生き抜く力を身につける。

施策の基本方針

- 家庭における教育力の向上を図り、規範意識や社会性を身につけた青少年を育成します。
- 関係団体等と連携により、交流・体験活動など多様な学習機会を提供し、たくましい青少年を育成します。
- 青少年の社会的自立に向けた支援の充実を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
地域の子どもを育てようと活動している市民の割合	23.6%	27.0%
地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがある生徒の割合（中学3年生）	74.1%	80.0%
地域課題に対し、解決策を考え、実践したことがある生徒の割合（高校3年生）	64.6%	75.0%



基本事業

青少年健全育成の推進

基本的な生活習慣を身につけるための家庭・地域の教育

対象	青少年	意図	規則正しい生活をおくる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者を対象とした参加型学習において親学プログラム※48を積極的に活用し、家庭における教育力の向上を図ります。 ●地域等と連携し、規範意識や社会性を身につけさせる「ふるまい推進」に取り組みます。 ●PTA等との協働により情報モラルに関するメディア教育を推進します。 		

地域における交流体験・学習活動の推進

対象	青少年	意図	たくましく生き抜く力を身につける。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域資源を活かした魅力ある体験プログラムを企画・提供します。 ●地域の大人が子どもの学び・体験に関わる機会を増やすなど、多世代交流や体験活動の充実を図ります。 ●NPO法人、教育に志のある若者等との協働により、放課後・休日等の学習活動の充実を図ります。 ●多文化に触れる機会を提供し、国際感覚豊かな青少年を育成します。 		

青少年の社会的自立支援の推進

対象	青少年	意図	社会に対応していく力を身につける。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●将来的にひきこもりにならないよう、関係機関が連携し、学習・体験・交流活動等を提供し、青少年の社会的自立の促進を図ります。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 「地域の子どもは、地域で育む」という機運をつくります。
- 地域での通学合宿や野外活動により、青少年に生き抜く力を身につけさせます。
- 見守りボランティアなどにより、青少年が安心して健やかに暮らせる環境をつくります。

行政（市、県、国）

- 関係機関等とともに青少年の健全育成活動を支援、推進します。
- 有害情報から青少年を保護するとともに、犯罪被害を防止するための環境整備に取り組みます。
- 次代を担うリーダーの育成に取り組みます。
- 若者の社会的自立を促すための支援体制を整えます。

これまでの振り返り総括

- 各地域自主組織による通学合宿、キャンプ、学習支援（宿題見守りを含む）などの実施により、将来、社会を生き抜くために必要な交流体験・学習活動が提供されています。
- 年間を通して親学プログラムに計画的に取り組み、保護者同士の交流につなげると共に、親としての役割・子どもとの関わり方について気づきを促す機会を提供しています。
- 放課後子ども教室推進事業の実施により、児童の安全で有意義な放課後の活動に結びついています。
- 雲南省青少年健全育成協議会における支援活動により、各団体（地域自主組織、JR木次線通学生保護者会、ボイイスカウト等）が取り組む各種体験事業、合宿、交流活動の推進に結びついています。
- 青少年海外派遣等交流事業により、市内中高生がアメリカ合衆国・インディアナ州リッチモンド市、韓国・慶尚北道清道郡（チョンドグン）に赴き、ホームステイ、体験活動、日本文化の紹介などを行っています。
- 土曜学習「中高生の！幸雲南塾」に年間を通じて取り組み、雲南の魅力発見・発信や多文化共生など、探究型学習を行っています。
- 将来のチャレンジ人材を育成するため、H30年度に「スペシャルチャレンジ・ジュニア事業補助金」制度を創設し、国内外の様々な研修に参加するための支援を行っています。

※48 親学プログラム…主に乳幼児から中学生をもつ親（保護者）を対象とした参加型学習において、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すために活用する学習支援プログラム。様々なテーマで構成され、ねらいや目的、参加者の実態に応じて選択できる。

施策の目的

対象

市民

意図

平和の意義を理解するとともに、人権を守り、
お互いを尊重しあう。

施策の基本方針

- 学校、家庭、地域、職場において人権・同和問題についての教育・啓発を推進します。
- 「『平和を』の都市宣言」※49の精神に基づき、平和教育に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
自分自身が差別や人権侵害を受けたと感じる市民の割合	10.1%	9.0%
他人の人権を侵害したと感じる市民の割合	4.3%	4.0%
平和に関する活動に参加した市民の割合	14.5%	17.0%



新たに整備する永井隆記念館（イメージ図）

基本事業

平和と人権の尊重

学校・家庭における平和・人権教育の推進

対象 市民・児童生徒

意図

平和・人権について学び、人権を尊重し合う。

方針

- 学校・PTAとの連携により、『夢』発見プログラムに基づく平和・人権教育を推進し、乳幼児期から培っていく豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心の形成を図ります。
- 子どもの人権に関する相談体制の充実を図ります。
- インターネット等による人権侵害の防止に努めます。

地域・職場における平和・人権の尊重

対象 市民

意図

平和・人権について学び、人権を尊重し合う。

方針

- 関係機関との連携により、地域自主組織等における学習会を行うなど、平和と人権について考える機会を提供します。
- あらゆる差別や人権・同和問題とともに、心と体の性が一致しない人等に対する人権問題など、新たな人権課題への対応に取り組みます。
- 外国人を取り巻く人権問題に取り組むとともに、多文化共生を推進します。
- 職場において、関係機関の協力のもと、事業者・雇用主への啓発・指導を行い、学習会を行います。
- 働く女性の人権やあらゆるハラスメントについて学ぶ機会を提供します。
- 相談窓口の周知と充実を図り、差別や人権侵害の予防・解決に努めます。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

行政（市、県、国）

- 平和と人権・同和問題に対しての正しい知識と理解を深め、自分の問題として捉え、暮らしの中で実践します。

- 「平和を」の都市宣言及び雲南市人権施策推進基本方針（第2次改定）に基づき、平和と人権の教育・啓発活動や学習機会の提供を行います。

これまでの振り返り総括

- 永井隆博士顕彰事業として「永井隆平和賞」を継続的に実施するとともに、『夢』発見プログラムによる平和と人権の取組により、永井隆博士の生き方を学ぶ学習が市内小中学校に浸透しています。
- 施設の老朽化に伴い、永井隆記念館の建設工事に着手しました。
- 地域の女性団体との連携により、世界の平和運動の先駆者として活躍された上代タノ先生の功績や生き方に学ぶ機会を提供しています。
- 学力・進路保障事業により、子どもと保護者、地域、学校、行政の交流による信頼関係の構築を図っています。
- H28年度に「雲南市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、差別的な取り扱いが無く合理的配慮がなされる取組が行われています。
- 地域での研修（定例公開講座、同和問題地域講座）や市内教職員、市職員等（市立病院や広域連合等の職員を含む）、企業等（雲南地域同和問題企業等連絡協議会（71社）を含む）の研修は、毎年65回程度開催し、2,100名～2,200名の参加があります。
- 部落解放同盟島根県連合会雲南支部、全日本同和会島根県連合会雲南支部などの活動を継続的に支援しています。
- 同和地区生活相談員を配置し、同和地区における諸問題についての相談体制を整えています。

※49 「『平和を』の都市宣言」…P.140参照

施策の目的

対象

市民

意図

生涯を通じて、スポーツや運動に親しみ、
スポーツや運動を楽しみ、支える。

施策の基本方針

- 年齢や性別、障がいの有無等を問わず、市民が生涯においてスポーツや運動に主体的に関わることで
きる環境づくりを推進します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
週1回以上（1回30分以上）スポーツや運動をしている市民の割合	33.8%	40.0%
定期的にスポーツや運動を実施したり支えたりしている市民の割合	16.5%	20.0%



基本事業

生涯スポーツの振興	スポーツに参画する機会の充実	
	対象 市民	意図 スポーツに参画する。
	方針	●それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ活動を推進するとともに、誰もが生涯にわたりスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことができるようスポーツ機会の充実と情報発信に努めます。
	スポーツ環境の充実	
	対象 市民	意図 スポーツ活動に親しむ。
	方針	●計画的なスポーツ施設の更新を行うとともに、適正な管理に努めます。 ●総合型地域スポーツクラブ等の質的充実や人材育成に努め、スポーツ活動の場づくりを推進します。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●日頃からスポーツや運動に親しみ、実践したり、支えます。 ●地域ぐるみでスポーツに取り組む機会や環境づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツや運動の機会の提供・普及啓発に努めます。 ●スポーツや運動を普及・振興する人材を育成します。 ●スポーツや運動に親しめる環境整備や安全性の確保に努めます。

これまでの振り返り総括

- 雲南市健康づくり拠点施設整備基本計画に基づき、加茂B&G海洋センター（愛称「ラソンテ」）を整備しました。
- 雲南市スポーツ推進計画（H27年3月策定）に基づき、スポーツ推進委員（43名）による実技指導や軽スポーツ等の普及・促進、総合型地域スポーツクラブ（加茂・三刀屋）の活動推進など、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる取組を推進しています。
- チャレンジデーや市内6町の運動施設を活用した運動教室などの実施により、スポーツの習慣化及び地域交流を推進しています。
- 小中学校やスポーツ少年団へトップアスリートを派遣する取組や、体育協会等の活動支援など、スポーツの普及・振興を図っています。
- さくらおろち湖周辺を活用した、レガッタ・トレイルランニングレース・トライアスロンなどの大会、サイクリング・ウォーキングなど様々なスポーツ・運動の機会を提供しています（H28年7～8月に、全国高校総体（ボート競技）を開催）。
- 身体教育医学研究所うんなんにおいて、市民の運動（歩行・体操）の習慣化を図るため、市内全域で取組を推進しています。
- 年齢や性別、障がい等を問わず、市民がスポーツや運動に親しめる機会（スポーツフェスティバル等）を提供しています。
- スペシャルオリンピックス日本・島根事務局（H26年4月、雲南市内に設立）において、陸上・水泳・バスケットボールなどの競技に取り組み、全国大会等に出場しています。
- 計画的なスポーツ設備の更新を行うとともに、適切な管理に努めています。



島根県選手団の皆さん（「2018年第7回スペシャルオリンピックス日本 夏季ナショナルゲーム・愛知」）

施策の目的

対象

市民

意図

地域文化を正しく理解し、文化財の保護と活用に努めるとともに、文化芸術に親しみ創造する。

施策の基本方針

- 地域の歴史や文化に対する市民の関心を高めます。
- 地域の歴史や文化に関する情報を発信します。
- 文化財を適切に保存・活用します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
歴史や文化を次世代に伝える活動をしている市民の割合	11.0%	10.0%
文化芸術に親しんでいる市民の割合	44.6%	43.0%



基本事業

地域文化の振興

地域文化の保存継承

対象 市民

意図 地域文化を次世代に伝える。

方針

- 指定文化財の状況を確認し、所有者による適正な管理に努め、保護・保存します。
- 地域の伝統文化の保存継承の実態把握に努め、継承者の育成を図ります。

地域文化の活用

対象 市民

意図 地域文化を学び、体感する。

方針

- 加茂岩倉遺跡、菅谷たら山内、特別天然記念物コウノトリなどの文化財情報を的確に発信します。
- 地域文化に対する理解を深めるため市民が学び、参加することができる機会の提供に努めます。

文化芸術の振興

対象 市民

意図 文化芸術活動に親しむ。

方針

- 施設の専門的機能を活かした文化芸術活動の拠点形成及び環境づくりを推進します。
- 主体的に特色のある文化芸術活動の発展に努めます。

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 地域の歴史や文化を学び、関心を持ちます。
- 地域の歴史や文化の保存・継承に努めます。
- 幅広い文化芸術に親しむとともに普及に努めます。

行政（市、県、国）

- 地域の歴史や文化を正しく理解してもらい、関心が深まるように取り組みます。
- 文化財保護の啓発に努めるとともに、活用促進に取り組みます。
- 幅広い文化芸術に触れ合える機会の充実に努めます。

これまでの振り返り総括

- 菅谷たら山内保存修理事業をH24年度から取り組んでいます（高殿：H26年11月竣工、元小屋：H30年3月竣工）。
- 菅谷たら山内の文化財的価値の保全に努めています（「出雲國たら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」がH28年4月25日付で文化庁により日本遺産認定）。
- 菅谷たら山内活用事業により事業主体の活動支援（公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団によるたら操業体験学習ほか）を行っています。
- 出前講座（歴史探訪講座）を開催するなど、市民が歴史文化に関心を持つための取組を行っています。
- 特別天然記念物コウノトリの保護に努めるとともに、市民への普及・啓発活動に取り組んでいます。
- 古代出雲王国加茂岩倉まつりの開催など、業務委託による事業実施を図っています。また、周辺の博物館との連携事業の実施により、文化財愛護意識の高揚に努めています。
- 夜神楽の夕べ、神楽フェスティバル、出雲追分全国優勝大会などの実施に係る支援を行い、保存団体の育成を図っています。
- 市内の文化施設を拠点として活動している様々な団体の支援を行っています。
- 市文化協会の活動を支援し、市民の文化芸術活動に親しむ機会や活動発表の場の提供を行っています。

施策の目的

対象

- A) 市内で起業を希望する人
- B) 市内で就労を希望する人
- C) 市内で就労している人

意図

- A) 市内で起業できる
- B) 市内で就労できる
- C) 市内で働き続ける

施策の基本方針

- 人口の社会増に向け、若者やU・Iターン者に向けた起業・就業支援を強化します。
- 求人・求職者のマッチングを推進します。
- 「働き方改革」の推進に向け、働きやすい環境づくりの啓発に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
起業数	18件	20件
新規高卒就職希望者（市内3校）の市内への就職率※50	42.6%	50.0%
新規求職申込後、就労した者のうち雲南圏域への就職率	63.1%	65.0%



起業や第2創業に向けたセミナー



外国人材活用に関するセミナー

基本事業

起業・就業支援の充実

起業支援の促進

対象	起業希望者	意図	市内で起業できる。
方針	●商工会等の支援機関や金融機関との連携により、起業希望者への相談対応や起業後のフォローを行うなど、起業支援の充実を図ります。		

求職者に対する就労支援

対象	求職者	意図	市内で就労できる。
方針	●企業の求人情報の把握に努め、U I ターン者をはじめとする求職者に対する情報提供を推進し、市内就労につなげます。 ●ハローワークとの連携による無料職業紹介や雲南雇用対策協議会による就職促進の取組などにより、高卒者をはじめとする新規就労者の雇用確保を推進します。		

良好な就労環境の啓発推進

対象	求職者	意図	良好な就労環境で就労する。
方針	●ライフステージに応じた柔軟な働き方が選択でき、女性・若者・高齢者・外国人材など多様な人が活躍しやすい環境づくりに向けた啓発活動を推進します。		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 起業や就業に必要な知識の習得、情報収集に努めます。
- 事業所は、働き方改革に取り組むとともに、地元採用及び雇用の拡大に努めます。

行政（市、県、国）

- 雲南公共職業安定所（ハローワーク雲南）をはじめ、関係機関、雲南省無料職業紹介所等による求人・求職情報の提供を行うとともに、U I ターン就職や若い世代の回帰・定住の促進を図ります。
- 起業や就業に必要な知識の習得、情報提供などの支援を行います。
- 働き方改革の推進に向けた啓発活動を行います。

これまでの振り返り総括

- 雲南雇用対策協議会においてハローワーク雲南と連携し、管内企業の視察や企業情報の提供などの支援に努めています。
- 雲南雇用対策協議会と連携し、新規高卒者の就職内定者研修、新入社員・中堅社員研修等を行っています。
- 雲南省無料職業紹介所では、求職者に対して求人の情報提供や斡旋等を行っています。
- U I ターン者に対し、職業紹介や入社支度金制度による支援を行いました。
- 大学卒業後に市内企業へ就職してもらうため、進学希望の高校生に地元企業ガイダンスを実施しています。
- 経営者を対象とした人材育成に関する研修を行うほか、キャリアアップ助成金制度等の啓発活動を行いました。
- 起業や第2創業に向けた個別相談・セミナー等を行いました。
- 企業の業況や雇用状況を把握するためアンケートを実施しました。
- 人材確保の手段の一つとして、外国人材活用に関するセミナーを開催しました。
- SWS西日本(株)島根工場がH29年9月末をもって閉鎖し106名の離職者が発生したことから、島根県やハローワークなどの関係機関で構成する「SWS西日本(株)島根工場離職者等支援対策本部」を立ち上げ再就職支援や生活関連の相談などを行いました。

※50 就職率…求職者数に対する就職者数の割合。

施策の目的

対象

商工業事業所（者）

意図

新分野進出、新商品開発をする。

施策の基本方針

- 地域資源を活かした産品開発と販路拡大に取り組みます。
- 地産地商の拠点整備による地域内経済循環の推進を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
農商工連携プロジェクトならびに市の補助金活用によって生み出された商品数	16 個	13 個
農商工連携協議会会員	75 事業者	75 事業者
国・県の6次産業化事業の採択件数	2 件	2 件



基本事業

地域資源を活かした産業の創出

新分野進出・新商品開発の支援

対象	市内の事業所（者）	意図	新分野に進出、または、新商品を開発できるようにする。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●セミナー等の研修機会の提供、市独自の補助制度の提供、国・県の支援制度の紹介及び事業計画の立案の支援を行います。 ●事業者と専門機関・アドバイザーとのマッチングや事業者間の連携を図り、売れる商品づくりを推進します。 		

新商品の販路開拓支援

対象	市内の事業所（者）	意図	新商品を販売する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者と市の連携・協力のもと、積極的な情報発信を行うほか、販路開拓の支援に努めます。 ●ふるさと納税制度を活用して、商品の認知度向上を図り、販路拡大につなげます。 ●雲南市の食の魅力を発信する拠点施設を整備し、地域産品の販売促進を図ります。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）	行政（市、県、国）
<ul style="list-style-type: none"> ●地域資源を活かした新分野への進出や新商品の開発に取り組みます。 ●農業・商業・工業で連携した新分野への進出や新商品の開発に取り組みます。 ●市場ニーズを把握し、販路及び販売拡大に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新商品の開発、販路開拓及びマッチングを支援します。 ●農商工連携による取組を推進します。 ●新分野への進出や新商品開発のための情報提供や技術修得を支援します。

これまでの振り返り総括

- 農商工連携協議会を中心に地域資源を活用した5つ（スパイス・スイーツの杜・たまご・さくら・山の幸）のプロジェクトを推進しています。
- 商品開発に関する市独自の補助金制度を活用した取組により、H27年度～H30年度において41個の新商品が開発されました。
- 商品の販路拡大に向け、商品力強化相談会・セミナー等の開催により、ふるさと納税返礼品の充実・魅力化を図りました。
- ギフト商品に関するセミナーの開催や展示会への出展支援など、地域資源を活かしたカタログギフトの作成に寄与しました。
- 地域内経済循環の拠点整備に向け「食の幸発信推進事業基本計画」を策定しました。

施策の目的

対象

市内の農家

意図

安全・安心な農畜産物を生産するとともに、農業所得が向上する。

施策の基本方針

- 圃場、農道及び水路等の農業基盤の整備や農地保全を推進します。
- 農業・畜産の担い手育成とともに、組織化や農地集積による持続可能な農業経営の推進を図ります。
- 安全・安心な農畜産物の生産と水田園芸を推進します。
- 農畜産物の地産地消や市外への販路拡大を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
市内の農業所得総額（法人除く）	▲ 5.4 億円	▲ 4.2 億円
J Aしまね販売額（雲南市内）	23.2 億円	23.0 億円
雲南市の農業産出額（推計）	50.8 億円 ◇現状値（H 29）	50.0 億円



基本事業

農業の振興

農業基盤の整備・保全

対象	担い手農家をはじめとする農家	意図	働きやすい環境で、農業の生産性が維持・向上する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●補助制度の活用や県営事業の導入などにより、圃場や農道・水路等の基盤整備に取り組むとともに、市単独事業によるきめ細やかな整備を図ります。 ●農業機械の共同化・高性能化やスマート農業※51の導入による省力化に取り組みます。 ●有害鳥獣被害防止対策に取り組みます。 ●中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度により農地を保全します。 		

担い手の育成

対象	農家・市民	意図	農業の担い手になる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●担い手支援室を中心に関係機関が連携して経営改善計画に基づく経営指導を行い、認定農業者を育成します。 ●農地中間管理事業を活用した地域ぐるみの農地集積、農地利用の効率化、経営力の強化に努め、集落営農の組織化・法人化をより一層すすめます。 ●就農希望のU・Iターン者や新規就農者に対する支援を行い、担い手や農業後継者の確保を図ります。 ●農業担い手連携組織の育成と地域自主組織との連携による地域農業の維持向上に努めます。 		

安全・安心で売れる農畜産物の生産

対象	担い手農家をはじめとする農家	意図	安全・安心な農畜産物を生産する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●ブランド米「プレミアムつや姫 たら焰米」の生産拡大・認定率向上や市産米の品質向上に向けた取組を推進します。 ●水田を活用して消費者が求める売れる園芸品目の生産を拡大します。 ●GAP(農業生産工程管理)に関する研修機会を設けます。 ●畜産総合センターの機能を活かし、奥出雲和牛の肥育頭数の拡大及び肉質の向上に取り組むとともに、全国和牛能力共進会の取組強化による島根和牛の振興を図ります。 		

農畜産物の販売及び販路拡大

対象	担い手農家をはじめとする農家	意図	販売額が増加する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●国内外でのPRイベントなどにJAと連携して取り組み、農畜産物・農産加工品の販売及び販路の拡大を図ります。 ●産直や学校給食による農畜産物の地産地消をJAと連携して推進します。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 安全・安心な農畜産物を生産します。
- 農業生産の効率化を図り、農作業の省力化・生産コストの削減に努めます。
- 消費者ニーズを把握し、農畜産物及び農産加工品の販売や販路の拡大に取り組みます。
- 集落営農組織や農業後継者の育成に努めます。
- 農業生産基盤や農業集落機能を維持保全します。

行政（市、県、国）

- 農業生産基盤の維持保全、整備を支援します。
- 安全・安心な農畜産物の生産、安定した農業経営と農業所得の向上を指導、支援します。
- 新規就農者、認定農業者、集落営農組織等の担い手育成を支援します。
- 担い手の広域連携を支援します。

これまでの振り返り総括

- 県営事業や団体営事業による圃場、農道及び水路等の基盤を整備するとともに、日本型直接支払制度等を推進し農地保全を図りました。
- 雲南省担い手育成支援室（フンストップ窓口）を中心に関係機関が連携し、集落営農組織等や新規就農者へ支援を行い、H27年度以降新規の農事組合法人が6法人（H31年3月末現在 集落営農農業法人：24法人）、担い手の広域連携組織が3組織設立され、さらに新規就農者が3名誕生しました。
- 農業委員会制度の改正により、H29年から新たに37名の農地利用最適化推進委員の配置等の取組を行い、農地集積や遊休農地の発生防止を図りました。
- 市内産米の評価等を高めるため、H28年より新たなブランド米「プレミアムつや姫たら焰米」の取組を開始し、H30年には栽培面積を約80haまで拡大を図るとともに、消費者に安全・安心で美味しい農産物の生産地であることをアピールし、販売拡大に努めました。
- 米の販路拡大のため台湾への米の輸出を継続して行いました。（吉田町の宇山と菅谷の米やたら焰米・H30年：約7t輸出）
- 水稻育苗ハウスを活用したミニトマトや白ネギなど野菜生産の実証事業（H29年：4法人・H30年：2個人組合）など園芸振興に取り組みました。
- 農産物の産直販売に引き続き取り組みましたが、産直会員数（H26年度1,573人→H30年度1,546人）及び市内産直市場販売額（H26年度 約412百万円→H30年度 約347百万円）ともH26～27年度をピークに減少傾向で推移しました。
- 雲南省農商工連携協議会との連携により6次産業化をすすめました。
- 雲南省獵友会による有害鳥獣駆除班を編成し、有害鳥獣の駆除（H30年：総数2,384頭[内イシ1,886頭]）を行いました。加えて、電気牧柵やワイヤーメッシュの設置補助を行い、農作物の被害防除に努めました。
- 畜産農家の高齢化や後継者不足に加え、高止まりする飼料価格等に起因する経営圧迫により農家数は減少（繁殖牛農家H26年：117戸→H30年：96戸）したものの、優良雌牛導入等の和牛振興に取り組み、多頭農家の頭数拡大などにより飼養頭数は増加しました。（繁殖雌牛 H26年度483頭→H30年度525頭）
- 県内和牛市場の特徴を出すため、県有種雄牛の指定交配を条件とする保留・導入事業を継続実施しました。加えて、全国共進会に向け、受精卵移植事業等の取組を推進しました。

※51 スマート農業…ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

施策の目的

対象

市内の森林

意図

適正に森林を整備、保全し、森林資源を活用する。

施策の基本方針

- 新たな森林管理システムに取り組み、森林整備をすすめます。
- 林道、森林作業道等の路網整備を推進します。
- 市産木材の供給体制を確立するとともに、市産木材の利用促進に努めます。
- 未利用間伐材等を安定的に確保し、エネルギー利用の推進を図ります。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
森林組合の木材生産量	11,750m ³	20,000m ³
森林組合の施業面積（間伐）	70.7ha	100.0ha
森林組合の施業面積（新植）	18.8ha	60.0ha



基本事業

林業の振興

適正な森林管理

- | | | | |
|-----------|---|-----------|----------|
| 対象 | 市内の森林 | 意図 | 適正に管理する。 |
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林の団地化と路網の整備を進めていくとともに、高性能林業機械を活用し施業の効率化を図ります。 ●新たな森林管理システムの円滑な推進を図り、森林を適切に管理します。 | | |

担い手の育成・確保

- | | | | |
|-----------|--|-----------|------------|
| 対象 | 林業事業体・市民 | 意図 | 林業の担い手になる。 |
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●森林整備に携わる事業体の担い手確保に向けた取組及び組織強化に向けて指導、助言を進めるほか、意欲と能力のある経営体の確保に取り組みます。 ●技術講習会等を開催し、森林管理や森林資源の活用に向け市民参加の促進を図ります。 | | |

森林資源の活用

- | | | | |
|-----------|---|-----------|------------|
| 対象 | 市内の森林 | 意図 | 資源として活用する。 |
| 方針 | <ul style="list-style-type: none"> ●木材流通拠点施設を核とした市産木材の流通の促進を図ります。 ●公共建築物の市産材利用に関しガイドラインを定めて推進するとともに、住宅への市産材利用を促進します。 ●森林バイオマス事業の円滑な運営を図ります。 ●竹などの特用林産物の利活用を推進します。 | | |

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 森林を適正に保全します。
- 木材生産の効率性を高め、生産量の拡大に努めます。
- 住宅建設等での木材利用に努めます。

行政（市、県、国）

- 森林の保全管理を支援します。
- 木材生産の効率化と生産量の拡大を支援します。
- 公共事業等の木材利用に努めるとともに、市民の利用を促進します。
- 林業従事者の育成・確保を支援します。

これまでの振り返り総括

- 森林組合等との連携のもと、公有林整備事業や公社造林事業などに取り組み、森林の適正な管理を行っています。
- 林道の管理や森林作業道等の路網整備に努めています。
- 搬出間伐等により木材生産量は大幅に増加しましたが、主伐による森林の更新はすすんでいません。
- 市民参加型収集運搬システム（登録者：H30年度末時点335名）や市内6施設への木質チップボイラーの導入により、森林資源を活用したエネルギーの地域内循環をすすめています。
- 市産木材の流通促進やチップ需要を考慮した原木の安定確保に向け、飯石ストックヤード（原木を自然乾燥するための一時保管場所）の整備をすすめています。
- 木材利用促進事業（補助金）を継続し、市産材の活用に努めています。
- 森林組合等が中心となって、特用林産物（椎茸、たけのこ、舞茸など）の生産に取り組んでいます。

施策の目的

対象

- A) 市外の人
- B) 市民

意図

- A) 市内で観光を楽しんでもらい、消費してもらう。
- B) 観光情報を発信する。

施策の基本方針

- 外国人観光客の受け入れ体制を強化し、関係機関との連携により魅力ある観光メニューの充実を図ります。
- 観光地の認知度を高めるとともに、地域資源を活かした観光商品の充実を図ります。
- 観光客への温かいおもてなしの心の醸成を図ります。
- 観光施設の老朽対策を計画的に推進します。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
観光入込客数	129.8 万人	138.0 万人
観光消費額	3,212 百万円	3,800 百万円



日本さくら名所100選認定「斐伊川堤防桜並木」



日本初之宮「須我神社」

基本事業

観光の振興

観光情報の発信

対象	市内外の人	意図	観光情報を得る。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ、SNS、パンフレット、マスメディア等により、効果的な情報発信を行います。 ●都市圏での観光宣伝や雲南市PR大使等による雲南ファン獲得を図ります。 ●道の駅や市外観光関連施設を活用した情報発信をすすめます。 		

観光資源の充実

対象	観光客	意図	魅力ある観光商品を購入・消費する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●神話、たたら、遺跡、神社仏閣、桜、滝、螢及びさくらおろち湖周辺などを活用した観光商品の充実を図ります。 ●旅行事業者との連携を強化し、旅行商品化をすすめます。 		

受け入れ体制の充実

対象	観光客	意図	気持ち良く観光し、宿泊できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客に心温かいおもてなしのできる観光ガイドの養成及びスキルアップを図ります。 ●来訪者に対するおもてなし力の向上を図るとともに、訪日外国人客の受け入れの充実に努めます。 ●既存宿泊施設の利用向上に向け誘客強化に努めます。 ●市民団体等による観光交流を支援します。 		

受け入れ施設の充実

対象	観光客	意図	観光施設を利用できる。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●観光施設や宿泊施設の老朽対策を計画的に推進します。 ●Wi-Fiなどの通信環境やトイレ環境の整備に取り組みます。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- おもてなしの気持ちを持って観光客を迎えます。
- 観光資源の理解を深めます。
- 魅力ある観光関連商品の開発や情報発信に努めます。
- 観光協会や観光事業者等の連携強化に努めます。

行政（市、県、国）

- 雲南市の情報を発信します。
- 観光客の受け入れ環境を整備します。
- 魅力ある観光関連商品の開発を支援します。
- 関係団体や他圏域と連携し、広域的な観光振興を図ります。

これまでの振り返り総括

- 宿泊観光の受け皿として、国民宿舎清嵐荘の改築整備に取り組みました（R1年11月から開業）。
- JR西日本による豪華寝台列車トワイライトエクスプレス「瑞風」の立ち寄り観光の開始（＝誘致）に伴い、旅行社に積極的な情報発信を行うとともに、バスツアーランサムの支援に取り組みました。
- 安来市・雲南市・奥出雲町による「鉄の道文化圏推進協議会」の取組により「出雲國たら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」の日本遺産認定（H28年4月25日）を受けました。認定後は日本遺産魅力発信推進事業に取り組み、たら文化の魅力発信により観光入込客の増加が図られました。
- 映画「たら侍」支援自治体連絡会に参画し、映画製作・PRの支援を行いました。また「出雲たら村」活用委員会に参画し、オープンセットを活用した出雲たら村イベントの支援と、イベントを通じ雲南市の観光情報の発信を行いました。
- JR西日本などによる山陰デスティネーションキャンペーン（H29～H31年度）に合わせて、ガイドによる観光案内や観光ツアーのPRなどに取り組みました。
- 雲南広域連合や（一社）雲南市観光協会と連携し、（一社）山陰インバウンド機構の助言を得ながら、インバウンド対策の取り組みに着手しました。
- 雲南市PR大使制度の創設、広島圏域などでの観光宣伝事業及び観光ホームページによる情報発信を行っています。
- （一社）雲南市観光協会を設立（H27年4月）し、観光ガイドの育成・斡旋（H27年度：37件722人、H28年度：31件655人、H29年度：32件640人、H30年度：31件689人）、観光情報の発信、体験プログラム等の商品化など市内全体の観光プロモーションの強化を図りました。
- 桜の保護育成活動や尾原ダム周辺施設を活用したスポーツイベント（トレイルランニングレース、全国高校総体ボート競技）などに取り組み、交流人口の拡大が図られています。
- 観光地整備の一環として、しまねはじまりWi-Fiを5か所（雲南市観光協会、奥出雲葡萄園、稻わら工房、菅谷たら山内、神楽の宿）整備しました。
- 観光施設付近（3か所）に洋式トイレを整備しました。

施策の目的

対象

商工業事業所（者）

意図

経営の安定・強化を図り、雇用を拡大する。

施策の基本方針

- 市内企業の人手不足の解消に向け、若い世代やU・Iターン者に目を向けた人材の確保に取り組みます。
- 企業団地の計画的な整備により、雇用の拡大を図ります。
- 商工会との連携により、中心市街地をはじめとする地元購買の促進を図ります。
- 地域商業の活性化に向け、経営支援の強化や事業承継の支援に取り組みます。

施策の目標

成果指標	現状値（H30）	目標値（R6）
製造品出荷額	1,069 億円 ◇現状値（H 29）	1,200 億円
製造業従事者数	3,318 人	3,400 人
卸売業・小売業年間販売額	42,918 百万円 ◇現状値（H 28）	45,000 百万円
地元購買率	86.4%	88.0%



神原企業団地の整備



家族連れて賑わう「コトリエット」

基本事業

商工業の振興

新たな雇用の場づくり

対象	雲南省への進出に意欲のある企業及び市内事業所	意図	市内で事業拠点を新設・増設し、雇用を拡大する。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市内外への企業訪問による企業の意向確認、人脈及び包括協定の活用、関係機関との連携強化により、神原企業団地等への積極的な企業誘致をすすめます。 ●空き家、空き店舗及び空き工場などの遊休施設を活用した企業誘致をすすめます。 ●地場企業の設備投資の支援に努めます。 ●市土地開発公社との連携により、計画的に企業団地整備をすすめます。 		

地場企業の経営支援

対象	市内事業所	意図	経営の安定・強化を図り、売上を伸ばす。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模・零細事業者を含む地場企業のニーズ把握に努めるとともに、独自の製品開発など新事業展開を支援します。 ●地場企業の業況の把握に努めるとともに、市内企業間の取引マッチングを推進します。 ●雲南省中小企業振興基本条例に基づく地域経済振興会議の議論を継続的に行い、市民・事業者・行政が相互理解と信頼のもと、協働による取組を推進します。 ●商業団体等と連携し、商業事業者への経営指導、経営支援、金融支援などの情報提供に努めます。 ●関係機関と連携し、第3者承継を含む事業承継対策を推進します。 		

地元購買の喚起と活性化

対象	市内事業者	意図	売上を伸ばす。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ●雲南省中心市街地活性化基本計画を推進し、購買力流出の抑制や賑わい創出を図ります。 ●地域商業の活性化に向け、空き店舗の活用促進を図るとともに、無店舗地区における移動販売支援などに取り組みます。 ●地域内での経済循環を推進するため、市商工会との連携により地元事業者の認知度向上を図る取組をすすめます。 		

役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体）

- 健全な経営と雇用確保に努めます。
- 環境に配慮した事業実施に努めます。
- 市場ニーズを把握し、新商品開発や販路拡大に取り組みます。
- 地元での購買に努めます。

行政（市、県、国）

- 事業所訪問などによる情報収集、情報提供を行います。
- 事業所が進出しやすい環境を整えるとともに積極的な誘致活動を行います。
- 事業者の経営支援（新商品開発・販路拡大・事業承継等）を行います。
- 地元購買を喚起します。

これまでの振り返り総括

- 積極的な企業誘致活動により、合併以来、新規企業立地11社が実現し、新たに210名の雇用が創出されました。また、投資固定資本総額は約18億円が見込まれています（企業立地計画数値）。
- 合併以降、新規企業立地11社を含む47件（新規雇用創出712名）の企業立地計画認定を行い、これによる投資固定資本総額は、約299億円が見込まれています。
- 産業集積拠点形成アクションプランに基づく神原企業団地整備事業に着手し、約2haの企業団地を整備しました。
- 南加茂企業団地との一体的な整備に向けたアクセス道路の整備に取り組みました。
- 雲南省企業間交流会（市内製造業40社が加入）を毎年開催し、研修会や情報交換等を通じて企業間連携を促進しています。
- 地域経済振興会議の下部組織として「経営支援・人材育成部会」、「商業観光情報発信部会」、「アイデア実践検討会」を設置し、分野ごとの課題解決に向けた検討を行っています。
- H28年11月に、中心市街地活性化基本計画（計画期間：H28年12月～R4年3月）の認定を受け、賑わい創出に向け、新たな商業拠点施設「コトリエット」を整備しました。
- 商業者の資金繰り対策として融資等に対する保証料の補助を行い、経営の安定に向けた支援を行っています。
- 商工会が実施するプレミアム商品券事業やスタンプラリー事業への補助を行い、地域経済の活性化、市内消費の喚起に努めています。
- 小売店等持続化支援（店舗改装・家賃助成等）、移動販売支援などの助成事業を行い、買い物支援や商業活性化に取り組んでいます。
- 事業承継専門員による訪問活動や関係機関との連携による個別相談・セミナーの開催に取り組んでいます。
- 老朽化した施設改修を行い、JR木次駅前のマルシェリーズショッピングセンターを再オープン（H28月3月）しました。



都市宣言

1. 「平和を」の都市宣言	140
2. 雲南省男女共同参画都市宣言	142
3. うんなん健康都市宣言	144

1. 「平和を」の都市宣言

「平和を」の都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

今、世界では、いのちや人権を軽んじる紛争やテロなどの行為が繰り返され、また、核兵器をめぐる情勢は人々に脅威と不安を与えています。

我が国は、世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を繰り返すことのないよう、核兵器の廃絶と恒久平和を全世界に訴えていかなければなりません。

雲南市は、「平和を」と「如己愛人」の精神により世界に平和を訴え続けられた永井隆博士の有縁の地であります。

私たち雲南市民は、この「平和を」の精神に基づき、心をひとつにして、世界平和実現のために努力することを、雲南市誕生一周年に当たり、ここに誓い、宣言します。

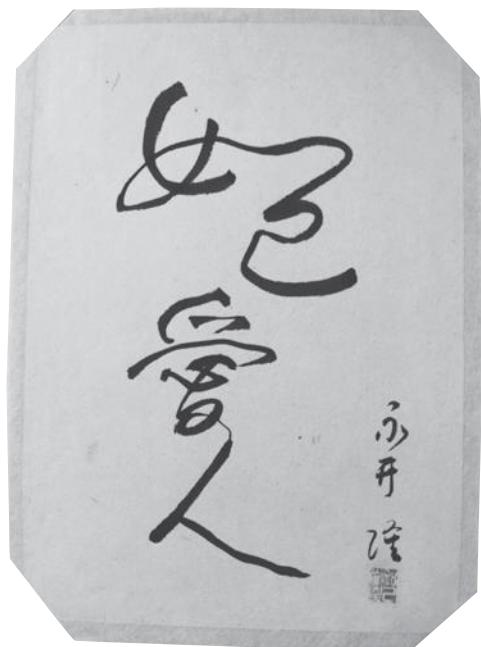
1 私たちは、お互いのいのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会を築くことに努めます。

1 私たちは、次代を担う子どもたちに、戦争の悲惨さと平和の大切さを語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。

1 私たちは、世界平和の実現と核兵器の廃絶に努めます。

平成17年11月3日

雲南市



2. 雲南市男女共同参画都市宣言

雲南市男女共同参画都市宣言

一人ひとりの大切な生命、人権の尊さ、そして世界の平和。

私たち雲南市民は、この普遍的な価値を希求し、次の世代が夢ある未来を創造できるよう努力をしていかなければならない。

今こそ、この精神をもとに、すべての男女の人権を尊重し、それぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に対等に参画できる社会を私たちの雲南市でつくりたい。

この強い決意を胸に、ここに、「男女共同参画都市 気づいて築く 雲南市」を宣言する。

1条 「男だから」「女だから」にとらわれず、「自分らしさ」を大切にし、男女共同参画について学び合いましょう。

2条 「やってもらってあたりまえ」、家事・育児・介護を誰かにまかせっきりではなく、家族での話し合いを大切にし、私たちにできることから実行しましょう。

3条 家事・育児・介護など家庭と仕事が両立できる「ワーク・ライフ・バランス※1」に取り組みましょう／推進しましょう。

4条 性別にとらわれず、個性と能力が活かせる職場（働く場）にしましょう。

5条 社会を支えているのは、私たち、みんなです。男女の区別なく、地域活動に参画しましょう。

6条 自治会などにおいて、世帯単位ではなく、全ての人の思いを反映した「一人一票制」を取り入れましょう。

7条 性別による固定的な役割分担や慣習・しきたりを改めましょう。

8条 セクシュアル・ハラスメント※2やドメスティック・バイオレンス(DV)※3などの人権侵害はしません／許しません。

9条 女性も男性もエンパワーメント※4を高める努力をしましょう。市民は、そのチャレンジを応援しましょう。

10条 心配ごとは、自分ひとりで悩まずに身近な人や関係機関などに相談しましょう。

※1 「ワーク・ライフ・バランス」：仕事と生活の調和。だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。

※2 「セクシュアル・ハラスメント」：相手の意に反した性的な言葉や身体への不必要的接触などにより、特に雇用の場においては、労働条件について、不利益を受けたり、働きにくくしたりして、女性及び男性労働者の就業環境を害すること。

※3 「ドメスティック・バイオレンス」：配偶者やパートナーなど密接な関係にある者からふるわれる身体的、精神的、性的暴力。

※4 「エンパワーメント（力をつけること）」：誰もが本来もっている個性や能力を、学習によって引き出し、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

平成25年11月30日

雲　南　市

3. うんなん健康都市宣言

うんなん健康都市宣言

雲南市は、美しい農山村の風景や多彩な歴史遺産、新鮮で安全な食と農といった幸や恵みに溢れ、私たちは古来より感謝と共に、生活に活かして暮らしてきました。そして、今後も恵まれた環境や文化を次世代に継承し、健康で心豊かに暮らし続けることが今求められています。

健康は、私たちが夢や希望、目標などをもち、充実した人生を送る上で極めて重要であり、生涯健康でいきいきと暮らしていくことは、雲南市民誰もの願いです。

その願いを叶えるため、健やかな生活習慣を基に、家庭・地域でお互いに学び合い、支え合い、信頼できる絆を深め合いながら、健康づくりをすすめることを誓い、「うんなん健康都市」を宣言します。

- 一．まなびます 生涯続ける 健康づくり
- 一．めざします 旬を味わう 地産地消
- 一．なくします 一人でくよくよ 悩むこと
- 一．かなえます 無理せずできる 運動習慣
- 一．ねがいいます 地域で育む 健康長寿

平成26年11月1日

雲 南 市

宣言に込めた思い

一. まなびます 生涯続ける 健康づくり

健やかな生活習慣を基本とした健康づくりについて、生涯学んでいこうとする姿勢を表しました。

一. めざします 旬を味わう 地産地消

毎日の食事に雲南市産の安全・安心で、四季折々の旬な食材をできるだけ多く取り入れることで、バランスの良い食事や食の豊かさはもとより、農業の振興、農産物の消費拡大をめざしていくことを表しました。

一. なくします 一人でくよくよ 悩むこと

悩みごとがあっても、人に相談するなど一人でくよくよ悩むことのないよう心の健康・信頼感・絆を表しました。

一. かなえます 無理せずできる 運動習慣

無理をしないで継続して取り組むことができる運動習慣を確立していこうとする意欲を表しました。

一. むねがいいます 地域で育む 健康長寿

現在、地域自主組織を中心として健康づくりをすすめており、今後も地域で健康長寿に取り組んでいこうとする願い・誓いとともに、そういう地域をつくっていくというまちづくりの姿勢を表しました。

※ 宣言文は、親しみやすくするため、各項目の頭文字を出雲弁で元気という意味の「まめ」を用いて「まめなかね」とし、栄養、運動、心の健康など健康に必要な要素や、生涯学習、地産地消など地域づくりといった観点を盛り込み、実践しやすい内容としました。

資料編

1. 雲南市チャレンジ推進条例.....	148
2. 提言書.....	150
3. 策定経過.....	152
4. 施策の目標達成のための基本事業・施策会議の構成.....	153
5. 主要統計.....	157

1. 雲南市チャレンジ推進条例

平成31年3月22日

条例第1号

私たちが暮らす雲南市では、子どもから大人まで地域課題の解決や新たな価値の創造に向けた取組を積極的にすすめています。この取組をチャレンジと称し、市内外からチャレンジへの参画を推進できるまちになるよう努力をし、課題に立ち向かいます。

(目的)

第1条 この条例は、チャレンジの推進に関する基本理念を明らかにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 地域課題 雲南市内に存在する多様な社会的課題をいう。

(2) 市民 雲南市の個人又は地域自主組織、NPO及び企業などの多様な団体をいう。

(市民の権利)

第3条 市民は、チャレンジに取り組む権利を有します。

2 市民は、チャレンジに関する意見を互いに尊重します。

3 市民は、チャレンジに関する情報について、その提供を受け、また自ら取得することができます。

4 市民は、チャレンジに関して、市長に提案を行うことができます。

(市長の責務)

第4条 市長は、雲南市におけるチャレンジの取組を理解し、必要な支援に努めなければなりません。

2 市長は、チャレンジする人材の発掘及び育成に努めなければなりません。

3 市長は、チャレンジを促進するため、必要に応じて、その推進に関する体制の強化に努めなければなりません。

4 市長は、チャレンジに関して保有する情報について、積極的に公開及び提供を行うとともに、分かりやすい説明に努めなければなりません。

5 市長は、チャレンジの推進に関して、必要に応じて関係機関に働きかけなければなりません。

(公開と参画)

第5条 市民及び市長は、チャレンジの取組について、公開に努めます。

2 市民及び市長は、毎年、チャレンジの取組を評価し、公表することに努めます。

3 市民及び市長は、地域課題の解決に向けて、市内外からのチャレンジの参画に努めます。

(育てる条例)

第6条 市民及び市長は、この条例を、チャレンジの取組状況及び社会情勢の変化等に応じて、常に実効性のある条例となるよう、つくり育てていきます。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



2. 提言書

令和元年12月18日

雲南市長 速水 雄一 様

雲南市総合計画推進委員会
委員長 加藤 一郎

第2次雲南市総合計画のさらなる推進に向けた提言

本委員会は、第2次雲南市総合計画の進行管理の観点から、評価、点検及び提言を行ってきました。この度、改めて前期計画期間の取組を振り返る中で、一層取組を強めていく必要があるとの意見が一致しました。

特に、第2次雲南市総合計画の最優先課題である「人口の社会増」に向けた様々な取組が展開される中、依然として東京一極集中に歯止めがかからない状況は変わらず、目標人口の達成は大変厳しいと言わざるを得ません。一方で、「子ども×若者×大人×企業チャレンジ」の取組の推進が図られ、成果も見られます。これらを踏まえ、これまで以上に子育て世代の流出防止対策とU.Iターン増に向けた「定住基盤の整備」に関する取組と持続可能なまちの実現に向けた「人材の育成・確保」の取組の推進を期待するものであります。

つきましては、後期基本計画の策定にあたり、今後取り組むべき課題に関する意見をまとめましたので、下記のとおり提言します。

記

1. 子育て世代が住みやすい環境づくりの強化について

待機児童ゼロをめざした取組や経済的支援を中心とした子育て環境の充実に取り組まれてきたところであるが、今後は、保育所の開所時間の見直しや 延長保育サービスの実施、子育てをしながら働く場の提供など、子育て世代の流出防止に向けた取組を一層強力に推進されたい。

2. 魅力ある住まいづくりと多様で豊かな地域づくりについて

流出減が激しい20歳代、30歳代の若者・子育て世代にとって魅力ある 住環境が形成できるよう、雲南市の優位性を活かしつつ、さらなる利便性の 向上が図られるよう取り組まれたい。

一方、通勤や通学などにハンデを抱える周辺部に関しては、若者・子育て世代の人口流出も激しく、厳しい状況が見られる中、生活環境の整備や集落機能の維持に向けた支援に努めるほか、地域課題の解決に応える人材の確保に努められたい。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続ける地域となるよう、生活支援・介護予防サービスの確保・充実、医療と福祉の連携強化による地域医療のさらなる充実、ひきこもりなど社会的に孤立した人の自立に向けた支援、国籍や言語、文化の違いをお互いに尊重し合う多文化共生など、多様で豊かな地域づくりを推進されたい。

3. 地域行事のあり方や事業の見直しについて

平成30年10月に取りまとめられた「地域と行政の今後のあり方報告書」において、地域行事や会議の頻度による負担が指摘されている。地域づくりの担い手の育成・確保や関わる人を増やしていく一方、それぞれの地域で若者等の意見を尊重し、会議や地域行事に関する合意形成・意思決定のあり方をはじめ、事業の見直しが図られるよう、地域住民の負担軽減に向けた改革がすすむよう支援されたい。

4. 教育魅力化及び若者チャレンジの推進について

子育て世代が雲南市の質の高い教育に魅力を感じることができるように、児童生徒の学力のさらなる向上や学校づくりの支援に努められたい。

また、「雲南市チャレンジ推進条例」はこれまでの取組の成果であるが、地域課題の解決や新たな価値の創造に向けた取組が一層すすめられるよう、「子ども×若者×大人×企業チャレンジ」を精力的に支援され、人材育成の循環が機能する持続可能なまちづくりを進められたい。

5. 分野横断的な人材の交流・連携による課題への対応について

地域経済や社会情勢の変化に伴い、行政組織においては一層柔軟な対応が求められる中、部局連携により相乗効果を生み出すよう取り組まれたい。

また、職員一人ひとりが柔軟な働き方ができる仕組みづくりをすすめ、多様な行政課題に対応していく必要がある。地域自主組織や様々な専門性を有する企業・NPOなど、多様な場で協働の力が發揮できるよう環境づくりに努められたい。

◇雲南市総合計画推進委員会

加藤 一郎（委員長）

前田 幸二（副委員長）

小川 智

勝部 克己

川角 雪子

小林 和彦

杉原 昭見

須山 辰夫

田部 昌典

西尾 和孝

藤原 良江

毎熊 浩一

3. 策定経過

時 期	内 容
平成30年 10月～12月	府内 施策会議 ※資1(計39回) ●施策体系、施策の目的(対象・意図)、成果指標、役割分担に関する検討
11月19日	総務常任委員会 ●総合計画(後期基本計画の策定に係る概要)に関する説明
平成31年 4月	地域自主組織(30箇所)個別訪問 ●地域の状況・課題等の把握
令和元年 5月27日・28日	府内 施策目標設定研修 ●施策の振り返り総括と目標設定の手法等(対象:施策統括課長、関係課長及び関係GL)
5月～9月	地域円卓会議 ●防災、社会教育・生涯学習、サロン活動等をテーマとした情報共有・意見交換
5月～7月	定住に関する個別ヒアリング ●周辺部対策に関する意見交換等
5月～7月	府内 総合戦略各PT会議、人口・地方創生対策委員会及び人口対策本部兼地方創生対策本部会議 ※資2 ●総合戦略(第1期の振り返り総括、第2期の方向性など)に関する検討
6月～7月	府内 施策会議(計74回) ●総合計画(前期基本計画の振り返り総括、今後の課題、後期基本計画の目標値など)に関する検討
7月～8月	市政懇談会(市内6か所) ●5つの政策ごとの主な取組に関する意見交換
8月7日	府内 人口対策本部兼地方創生対策本部会議 ●総合戦略(第1期の振り返り総括、第2期の方向性など)に関する協議
8月7日・8日・9日	府内 政策評価会議 ※資3(兼府内発表会) ●総合計画(前期基本計画の振り返り総括、今後の課題、後期基本計画の目標値など)に関する協議
8月21日	総務常任委員会 ●総合計画後期基本計画案・第2期総合戦略案(中間報告書)の概要説明
8月23日	全員協議会 ●総合計画後期基本計画案・第2期総合戦略案(中間報告書)の概要説明
8月30日	総合計画推進委員会 ●総合戦略(第1期の振り返り総括、第2期の方向性など)に関する意見交換
9月2日	産業建設常任委員会 ●総合計画後期基本計画案・第2期総合戦略案(中間報告書)の評価
9月2日・3日	教育民生常任委員会 ●総合計画後期基本計画案・第2期総合戦略案(中間報告書)の評価
9月3日	総務常任委員会 ●総合計画後期基本計画案・第2期総合戦略案(中間報告書)の評価
9月4日・9日	総合計画推進委員会 ●総合計画(前期基本計画の振り返り総括、今後の課題、後期基本計画の目標値など)に関する意見交換
9月17日	総務常任委員会 ●総合計画(後期基本計画)・総合戦略(第2期)についての説明
9月17日・18日	府内 基本事業設定研修 ●施策の基本事業設定の考え方と基本事業の取組方針の設定手法等(対象:施策統括課長、関係課長及び関係GL)
9月～10月	府内 施策会議(計37回) ●総合計画(後期基本計画の基本事業の設定、基本事業の取組方針の設定など)に関する検討
9月～10月	府内 総合戦略各PT会議、人口・地方創生対策委員会 ●総合戦略(第2期の基本方針、成果指標(KPI)、分野(PJ)の取組方針と基本事業など)に関する検討
10月1日	意見書提出・受理 ●令和元年度施策評価に対する市議会意見
10月30日	総合計画推進委員会 ●後期基本計画案・第2期総合戦略案に関する意見交換
11月1日	府内 人口対策本部兼地方創生対策本部会議及び政策評価会議 ●後期基本計画案・第2期総合戦略案に関する協議
11月13日	府内 政策戦略会議 ※資4 ●後期基本計画案・第2期総合戦略案の決定
11月17日	雲南ソーシャルチャレンジ大発表会 ●チャレンジワークショップ(これからのチャレンジを考える作戦会議)での意見交換
11月19日	総務常任委員会 ●後期基本計画案・第2期総合戦略案の説明
11月26日	全員協議会 ●後期基本計画案・第2期総合戦略案の説明
令和2年 2月3日～3月3日	パブリック・コメント(意見公募) ●後期基本計画案・第2期総合戦略案の公表
3月16日	総務常任委員会 ●第2次雲南市総合計画(後期基本計画・第2期総合戦略)(成案)の報告

※資1 施策会議…総合計画に定める施策ごとに、施策統括課長、関係課長及び関係GL(グループリーダー)で構成する会議。

※資2 人口対策本部兼地方創生対策本部会議…人口の社会増及び地方創生対策に関する事項を審議・決定する機関

※資3 政策評価会議…総合計画の進行管理を執る機関。

※資4 政策戦略会議…市長、副市長、教育長、部長級全員、政策企画部次長、政策推進課長、財政課長で構成され、政策・施策の審議、連絡調整などを行い、市の政策を決定する機関。

4. 施策の目標達成のための基本事業・施策会議の構成

政策	施策名 基本事業名	施策主管課 (令和元年11月26日現在)	関係課 (令和元年11月26日現在)
△みんなどで行政経営くまち	01 市民が主役のまちづくりの推進 まちづくり活動への参加推進 まちづくりの人材確保 まちづくり活動の拠点整備 持続可能性の確保	地域振興課 うんなん暮らし 推進課 情報政策課 人権推進室 行財政改革 推進室 人 事 課 政策推進課 財 政 課	政策推進課・総務部総務課・健康福祉総務課・社会教育課・総合センター自治振興課
	02 移住・定住の推進 移住・定住に向けた魅力の発信 移住・定住のための相談・支援体制の充実 移住・定住に関する環境整備		政策推進課・情報政策課・環境政策課・子ども政策課・商工振興課・農業委員会事務局・建築住宅課
	03 市民と行政の情報の共有化 広聴機会の充実 広報媒体による情報提供の充実		情報政策課 総務部総務課・総合センター自治振興課
	04 男女共同参画の推進 啓発の推進 相談・支援体制の充実		地域振興課・総務部総務課・市民生活課・商工振興課・社会教育課
	05 時代にあった行政サービスの実現 業務と組織機構の効率化 ICT活用の推進 民間活力の導入と広域行政の推進 市民に親しまれる行政サービスの提供		政策推進課・総務部総務課・人事課・財政課・管財課・情報システム課・市民生活課・総合センター自治振興課・総合センター市民福祉課
	06 職員の育成 計画的な定員管理 職員の能力開発 適正な職員配置 働きやすい職場づくり		政策推進課・行財政改革推進室・財政課
	07 計画的なまちづくり 総合計画・統合戦略の進行管理 施策横断的な取組の推進		行財政改革推進室・人事課・財政課
	08 健全財政の維持 持続可能な財政運営 積極的な財源確保 効果的な予算執行 効率・効果的な財産の管理運用		政策推進課・行財政改革推進室・人事課・管財課・税務課・債権管理対策課・会計課
	09 都市・住まいづくりと土地利用の推進 中核拠点ゾーンの整備促進 居住環境の整備促進 計画的な土地利用の推進		政策推進課・うんなん暮らし推進課・国土調査課・農林土木課・建設総務課・建設工務課・建築住宅課
	10 環境の保全・創造 廃棄物（ごみ）の減量と適正処理の推進 生活環境の保全 温室効果ガス削減の推進		うんなん暮らし推進課・農政課・林業畜産課・農林土木課・建設工務課・都市計画課・建築住宅課・下水道課・総合センター市民福祉課
△安全安心で快適なまち	11 地域情報化の推進 情報通信環境の整備促進 情報通信技術の向上	環境政策課 情報政策課	

政策	施策名	施策主管課 (令和元年11月26日現在)	関係課 (令和元年11月26日現在)
	基本事業名		
『安全安心で快適なまち』	1 2 道路の整備	建設工務課 うんなん暮らし 推進課 工務課 下水道課 防災安全課 防災安全課 防災安全課	建設総務課・都市計画課 地域振興課・長寿障がい福祉課・教育総務課・総合センター自治振興課
	道路の新設・改良		建設工務課
	道路の維持管理		建設総務課・都市計画課
	1 3 公共交通ネットワークの充実		地域振興課・長寿障がい福祉課・教育総務課・総合センター自治振興課
	公共交通体系の確保		うんなん暮らし 推進課
	多様な交通サービスの提供		地域振興課・長寿障がい福祉課・教育総務課・総合センター自治振興課
	1 4 上水道の整備		環境政策課・水道局総務課・営業課・下水道課
	水道施設の整備		環境政策課・水道局総務課・工務課・営業課
『支えあい健やかに暮らせるまち』	水道施設の維持管理		環境政策課・水道局総務課・工務課・営業課
	水道経営の安定化		環境政策課・水道局総務課・工務課・営業課
	1 5 下水道の整備	下水道課	環境政策課・水道局総務課・工務課・営業課
	下水道施設の整備		環境政策課・水道局総務課・工務課・営業課
	下水道接続の促進		環境政策課・水道局総務課・工務課・営業課
	下水道施設の維持管理		環境政策課・水道局総務課・工務課・営業課
	下水道経営の安定化		環境政策課・水道局総務課・工務課・営業課
	1 6 消防・防災対策の推進		地域振興課・健康福祉総務課・農林土木課・建設総務課・建設工務課・都市計画課・建築住宅課・総合センター自治振興課
『保健・医療・福祉』	防災意識の向上と実践	防災安全課	地域振興課・健康福祉総務課・農林土木課・建設総務課・建設工務課・都市計画課・建築住宅課・総合センター自治振興課
	防災施設の整備		地域振興課・健康福祉総務課・農林土木課・建設総務課・建設工務課・都市計画課・建築住宅課・総合センター自治振興課
	防火施設と消防体制の充実		地域振興課・健康福祉総務課・農林土木課・建設総務課・建設工務課・都市計画課・建築住宅課・総合センター自治振興課
	1 7 交通安全の推進	防災安全課	建設総務課・建設工務課・都市計画課・学校教育課・総合センター自治振興課
	交通安全意識の高揚		建設総務課・建設工務課・都市計画課・学校教育課・総合センター自治振興課
	交通安全施設の整備		建設総務課・建設工務課・都市計画課・学校教育課・総合センター自治振興課
	1 8 防犯対策・消費者自立支援の推進	防災安全課	総務部総務課・市民生活課・学校教育課・総合センター自治振興課・総合センター市民福祉課
	地域防犯体制の充実		総務部総務課・市民生活課・学校教育課・総合センター自治振興課・総合センター市民福祉課
	防犯施設・設備の整備		総務部総務課・市民生活課・学校教育課・総合センター自治振興課・総合センター市民福祉課
	消費者自立支援の推進		総務部総務課・市民生活課・学校教育課・総合センター自治振興課・総合センター市民福祉課
『支えあい健やかに暮らせるまち』	1 9 地域医療の充実	健康づくり 政策課	市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康推進課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
	かかりつけ医制度の普及と在宅医療の推進		市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康推進課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
	2 次医療機関の充実		市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康推進課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
	救急体制の確保		市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康推進課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
	医療行為を受ける機会の保障		市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康推進課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
	2 0 健康づくりの推進	健康推進課	市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
	地域ぐるみで取り組む健康づくり		市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
	病気の早期発見と重症化の予防・感染症の予防		市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
	食育の推進		市民生活課・健康福祉総務課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・身体教育医学研究所・市立病院・総合センター市民福祉課
『支えあい健やかに暮らせるまち』	2 1 高齢者福祉の充実	長寿障がい 福祉課	市民生活課・健康福祉総務課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・身体教育医学研究所・総合センター市民福祉課
	地域ケア体制の充実		市民生活課・健康福祉総務課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・身体教育医学研究所・総合センター市民福祉課
	介護予防の推進と介護サービスの充実		市民生活課・健康福祉総務課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・身体教育医学研究所・総合センター市民福祉課
	社会参加活動の推進		市民生活課・健康福祉総務課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・身体教育医学研究所・総合センター市民福祉課
	2 2 障がい者(児)福祉の充実	長寿障がい 福祉課	市民生活課・健康福祉総務課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・身体教育医学研究所・総合センター市民福祉課
	自立と社会参加の促進		市民生活課・健康福祉総務課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・身体教育医学研究所・総合センター市民福祉課
	障がいに関する相談体制の強化		市民生活課・健康福祉総務課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・身体教育医学研究所・総合センター市民福祉課
	福祉サービスの充実		市民生活課・健康福祉総務課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・身体教育医学研究所・総合センター市民福祉課

政策	施策名	施策主管課 (令和元年11月26日現在)	関係課 (令和元年11月26日現在)
	基本事業名		
『支えあい健やかに暮らせるまち』	2.3 生活困窮者の支援		
	生活困窮者に対する相談体制の充実	健康福祉総務課	債権管理対策課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・子ども政策課・子ども家庭支援課・総合センター市民福祉課
	自立に向けた指導支援の充実		
	社会参加の促進・就労支援		
	2.4 地域福祉の充実		
	地域福祉課題の解決に向けた取組の支援	健康福祉総務課	地域振興課・長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・健康推進課・子ども政策課・子ども家庭支援課・総合センター市民福祉課
	地域福祉の推進体制の充実		
	2.5 子育て支援の充実		
	子どもの心と体の健やかな発達支援	子ども政策課	
	子育てと仕事の両立支援		うんなん暮らし推進課・人権推進室・市民生活課・健康づくり政策課・健康推進課・子ども家庭支援課・学校教育課・キャリア教育推進室・総合センター市民福祉課
『ふるさとを学び育つまち』	経済的支援の充実		
	子育て相談の充実		
	地域における子育て支援の充実		
	2.6 学校教育の充実		
	すべての子どもにわかりやすい授業づくりの推進	学校教育課	
	地域力を活かした教育の充実		健康づくり政策課・健康推進課・子ども家庭支援課・教育総務課・社会教育課・キャリア教育推進室
	困難さを抱える児童生徒への支援の充実		
	学校の施設・設備の充実		
	2.7 生涯学習の推進		
	学習機会の充実	社会教育課	地域振興課・学校教育課・総合センター自治振興課
	学習環境の充実		
	2.8 青少年健全育成の推進		
	基本的な生活態度を身に付けるための家庭・地域の教育	キャリア教育推進室	
	地域における交流体験・学習活動の推進		地域振興課・防災安全課・長寿障がい福祉課・健康づくり政策課・健康推進課・子ども政策課・子ども家庭支援課・学校教育課・社会教育課
	青少年の社会的自立支援の推進		
	2.9 平和と人権の尊重		
	学校・家庭における平和・人権教育の推進	人権推進室	地域振興課・学校教育課・社会教育課・総合センター自治振興課
	地域・職場における平和・人権の尊重		
『挑戦し活力を産みだすまち』	3.0 生涯スポーツの振興		
	スポーツに参画する機会の充実	社会教育課	長寿障がい福祉課・保健医療介護連携室・健康づくり政策課・身体教育医学研究所・学校教育課
	スポーツ環境の充実		
	3.1 地域文化の振興		
	地域文化の保存継承	文化財課	
	地域文化の活用		観光振興課・社会教育課
	文化芸術の振興		
	3.2 起業・就業支援の充実		
	起業支援の促進	商工振興課	
	求職者に対する就労支援		政策推進課・地域振興課・うんなん暮らし推進課・人権推進室
	良好な就労環境の啓発推進		
	3.3 地域資源を活かした産業の創出		
	新分野進出・新商品開発の支援	商工振興課	農政課・観光振興課
	新商品の販路開拓支援		

政策	施策名	施策主管課 (令和元年11月26日現在)	関係課 (令和元年11月26日現在)
	基本事業名		
『挑戦し活力を産みだすまち』 〔産業〕	3.4 農業の振興	農政課	林業畜産課・農林土木課・農業委員会事務局
	農業基盤の整備・保全		
	担い手の育成		
	安全・安心で売れる農畜産物の生産		
	農畜産物の販売及び販路拡大		
	3.5 林業の振興		農林土木課
	適正な森林管理		
	担い手の育成・確保		
	森林資源の活用		
	3.6 観光の振興	観光振興課	政策推進課・地域振興課・産業施設課・文化財課
	観光情報の発信		
	観光資源の充実		
	受け入れ体制の充実		
	受け入れ施設の充実		
	3.7 商工業の振興	商工振興課	農政課・建設工務課・都市計画課・営業課・工務課・下水道課
	新たな雇用の場づくり		
	地場企業の経営支援		
	地元購買の喚起と活性化		

5. 主要統計

(1) 人口

- ①日本の人口
 - 日本の人口の推移
 - 日本の将来推計人口（平成29年推計）
- ②雲南市の人口
 - 人口・世帯数の推移と将来推計
- ③雲南市の人口動態
 - 人口動態の推移
- ④雲南市の理由別移動状況（雲南市 ⇄ 県内市町村）
 - 移動理由（結婚・縁組等、住宅、就職、就学・卒業）
- ⑤雲南市の理由別移動状況（雲南市 ⇄ 県外）
 - 移動理由（就職、就学・卒業、転勤、退職、家族の事情）
- ⑥雲南市・都道府県間移動者数及び県外市町村間移動者数
 - 平成30年雲南市・都道府県間移動者数（県外転入・転出）
 - 平成30年県内市町村間移動者数
 - 市町村間移動の状況（雲南市 ⇄ 松江市）※雲南市の増減
 - 市町村間移動の状況（雲南市 ⇄ 出雲市）※雲南市の増減
- ⑦合計特殊出生率
 - 合計特殊出生率の推移
- ⑧平均寿命
 - 平均寿命の推移
- ⑨単独世帯数及び単独世帯割合
 - 単独世帯数及び単独世帯割合の推移
- ⑩年齢3区分別人口割合
 - 年齢3区分別人口割合の推移
- ⑪人口ピラミッド
 - 2015年、2025年、2035年、2045年

(2) 経済・産業

- ①産業概要
 - 産業別就業者数の推移
- ②工業
 - 工業の状況
 - 事業所数、従業員数、製造品出荷額（1事業所当たり、1従業員当たり）
- ③商業
 - 商業の状況
 - 事業所数、従業員数、年間商品販売額（1事業所当たり、1従業員当たり）
- ④農業
 - 専業・兼業別農家数の推移
 - 経営耕地面積（販売農家）の推移
- ⑤土地利用
 - 地目別面積の推移

(3) 財政

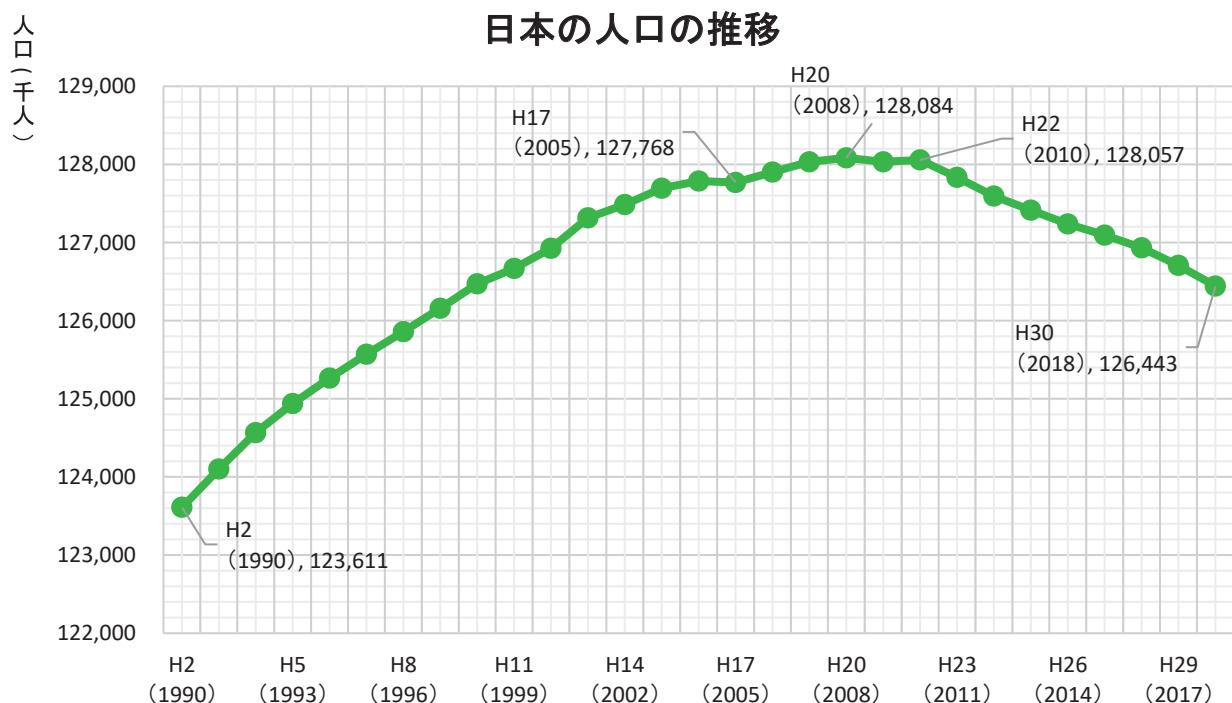
- ①普通会計歳入
 - 普通会計歳入の推移
- ②普通会計歳出
 - 普通会計歳出の推移
- ③市債、公債費
 - 市債、公債費の推移
- ④基金残高、市債残高
 - 基金残高、市債残高の推移

(1) 人口

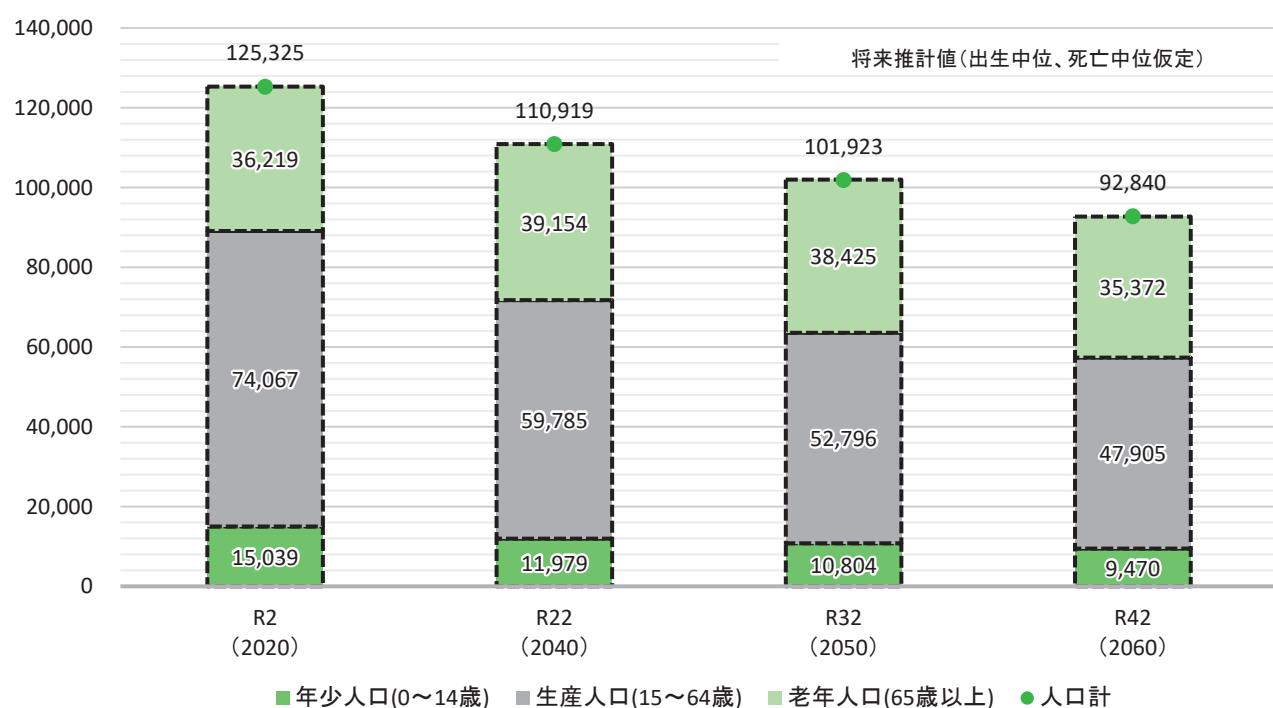
①日本の人口

我が国の総人口は平成17（2005）年に戦後初めて前年を下回った後、平成20（2008）年にピークとなり、平成23（2011）年以降、継続して減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、日本の人口を出生及び死亡を中位と仮定した場合、令和42（2060）年には92,840千人になると予想されています。



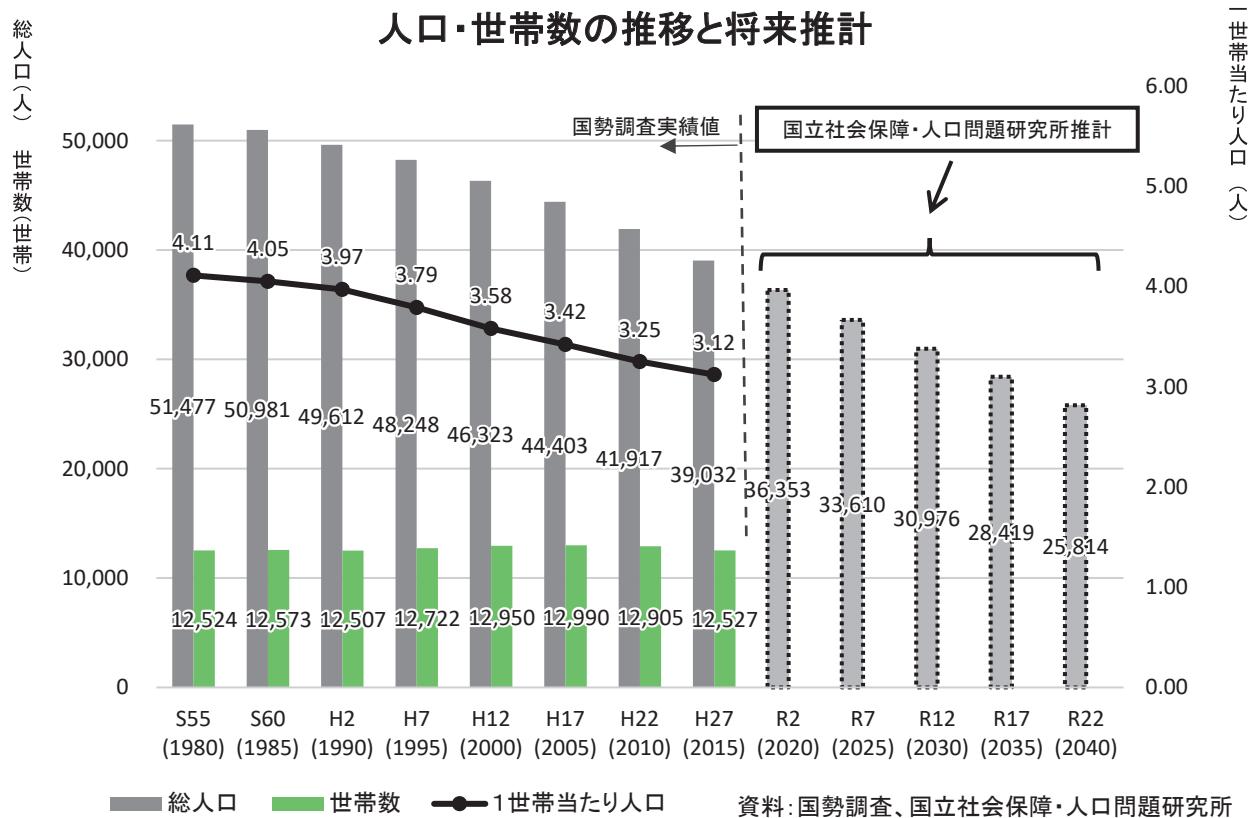
日本の将来推計人口(平成29年推計)



資料: 国立社会保障・人口問題研究所

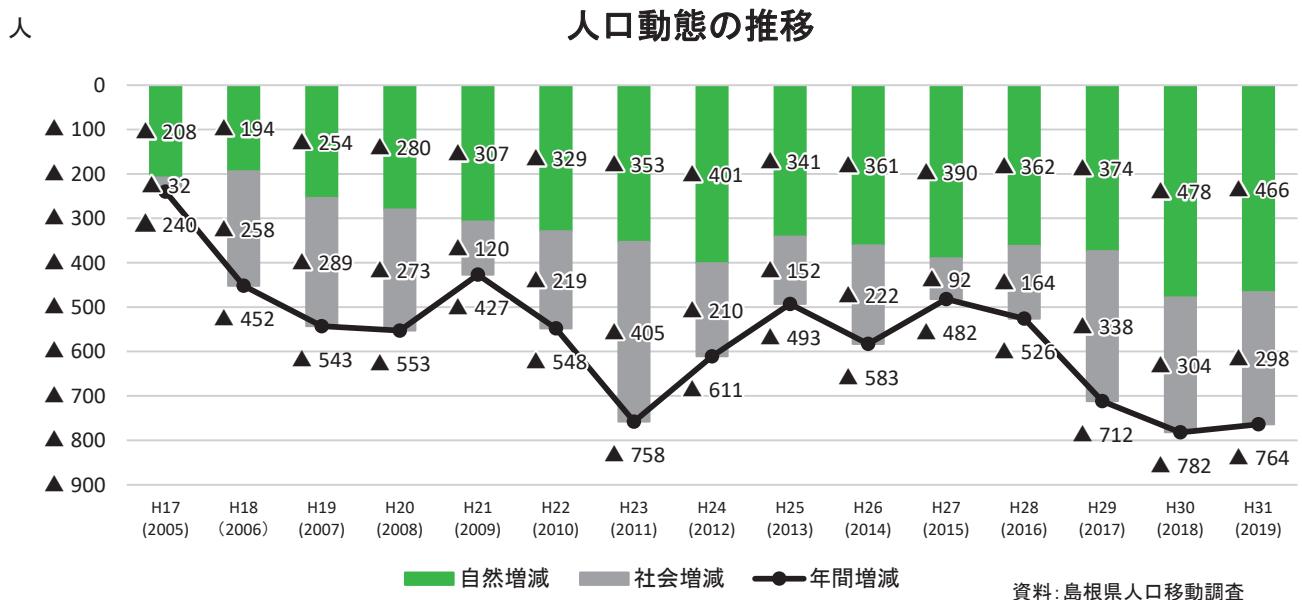
②雲南市的人口

雲南市の総人口は年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、令和22（2040）年には、25,814人になると予測されています。



③雲南市的人口動態

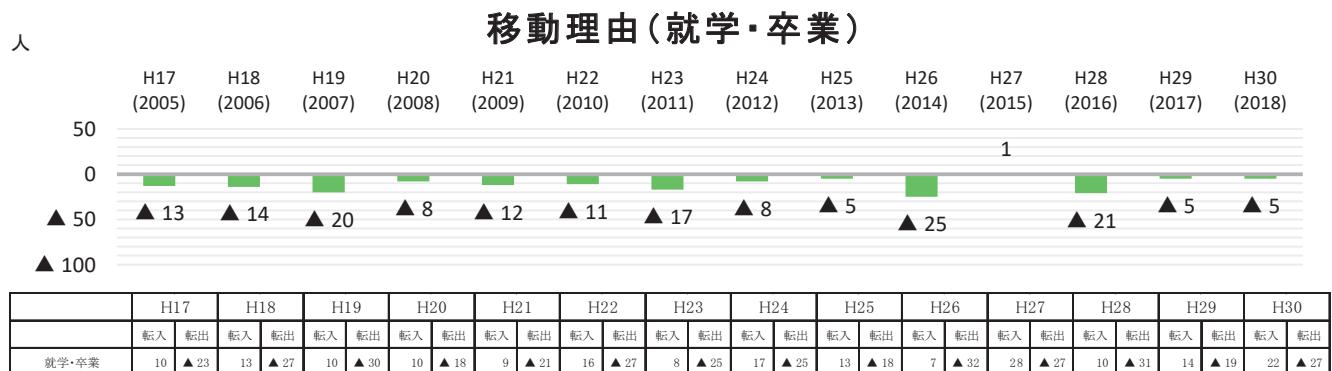
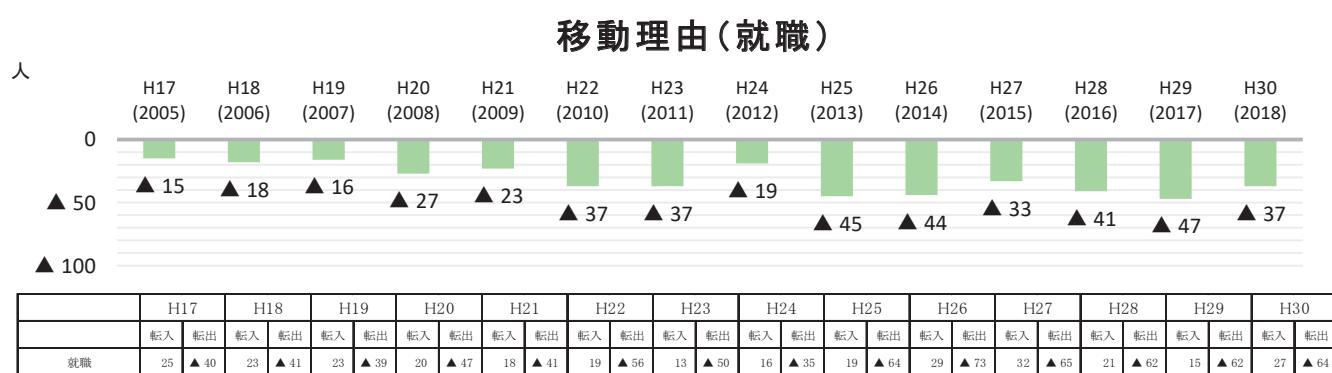
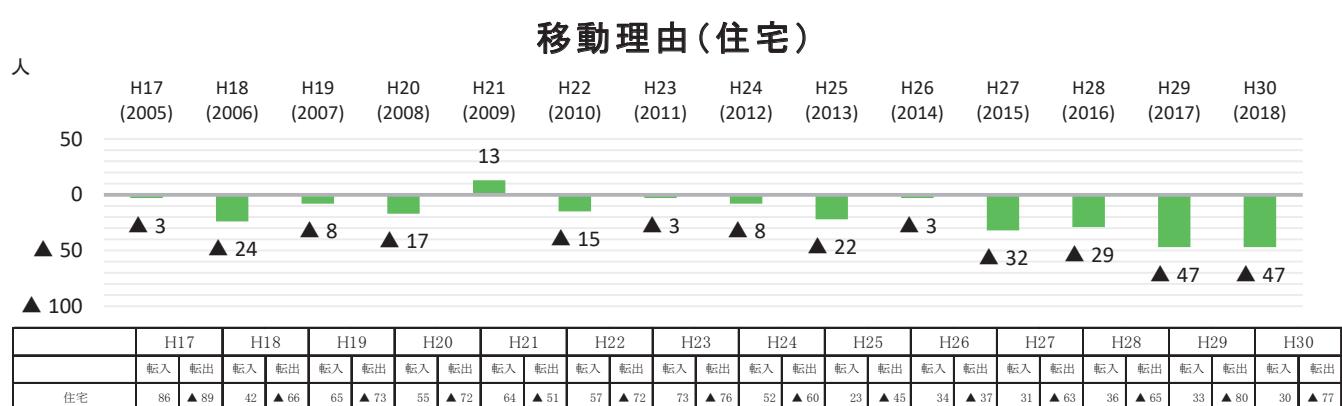
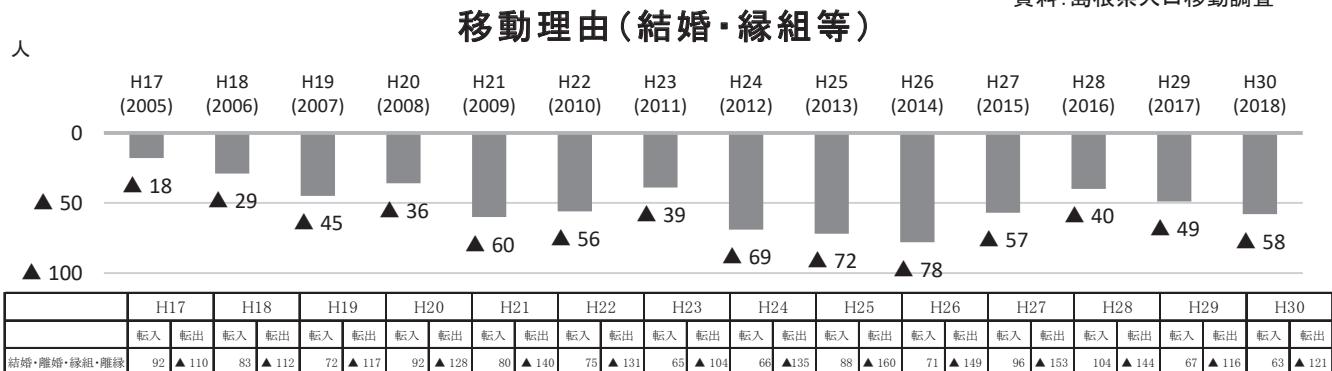
雲南市の人口動態をみると、自然増減については、平成21（2009）年以降300人以上の減となっており、社会増減については、平成29（2017）年以降300人前後の減となっています。



④雲南市の理由別移動状況（雲南市↔県内市町村）

雲南市から県内市町村への移動の状況をみると、結婚・縁組等や就職を理由に転出する人が多く、近年は、住宅を理由に転出する人が増加しています。

資料：島根県人口移動調査

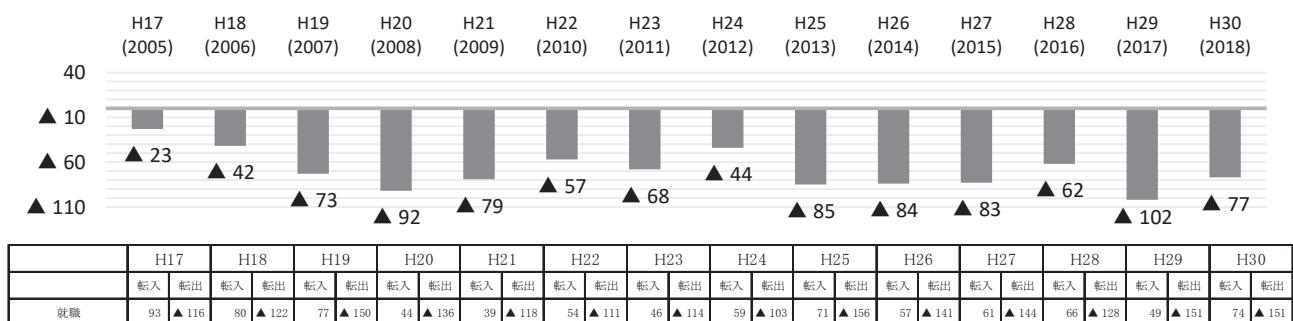


⑤ 雲南市の理由別移動状況（雲南市⇒県外）

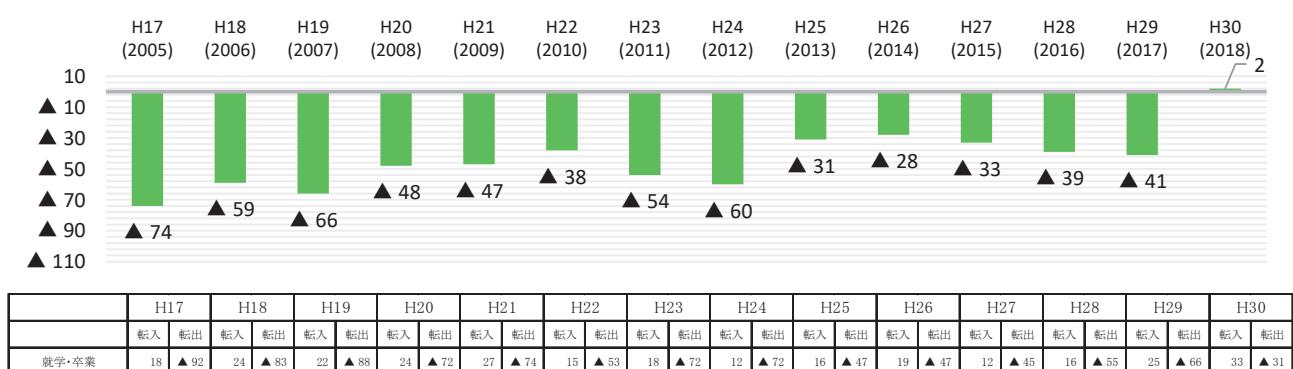
雲南市から県外への移動の理由をみると、就職を理由に転出する人が多い状況が続いています。また、就学等を理由に転出する人が多い状況が続いていましたが、平成30（2018）年は2名の増となっています。

資料：島根県人口移動調査

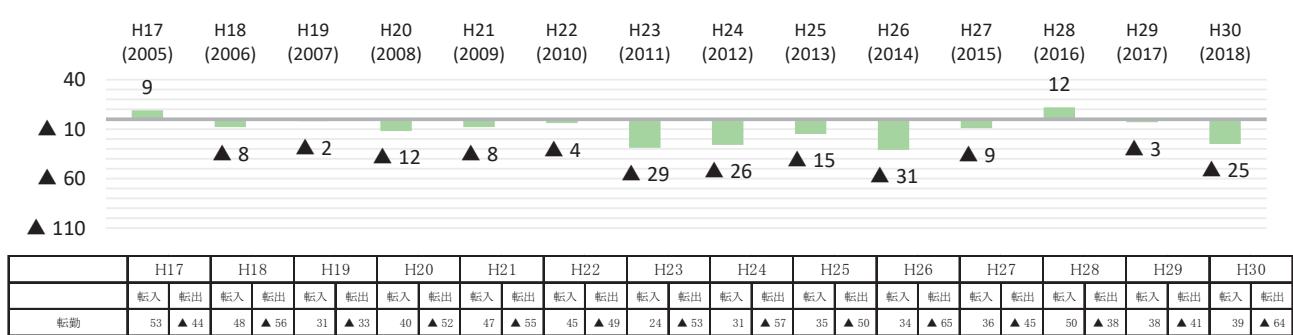
移動理由（就職）



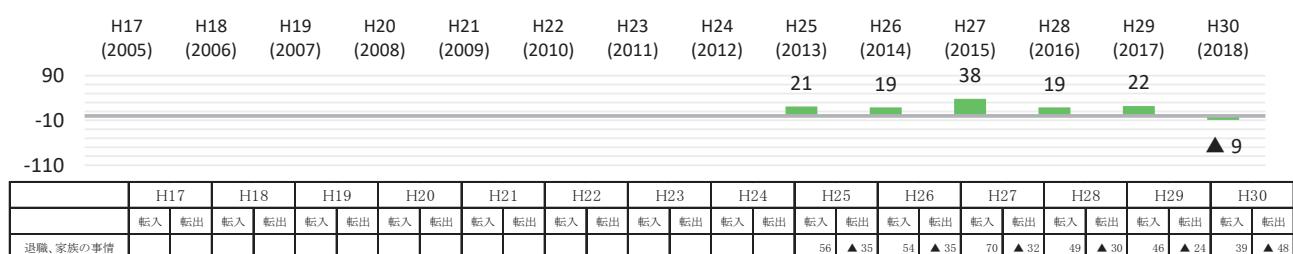
移動理由（就学・卒業）



移動理由（転勤）

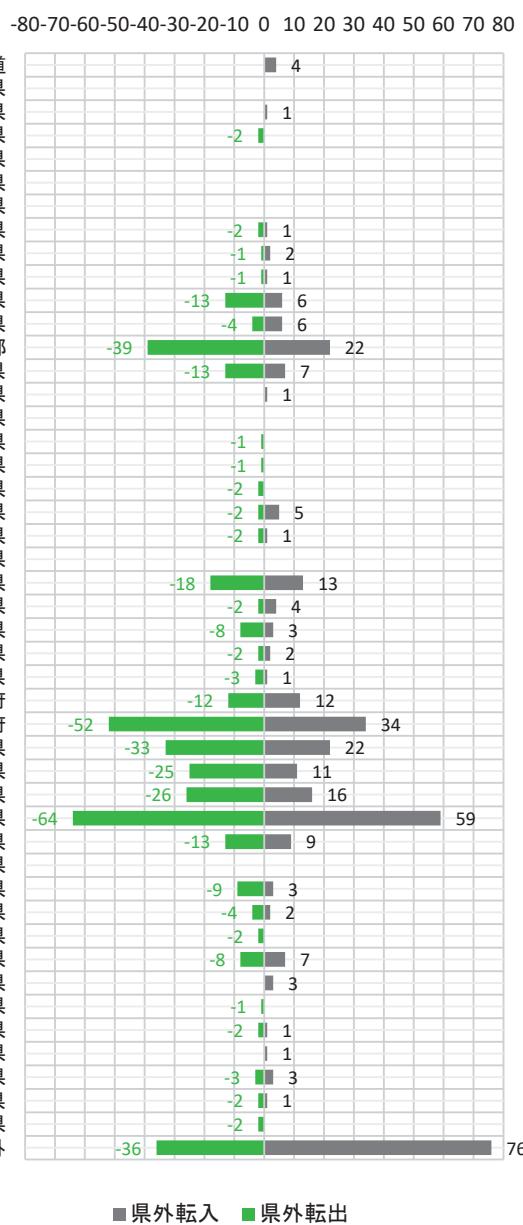
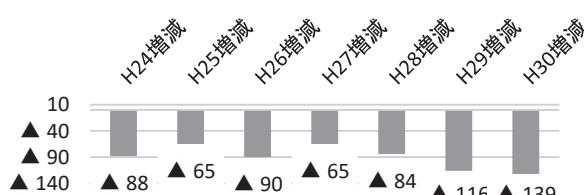
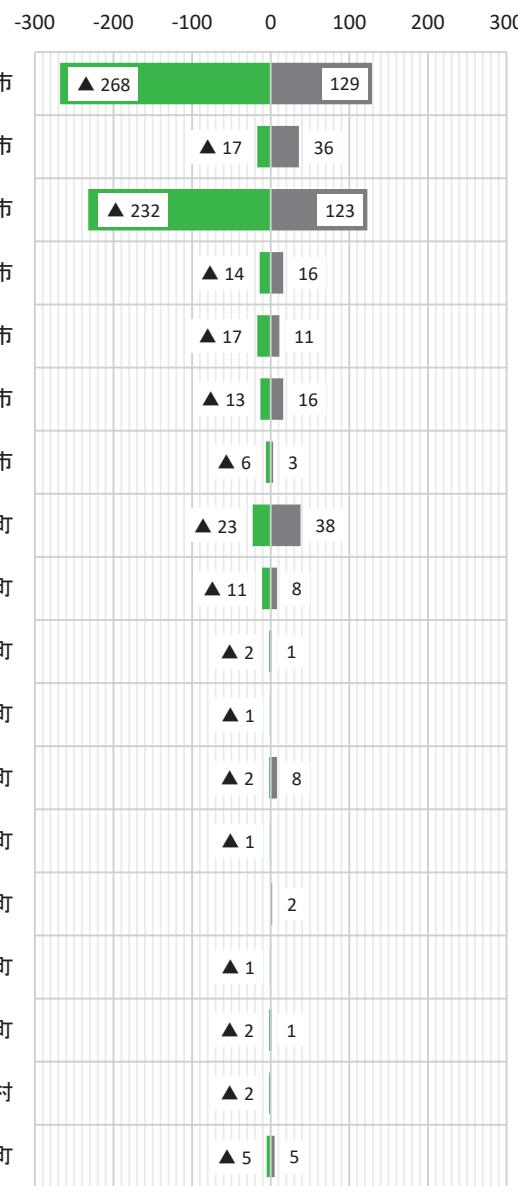
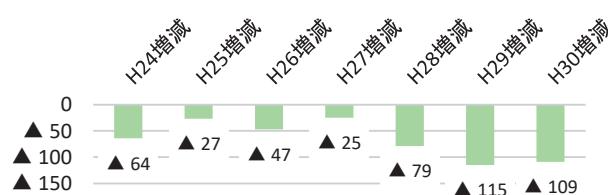


移動理由（退職、家族の事情）



⑥雲南市・都道府県間移動者数及び県内市町村間移動者数

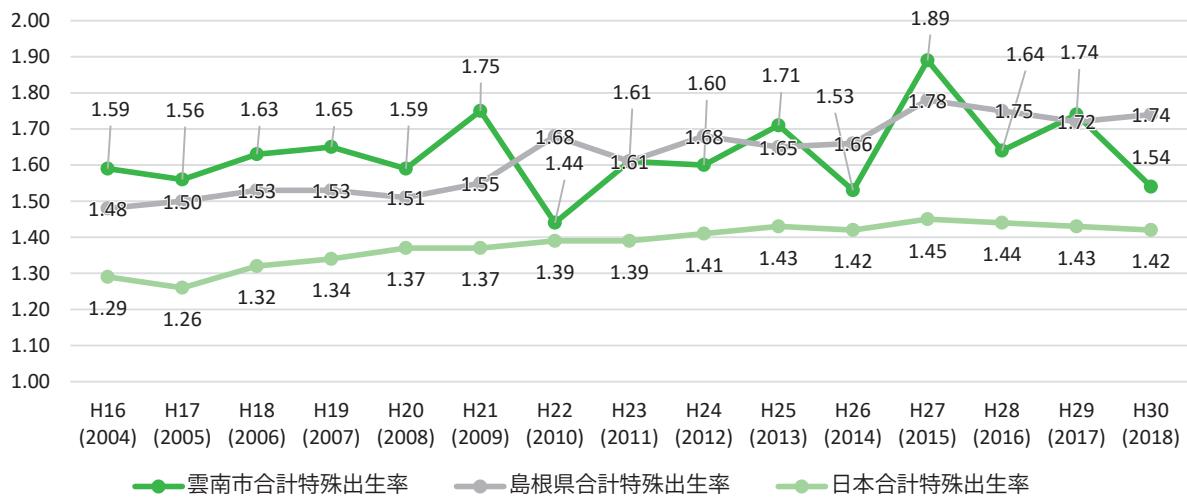
県外への転出先としては、国外(40名減)、大阪府(18名減)、東京都(17名減)、鳥取県(14名減)、兵庫県(11名減)が多く、転出に伴う減が続いている。また、県内への転出先としては松江市(139名減)、出雲市(109名減)が多く、2年連続で100名を超える減となっています。

平成30年 雲南市・都道府県間移動者数
(県外転入・転出)市町村間移動の状況(雲南市↔松江市)
※雲南市の増減資料: 島根県人口移動調査
平成30年 県内市町村間移動者数市町村間移動の状況(雲南市↔出雲市)
※雲南市の増減

⑦合計特殊出生率

合計特殊出生率は直近の3年間の平均では1.64となってますが、人口維持に必要とされる「2.07」(国立社会保障人口問題研究所)を大きく下回った状態にあります。

合計特殊出生率の推移



資料:島根県保健統計書・雲南市

⑧平均寿命

健康長寿を目指して様々な取り組みを進めている雲南市では、平均寿命が男女ともに伸びてきています。

特に女性については88.3歳となっており、全国の市区町村の中で第14位となっています。

平均寿命の推移

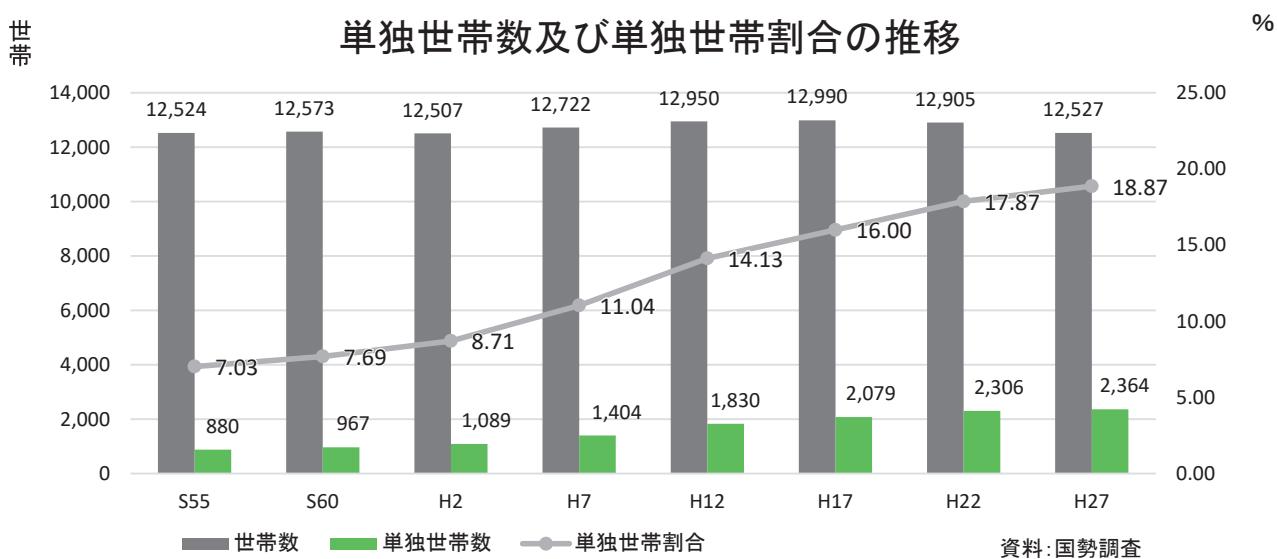
(単位:歳)

		H17 平均寿命	H22 平均寿命	H27 平均寿命	H22~H27 平均寿命の伸び
男	雲南市	79.4	79.6	80.8	1.2
	島根県	78.5	79.5	80.8	1.3
	国	78.8	79.6	80.8	1.2
女	雲南市	87.4	87.5	88.3	0.8
	島根県	86.6	87.1	87.6	0.5
	国	85.8	86.4	87.0	0.6

資料:市区町村別生命表

⑨単独世帯数及び単独世帯割合

単独世帯の割合は徐々に高まってきており、平成27年の国勢調査時においては、2割弱の世帯が一人暮らしとなっています。

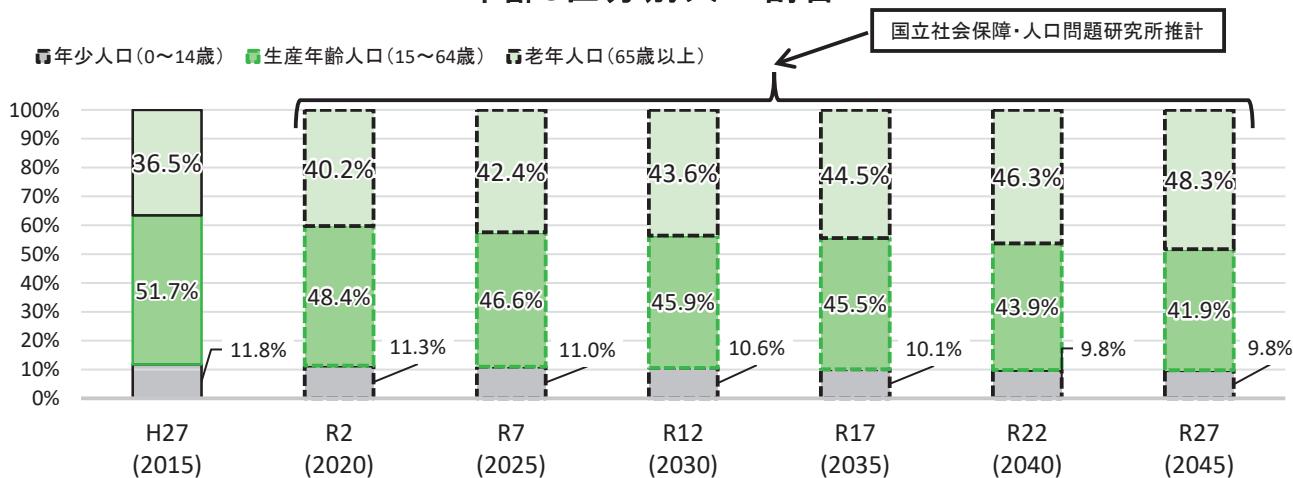


⑩年齢3区分別人口割合

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少が著しく、老人人口（65歳以上）は増加し続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の資料によると、今後も少子高齢化は続き、令和27年には年少人口は約10%、生産年齢人口は約40%、老人人口は約50%になると推計されており、老人人口1人を1.2人の生産年齢人口で支える社会構造になると予想されています。

年齢3区分別人口割合



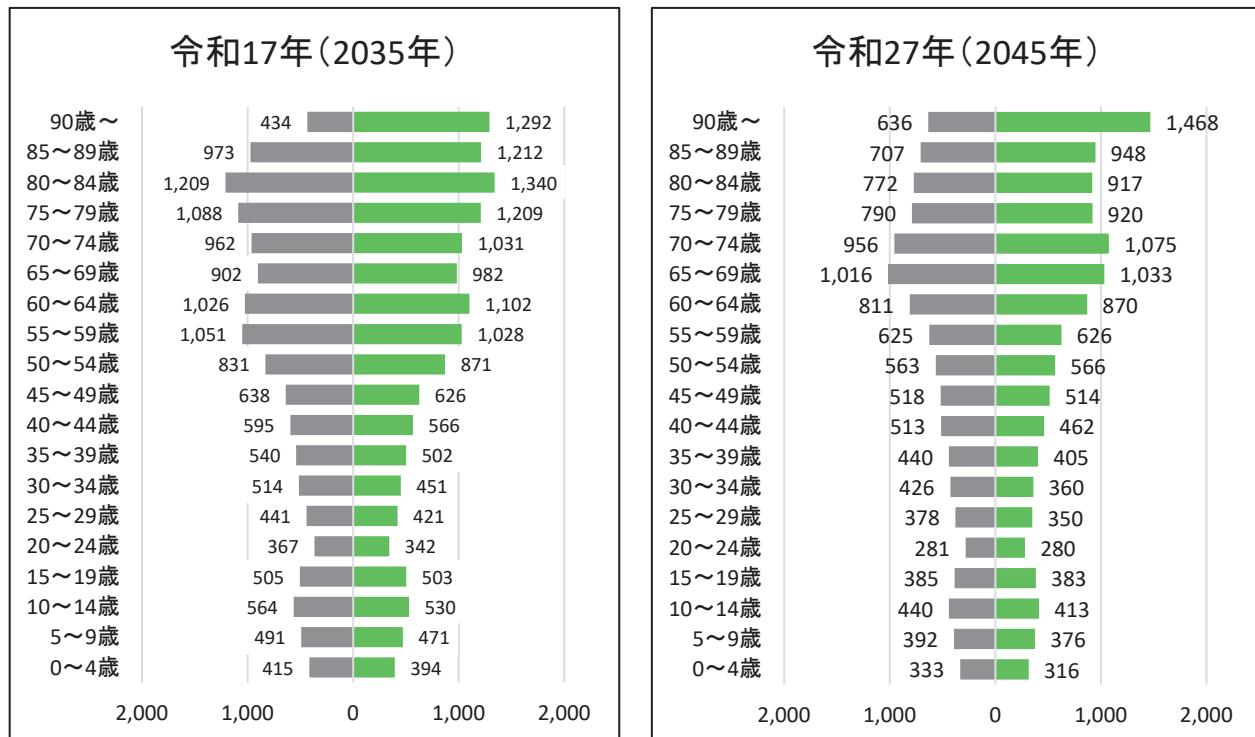
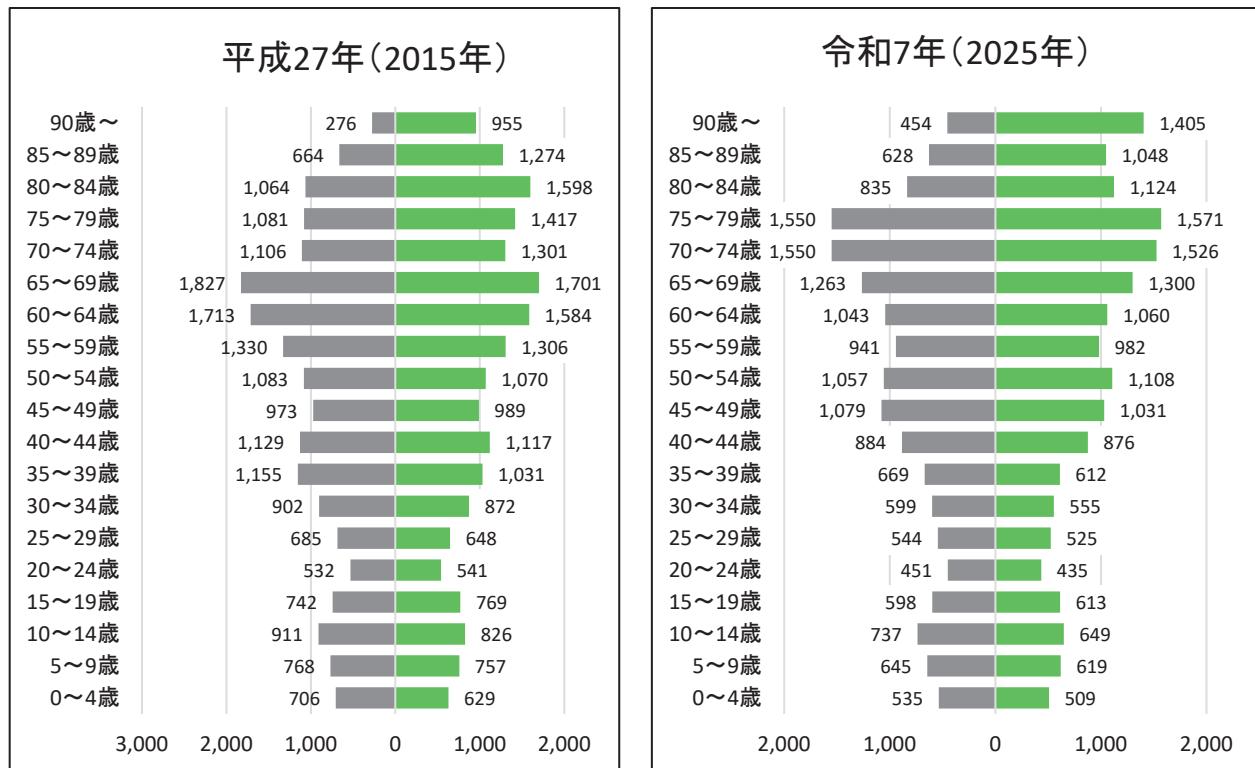
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27
年少人口	4,597	4,118	3,694	3,273	2,865	2,541	2,270
生産年齢人口	20,171	17,606	15,662	14,209	12,920	11,326	9,756
老人人口	14,264	14,629	14,254	13,494	12,634	11,947	11,238

資料:国立社会保障・人口問題研究所

⑪人口ピラミッド

雲南市的人口ピラミッドは、国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、人口減少、出生率の低下、長寿・高齢化が進むことにより、逆三角形の形状が徐々にスリム化していく見込みとなっています。

資料：国立社会保障・人口問題研究所

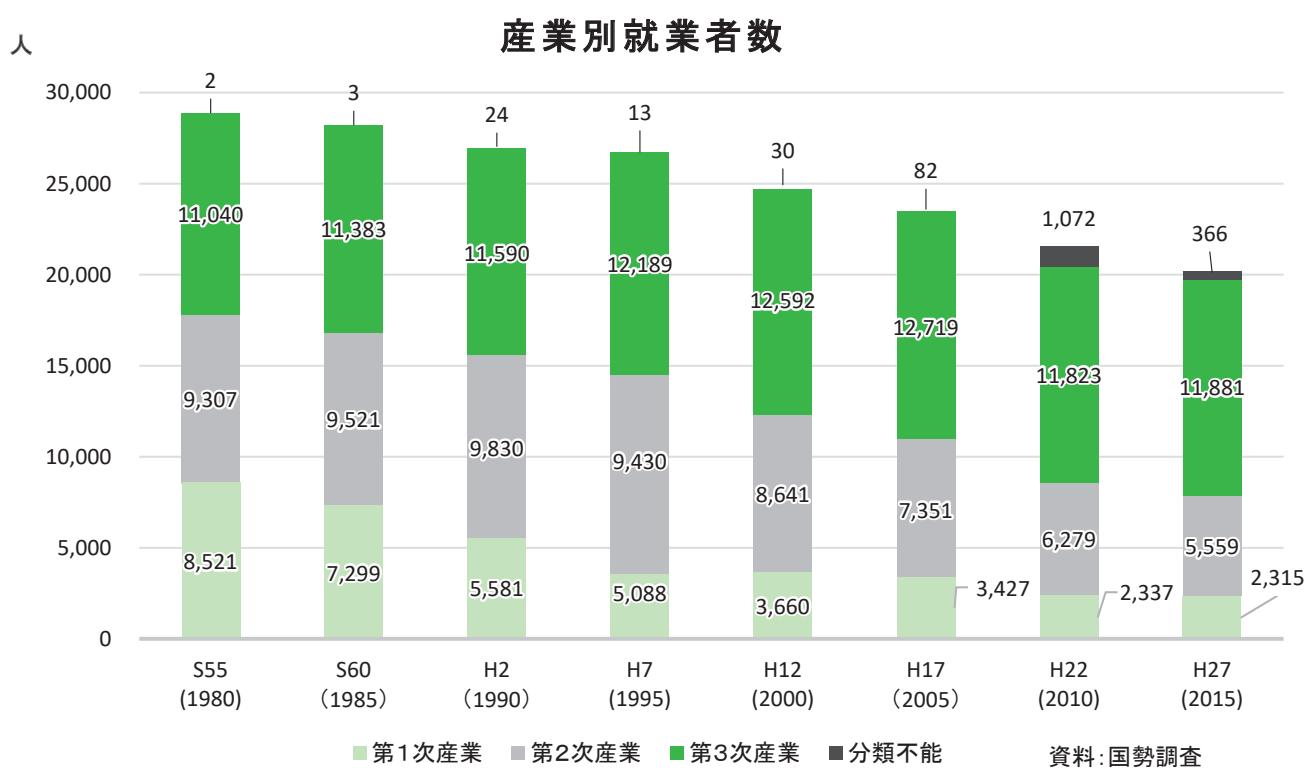


(2) 経済・産業

①産業概要

就業者数は年々減少しており、平成27（2015）年国勢調査によると、就業者人口は20,121人となっており、雲南市の総人口（39,032人）に対し、51.6%の方が就業しています。

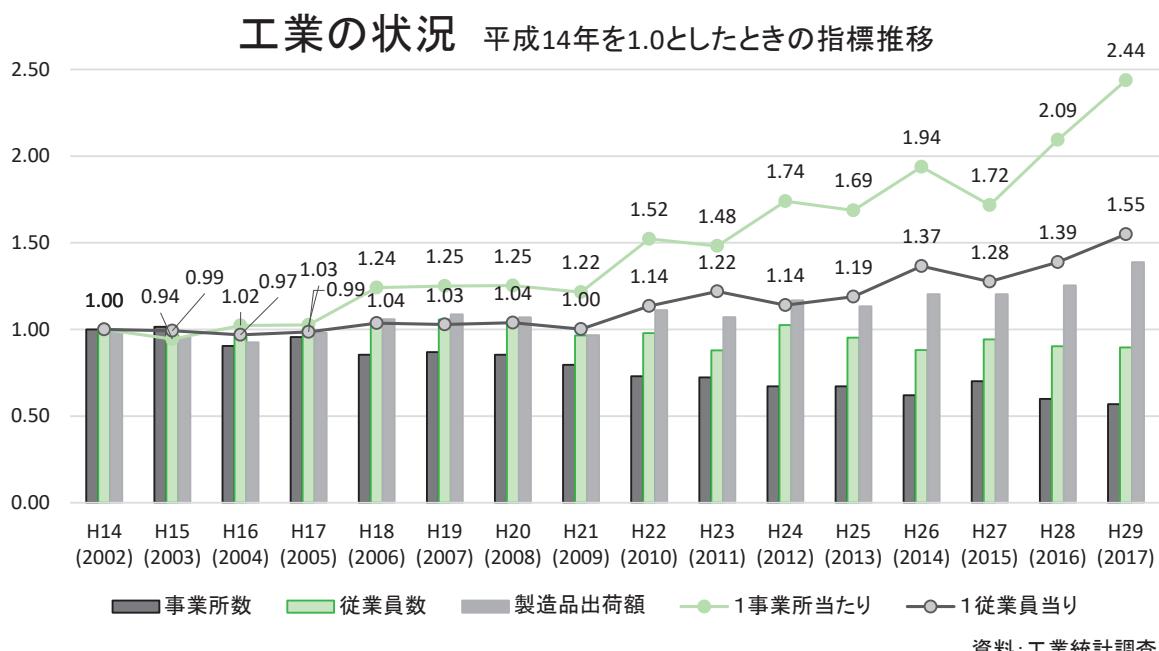
産業別にみると第3次産業が最も多く、平成27年には全就業者の59.0%にあたる11,881人となっています。



	(単位:人)							
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 数	28,870	28,206	27,025	26,720	24,923	23,579	21,511	20,121
第1次産業	8,521	7,299	5,581	5,088	3,660	3,427	2,337	2,315
第2次産業	9,307	9,521	9,830	9,430	8,641	7,351	6,279	5,559
第3次産業	11,040	11,383	11,590	12,189	12,592	12,719	11,823	11,881
分類不能	2	3	24	13	30	82	1,072	366

②工業

工業統計調査によると、平成29（2017）年での事業所数は78事業所、従業者数は3,318人、製造品出荷額等は約1,069億円となっています。平成14年と比較すると、事業所数及び従業者数は減少していますが、製造品出荷額等は増加し、事業所当たり、従業者当たりの製造品出荷額も増加しています。



	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
事業所数	137	139	124	131	117	119	117	109	100	99	92	92	85	96	82	78
従業員数(人)	3,702	3,573	3,540	3,682	3,787	3,912	3,812	3,571	3,626	3,254	3,795	3,528	3,263	3,492	3,343	3,318
製造品出荷額(万円)	7,701,534	7,373,313	7,132,880	7,552,502	8,159,375	8,369,727	8,242,960	7,447,293	8,555,712	8,248,870	8,997,931	8,723,226	9,262,415	9,267,875	9,655,041	10,690,870
1事業所当たり(万円)	56,216	53,045	57,523	57,653	69,738	70,334	70,453	68,324	85,557	83,322	97,804	94,818	108,970	96,540	117,744	137,062
1従業員当たり(万円)	2,080	2,064	2,015	2,051	2,155	2,140	2,162	2,085	2,360	2,535	2,371	2,473	2,839	2,654	2,888	3,222

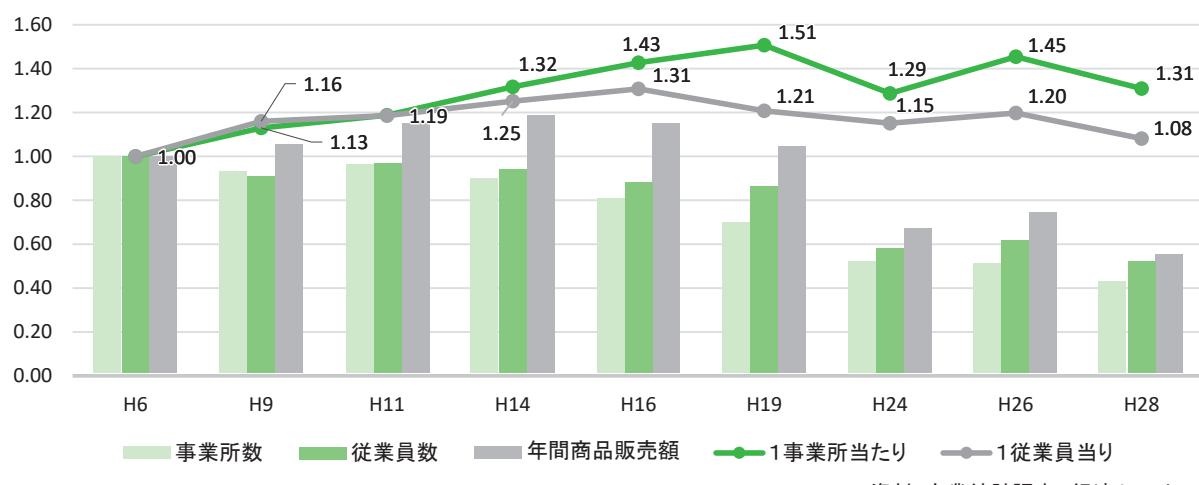
③商業

経済センサスによると、平成28（2016）年時点の小売業・卸売業に関する事業所数は358事業所となっています。

平成6年と比べると、事業所数は475事業所減少し、従業者数も1,609人減少しています。

また、年間商品販売額は平成6年と比べると約244億円の減少となっていますが、事業所当たり、従業員当たりの年間商品販売額は増加しています。

商業の状況 平成6年を1.0としたときの指標推移



資料：商業統計調査、経済センサス

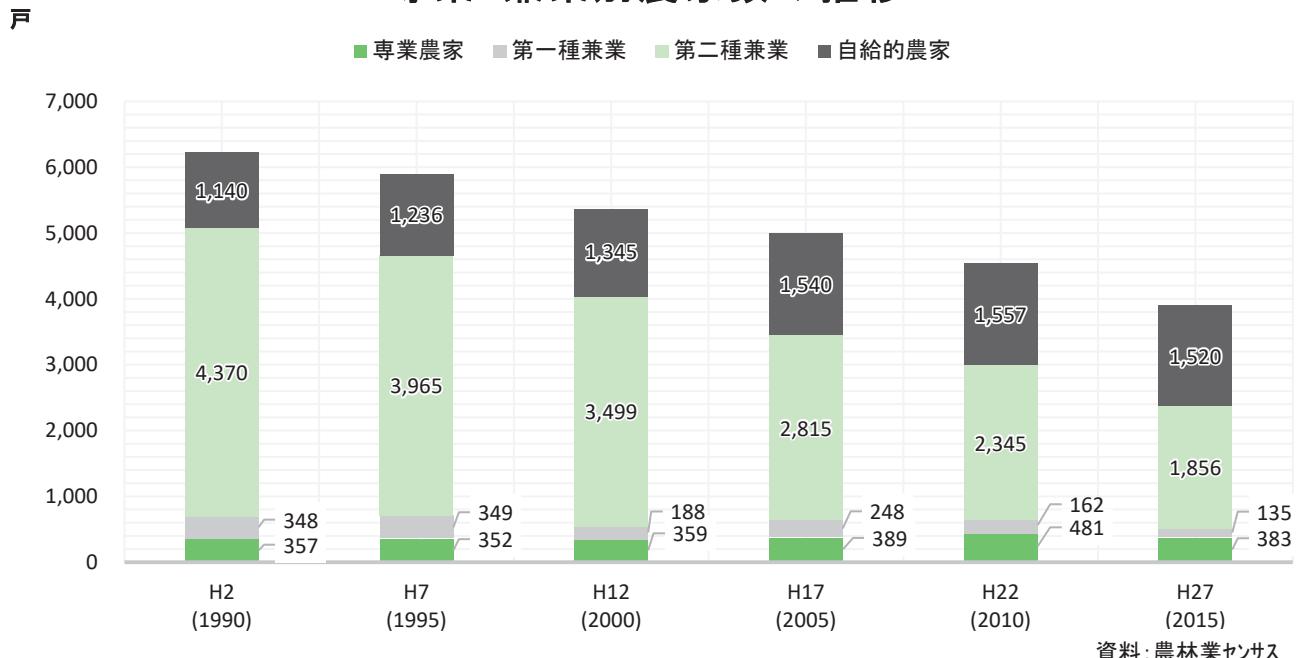
	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
事業所数	833	779	807	750	673	581	435	424	358
従業員数(人)	3,354	3,055	3,254	3,176	2,957	2,919	1,959	2,073	1,745
年間商品販売額(万円)	5,569,054	5,883,071	6,407,463	6,602,922	6,421,056	5,853,779	3,743,093	4,121,826	3,132,000
1事業所当たり(万円)	6,686	7,552	7,940	8,804	9,541	10,075	8,605	9,721	8,749
1従業員当たり(万円)	1,660	1,926	1,969	2,079	2,171	2,005	1,911	1,988	1,795

④農業

農林業センサスによると、平成27（2015）年の農家数は3,894戸となっており、専業農家数は383戸（9.8%）となっています。

平成2年以降の推移では、総農家数は大きく減少する中で、自給的農家は1,140戸から1,520戸へ増加しています（増加率は33.3%）。

専業・兼業別農家数の推移



資料：農林業センサス

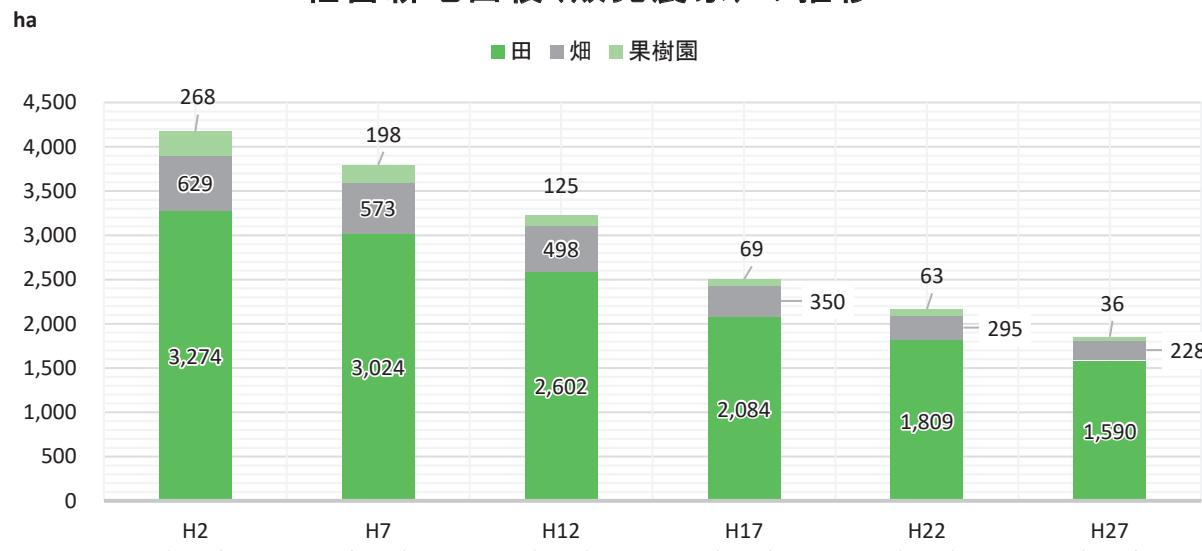
（単位：戸）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	6,215	5,902	5,391	4,992	4,545	3,894
専業農家	357	352	359	389	481	383
第一種兼業	348	349	188	248	162	135
第二種兼業	4,370	3,965	3,499	2,815	2,345	1,856
自給的農家	1,140	1,236	1,345	1,540	1,557	1,520

また、平成27（2015）年の経営耕地面積は1,854haで、そのうち田が1,590ha、畑が228ha、果樹園が36haとなっています。

平成2年以降の推移では、経営耕地面積は4,171haから1,854haへ大きく減少（減少率55.6%）し、特に、畑（63.8%）、果樹（86.6%）は60%を超える減少率となっています。

経営耕地面積（販売農家）の推移



資料：農林業センサス

(単位:ha)

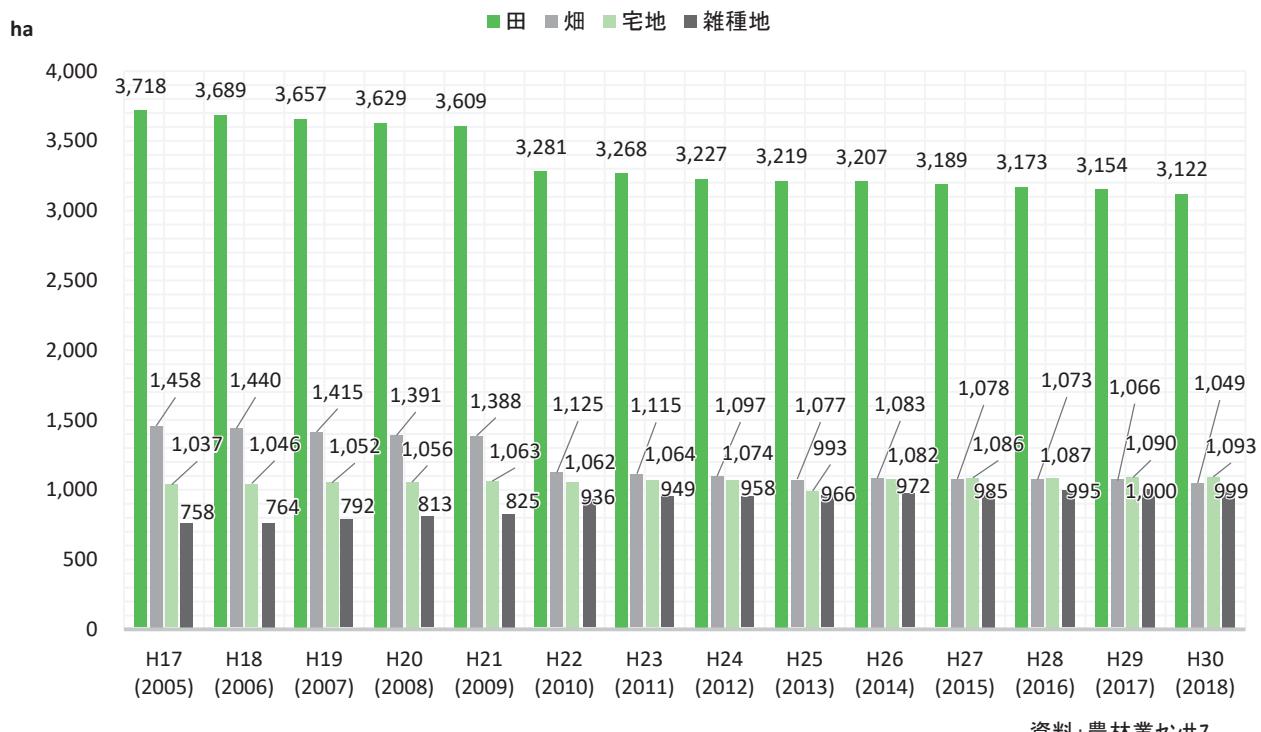
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総面積	4,171	3,795	3,225	2,503	2,167	1,854
田	3,274	3,024	2,602	2,084	1,809	1,590
畑	629	573	498	350	295	228
果樹園	268	198	125	69	63	36

⑤土地利用

平成30（2018）年では、田と畑を合わせた農地が4,171haで、市全体の7.9%を占めています。宅地が1,093haで2.1%、雑種地が999haで1.9%となっています。

8年間の推移では、宅地や雑種地は増加し、田や畑などの農地は減少しています。

地目別面積の推移



資料：農林業センサス

（単位：ha）

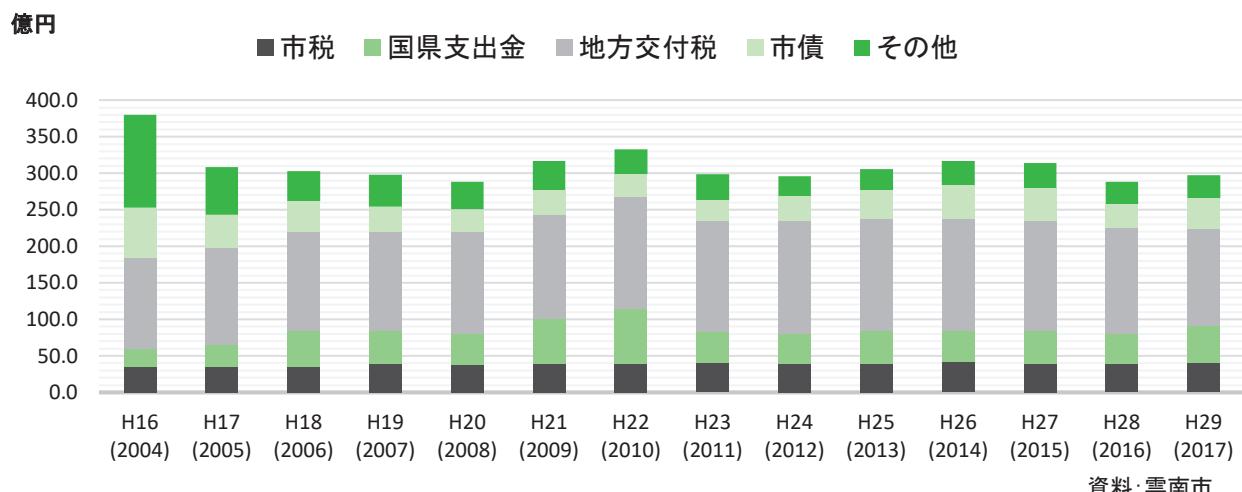
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	55,337	55,337	52,145	52,248	52,293	52,310	52,337	52,427	52,467	52,494	52,572	52,577	52,694	52,793
田	3,718	3,689	3,657	3,629	3,609	3,281	3,268	3,227	3,219	3,207	3,189	3,173	3,154	3,122
畑	1,458	1,440	1,415	1,391	1,388	1,125	1,115	1,097	1,077	1,083	1,078	1,073	1,066	1,049
宅地	1,037	1,046	1,052	1,056	1,063	1,062	1,064	1,074	993	1,082	1,086	1,087	1,090	1,093
雑種地	758	764	792	813	825	936	949	958	966	972	985	995	1,000	999
山林	22,870	22,934	22,889	22,943	22,965	22,982	23,002	23,020	23,033	23,027	23,030	23,014	23,058	23,053
その他	25,496	25,464	22,340	22,416	22,443	22,924	22,939	23,051	23,179	23,123	23,204	23,235	23,326	23,477

(3) 財政

①普通会計歳入

歳入の概ね半分を占める地方交付税は、普通交付税の一本算定への移行や、人口減少、公債費分の減少などに伴い、平成27（2015）年度以降17.6億円減少し、一般財源総額が縮小しています。

普通会計歳入の推移



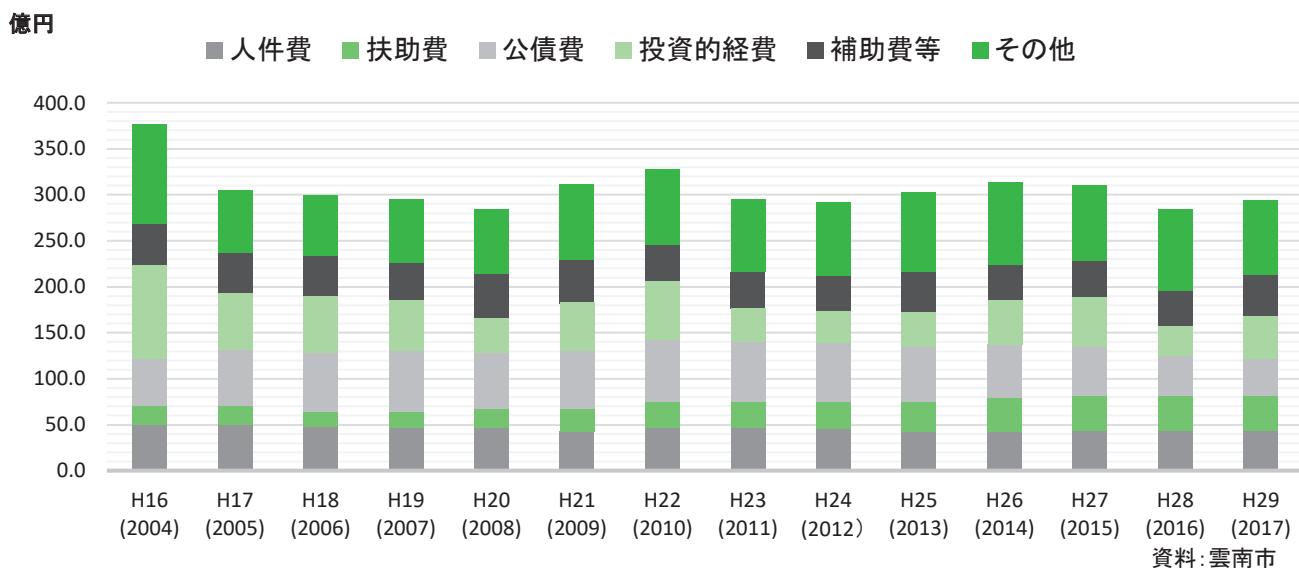
（単位: 億円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市税	36.2	35.6	37.0	40.4	39.9	39.4	39.7	40.1	39.9	40.6	41.5	39.8	40.4	41.4
国県支出金	23.3	26.9	48.0	44.7	39.3	59.7	74.4	43.4	40.3	42.5	44.3	46.6	41.2	47.8
地方交付税	125.9	136.1	137.3	135.1	141.5	145.6	153.1	154.2	154.8	156.2	152.7	148.6	143.5	136.9
市債	67.7	44.5	39.3	34.3	30.0	31.7	31.7	25.2	33.0	37.1	44.9	44.3	31.6	39.2
その他	126.7	65.4	41.2	43.3	37.8	40.2	33.5	35.6	28.2	28.9	33.6	34.7	31.4	32.2
合計	379.8	308.5	302.8	297.8	288.5	316.6	332.4	298.5	296.2	305.3	317.0	314.0	288.1	297.5

②普通会計歳出

歳入における、地方交付税に減額に伴う一般財源総額の縮小に対応するために、定員管理計画に基づく人件費の削減や、繰上償還による将来の公債費の圧縮を図ることにより、歳出削減を行なながらも、道路や施設等住民の利便性の向上に資する施設の整備を計画的に実施してきました。

普通会計歳出の推移



(単位: 億円)

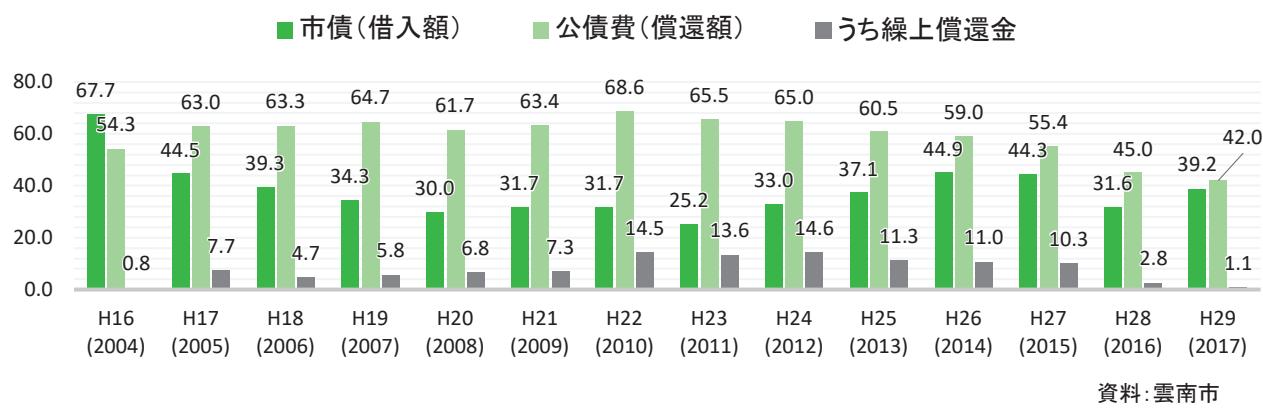
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人件費	54.0	50.4	47.1	47.6	46.3	45.8	45.8	46.8	45.7	44.1	43.2	43.1	42.4	42.3
扶助費	15.9	18.1	17.6	18.4	19.9	21.9	28.4	28.9	29.5	29.7	35.6	36.3	38.1	38.4
公債費	54.3	63.0	63.3	64.7	61.7	63.4	68.6	65.5	65.0	60.5	59.0	55.4	45.0	42.0
投資的経費	97.7	60.6	62.5	54.0	37.7	51.6	61.5	34.8	31.9	38.0	48.3	53.4	30.5	45.1
補助費等	48.0	43.9	43.3	42.1	47.8	47.0	41.7	40.6	40.1	42.7	38.2	39.0	39.6	44.0
その他	106.5	68.6	65.1	68.1	71.0	81.4	81.4	78.8	79.9	87.2	88.5	83.0	88.1	81.6
合計	376.4	304.6	298.9	294.9	284.4	311.1	327.4	295.4	292.1	302.2	312.8	310.2	283.7	293.4

③市債、公債費

合併以後、継続的に繰上償還を行い、将来の公債費負担の圧縮を図るとともに、市債の発行と償還のバランスを図ることにより、将来負担を適正に見定め、財政の健全化に努めました。

億円

市債、公債費の推移



資料:雲南市

(単位:億円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市債(借入額)	67.7	44.5	39.3	34.3	30.0	31.7	31.7	25.2	33.0	37.1	44.9	44.3	31.6	39.2
公債費(償還額)	54.3	63.0	63.3	64.7	61.7	63.4	68.6	65.5	65.0	60.5	59.0	55.4	45.0	42.0
うち繰上償還金	0.8	7.7	4.7	5.8	6.8	7.3	14.5	13.6	14.6	11.3	11.0	10.3	2.8	1.1

④基金残高、市債残高

基金残高については、平成20（2008）年度以降は地方交付税の増、合併特例債による地域振興基金の増により増加しています。

また、市債残高は、新規の起債（借金）発行額を抑え、繰上償還を可能な限り実施してきたことにより減少しました。



(単位: 億円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
基金残高	73.4	65.9	63.5	60.7	62.0	71.3	85.9	92.6	100.5	107.9	111.2	111.1	110.6	112.8
うち財政調整基金	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.3	8.6	11.1	13.0	14.3	14.3	14.4	14.4	14.4
市債残高	565.8	556.4	541.8	520.2	496.8	472.8	442.8	409.0	382.7	364.4	354.7	347.5	337.1	336.8

雲南市の歌

なが
流れきらめく ひいかわ
斐伊の川

だいちゆた
大地豊かに うるお
潤して

しきよそあ
四季の装い あで
艶やかに

ひとぬく
人の温もり あい
愛がある

うつく
ああ美しき うんなんし
雲南市

あすのゆ
明日に伸び行く わがまちよ

しんわいき
神話息づく やまなみ
山脈に

れきしぶんか
歴史文化が こだまする

まつりばやし
祭 嘉子に ゆめ
夢のせて

えがお
笑顔あふれる うた
歌がある

かぐわ
ああ芳しき うんなんし
雲南市

こころやす
心 安らぐ ふるさとよ

かすみ
霞たなびく さとやま
里の山

みどりゆた
緑 豊かに よ
いつの代も

きずなふか
絆 深める ひとわ
人の和が

かつき
活気あふれる あすつく
明日創る

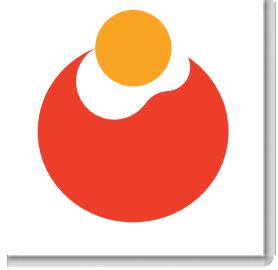
ほこ
ああ誇らしき うんなんし
雲南市

きぼうかがや
希望輝く わがまちよ





市 章



雲南市の「U」をモチーフに、「いきいきとした自然・人・街（ふるさと）」「生命と神話が息づく新しい日本のふるさと」をイメージし、全体として、未来に向かって躍動・発展する雲南市を力強く表現しています。

市の花 さくら



選定理由：日本のさくら各所100選に選定された「斐伊川堤防桜並木」は、中国地方随一の桜の名所として花の見頃には、多くの観光客でにぎわい、その名を馳せています。また、三刀屋川堤防、丸子山公園、加茂中央公園など市内各地に桜並木があり、地域の皆さんに親しまれています。そのほかにも、三刀屋町の御衣黄桜、加茂町三代の枝垂れ桜などの珍しい桜や巨木など地域で親しまれている桜も多く、市内全域の山々には山桜が自生しています。このように雲南市民に広く親しまれ、全国にアピールできる花として桜を選定しました。

市の木 いちょう



選定理由：いちょうは、落葉高木で秋には黄色く色づきます。樹齢は、500～600年といわれ、生命力にあふれた樹木です。また、病害虫にも強くこの地域の気候や風土にも適した育てやすい樹木です。高さが20～45mと高く、天に向かって伸びていくその姿は威風堂々として美しくかつ雄大で、まさに雲南市の限りない発展を象徴しています。市内では官公庁や学校、寺社の境内などに見られます。春の桜の美しさに対し、秋にはいちょうの黄葉で美しい景観づくりを進めたいという思いを込めて選定しました。

発行編集：雲南市役所 政策企画部 政策推進課

発行日：令和2年3月

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521-1

TEL 0854-40-1011

FAX 0854-40-1019

E-mail seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp

<http://www.city.unnan.shimane.jp/>
